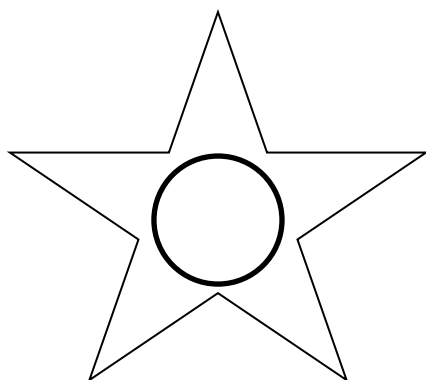


令和 6 年度

市 税 概 要



釧 路 市

目 次

I 市勢と市税

1	釧路市の概況	3
2	人口・世帯数・面積等に関する調	4
3	市税負担額等に関する調	5
4	令和5年度一般会計決算額	6
5	令和5年度一般会計決算額構成比	7
6	令和6年度一般会計当初予算額	8
7	令和6年度一般会計当初予算額構成比	9
8	令和5年度市税決算額調	10
9	市税決算額年度別調	12
10	令和6年度市税予算額調	14

II 市民税

1	令和6年度個人市民税所得別納税義務者等調	17
2	令和6年度個人市民税課税状況調	18
3	所得区分別所得割額等の推移	19
(1)	給与所得者	19
(2)	営業等所得者	20
(3)	農業所得者	21
(4)	その他の所得者	22
(5)	短期及び長期譲渡所得等について分離課税をした者	23
(6)	合計	24
4	個人市民税納税義務者数年度別調	25
5	令和6年度個人市民税徴収別調定額調	25
6	個人市民税徴収別納税義務者数調	25
7	個人市民税所得割課税標準額段階別納税義務者数調	26
8	法人市民税法人税割産業区分別件数及び調定額調（現年度）	28
9	法人市民税法人税割本支店別調定額調（現年度）	30
10	法人件数調	32

III 固定資産税

1	固定資産税調定額調	35
2	土地の概要（総数）	36
3	家屋の概要（総数）	38
4	木造家屋に関する調（総数）	39
5	非木造家屋に関する調（総数）	40
6	家屋の新增築状況調	41
7	家屋の減少状況調	41
8	償却資産の概要	42

9	国有資産等所在市町村交付金に関する調	44
10	固定資産課税台帳縦覧及び評価審査申出状況調	45
11	都市計画税調定額調	46

IV 諸 税

1	軽自動車税課税状況調	49
2	市たばこ税課税状況調	51
3	鉱産税課税状況調	51
4	入湯税課税状況調	51
5	地方譲与税等に関する調	52

V 納 税

1	滞納処分状況調	55
2	滞納処分の停止状況調	56
3	税目別不納欠損額調	56
4	事由別不納欠損額調	58
5	督促状発付件数調	58
6	過誤納金の還付に関する調	60
	(1) 歳入還付	60
	(2) 歳出還付	60
7	市税の口座振替利用状況調	62

VI その他

1	釧路市組織図	65
2	税務機構図	67
3	税務職員一人当たり人口・世帯数	67
4	税務職員の配置	68
5	税務職員の年齢階層等調	69
	(1) 年齢階層	69
	(2) 税務経験年数	69
6	税務事務分掌	70
7	税務職員の推移	71
8	徴税費等の推移	72
9	税証明・閲覧件数の推移	73
10	昭和37年度以降の市税税率の推移	74
11	昭和25年度以降の地方税制の推移	95

I 市 勢 と 市 税

1 釧路市の概況

人 口 (令和6年 3月31日)	男	73,150 人
	女	82,730 人
	合計	155,880 人
人 口 密 度	114 人	

都 市 形 態	酪農水産業港湾観光都市	
産業構造（令和2年国勢調査）		
第1次産業	第2次産業	第3次産業
2.3%	18.7%	79.0%

位 置〔東経〕 144度22分24秒

〔北緯〕 42度58分10秒 （以上の基点：釧路埼灯台）

面 積 1363.26 km² （国土地理院公表=令和6年7月1日現在）



2 人口・世帯数・面積等に関する調

年 度 区 分		R1	R2	R3	R4	R5
(ア) 人 口 (人)		166,573	164,298	161,719	159,014	155,880
前年度比 (%)		△ 1.3	△ 1.4	△ 1.6	△ 1.7	△ 2.0
(イ) 世 帯 数 (世帯)		93,947	93,643	92,991	92,408	91,614
前年度比 (%)		△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.9
(ウ) 面 積 (km ²)		1,363.29	1,363.29	1,363.29	1,363.26	1,363.26
1 km ² 当たり	人 口 (人)	122	121	119	117	114
	世帯数 (世帯)	69	69	68	68	67
(エ) 市 税 (千円)		21,189,706	20,753,266	21,028,183	21,270,592	21,207,104
前年度比 (%)		2.4	△ 2.1	1.3	1.2	△ 0.3
(オ) 税務職員数 (人)		85	85	84	84	83
税 務 職 員 一 人 当 た り	人口 (ア/オ) (人)	1,960	1,933	1,925	1,893	1,878
	前年度比 (%)	△ 0.1	△ 1.4	△ 0.4	△ 1.7	△ 0.8
	世帯数 (イ/オ) (世帯)	1,105	1,102	1,107	1,100	1,104
	前年度比 (%)	1.0	△ 0.3	0.5	△ 0.6	0.4
	面積 (ウ/オ) (km ²)	16.03	16.04	16.23	16.23	16.42
	市税 (エ/オ) (千円)	249,291	244,156	250,336	253,221	255,507
前年度比 (%)		3.6	△ 2.1	2.5	1.2	0.9

※各年度末現在

3 市税負担額等に関する調

年 度 区 分		R1	R2	R3	R4	R5
一 般 会 計	歳 入 千円	93,709,670	117,516,114	107,500,494	101,499,436	103,191,619
	(ア) 前年度比 %	0.5	25.4	△ 8.5	△ 5.6	1.7
	歳 出 千円	93,633,512	116,860,391	102,758,316	99,506,186	101,017,895
市 税	収入額 千円	21,189,706	20,753,266	21,028,183	21,270,592	21,207,104
	(イ) 前年度比 %	2.4	△ 2.1	1.3	1.2	△ 0.3
市税の割合(イ/ア)%		22.6	17.7	19.6	21.0	20.6
市民一人当たり の市税負担額 円		128,971	126,315	132,241	133,766	136,048
一世帯当たりの 市税負担額 円		226,282	221,621	227,558	230,181	231,483
基準財政収入額 (ウ) 千円		18,365,140	19,646,675	19,222,131	19,776,116	20,116,926
基準財政需要額 (エ) 千円		41,331,991	42,360,678	43,252,119	43,806,307	43,830,263
財政力指数 (ウ/エ)		44.4%	46.4%	44.4%	45.1%	45.9%

4 令和5年度一般会計決算額

〔歳入〕

(単位：千円，%)

区 分	予算現額	決算額	増減額	構成比
1 市 税	20,990,889	21,207,104	216,215	20.6
2 地 方 譲 与 税	728,875	732,683	3,808	0.7
3 利 子 割 交 付 金	7,000	6,523	△ 477	0.0
4 配 当 割 交 付 金	99,000	60,239	△ 38,761	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	53,000	69,264	16,264	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	327,000	332,141	5,141	0.3
7 地 方 消 費 税 交 付 金	4,880,000	4,405,723	△ 474,277	4.3
8 ゴルフ場利用税交付金	8,800	7,899	△ 901	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	34,000	61,890	27,890	0.1
10 地 方 特 例 交 付 金	141,471	144,307	2,836	0.0
11 地 方 交 付 税	25,720,000	25,897,505	177,505	25.1
12 交通安全対策特別交付金	19,000	16,176	△ 2,824	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,376,159	1,325,759	△ 50,400	1.3
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,475,858	2,464,635	△ 11,223	2.4
15 国 庫 支 出 金	28,191,914	26,362,228	△ 1,829,686	25.5
16 道 支 出 金	6,297,699	6,074,965	△ 222,734	5.9
17 財 産 収 入	319,049	279,726	△ 39,323	0.3
18 寄 附 金	3,352,572	2,400,938	△ 951,634	2.3
19 繰 入 金	1,617,889	709,049	△ 908,840	0.7
20 繰 越 金	633,250	633,250	0	0.6
21 諸 収 入	3,642,526	3,025,433	△ 617,093	2.9
22 市 債	8,696,359	6,969,042	△ 1,727,317	6.8
23 自動車取得税交付金	0	5,139	5,139	0.0
合 計	109,612,310	103,191,618	△ 6,420,692	100.0

〔歳出〕

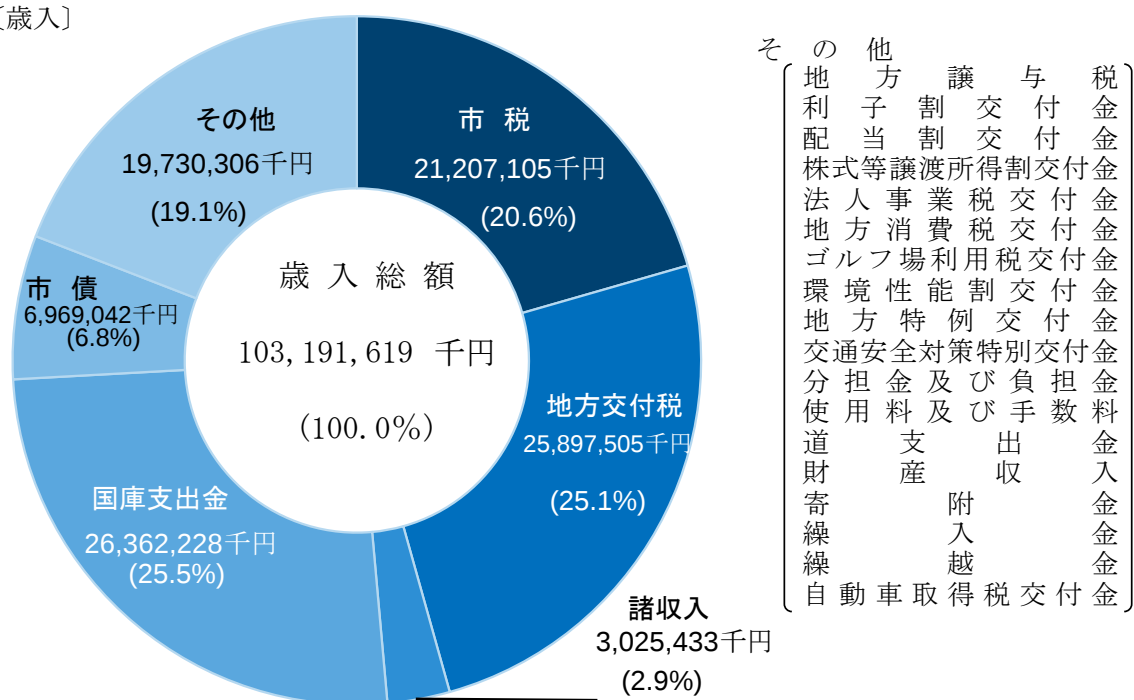
(単位：千円，%)

区 分	予算現額	決算額	予算残額	構成比
1 議 会 費	332,326	319,297	13,029	0.3
2 総 務 費	13,578,394	11,672,664	1,905,730	11.6
3 民 生 費	33,788,704	32,451,206	1,337,498	32.1
4 衛 生 費	6,531,037	5,569,371	961,666	5.5
5 労 働 費	126,855	111,718	15,137	0.1
6 農 林 水 産 業 費	1,350,840	1,189,039	161,801	1.2
7 商 工 費	3,956,458	3,157,817	798,641	3.1
8 土 木 費	7,496,014	6,319,120	1,176,894	6.3
9 港 湾 費	1,669,578	1,078,008	591,570	1.1
10 消 防 費	1,409,118	1,267,578	141,540	1.2
11 教 育 費	6,742,402	6,230,652	511,750	6.2
12 災 害 復 旧 費	281,073	242,369	38,704	0.2
13 公 債 費	12,013,586	11,899,849	113,737	11.8
14 諸 支 出 金	9,749,905	9,414,024	335,881	9.3
15 職 員 費	10,557,823	10,095,183	462,640	10.0
16 予 備 費	28,197	0	28,197	0.0
合 計	109,612,310	101,017,895	8,594,415	100.0

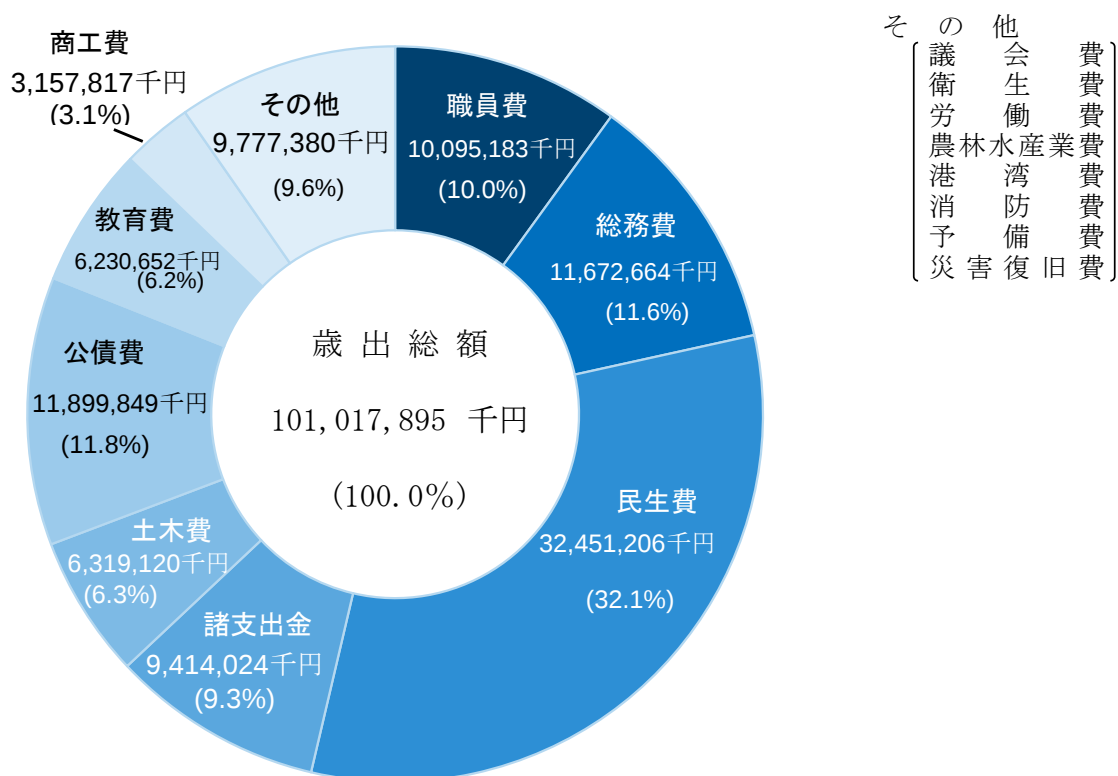
歳 入 歳 出 差 引 額	0	2,173,723	2,173,723	—
---------------	---	-----------	-----------	---

5 令和5年度一般会計決算額構成比

〔歳入〕



〔歳出〕



6 令和6年度一般会計当初予算額

〔歳入〕

(単位：千円，%)

区 分	予 算 額	構成比
1 市 税	20,431,792	20.0
2 地 方 譲 与 税	782,854	0.8
3 利 子 割 交 付 金	6,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	47,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	64,000	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	341,000	0.3
7 地 方 消 費 税 交 付 金	4,190,000	4.1
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	84,000	0.1
10 地 方 特 例 交 付 金	787,396	0.8
11 地 方 交 付 税	25,400,000	24.9
12 交通安全対策特別交付金	15,000	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	692,632	0.7
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,490,643	2.4
15 国 庫 支 出 金	21,036,367	20.6
16 道 支 出 金	6,158,590	6.0
17 財 産 収 入	317,716	0.3
18 寄 附 金	2,701,001	2.7
19 繰 入 金	3,805,147	3.7
20 繰 越 金	1	0.0
21 諸 収 入	3,389,526	3.3
22 市 債	9,251,235	9.1
合 計	102,000,000	100.0

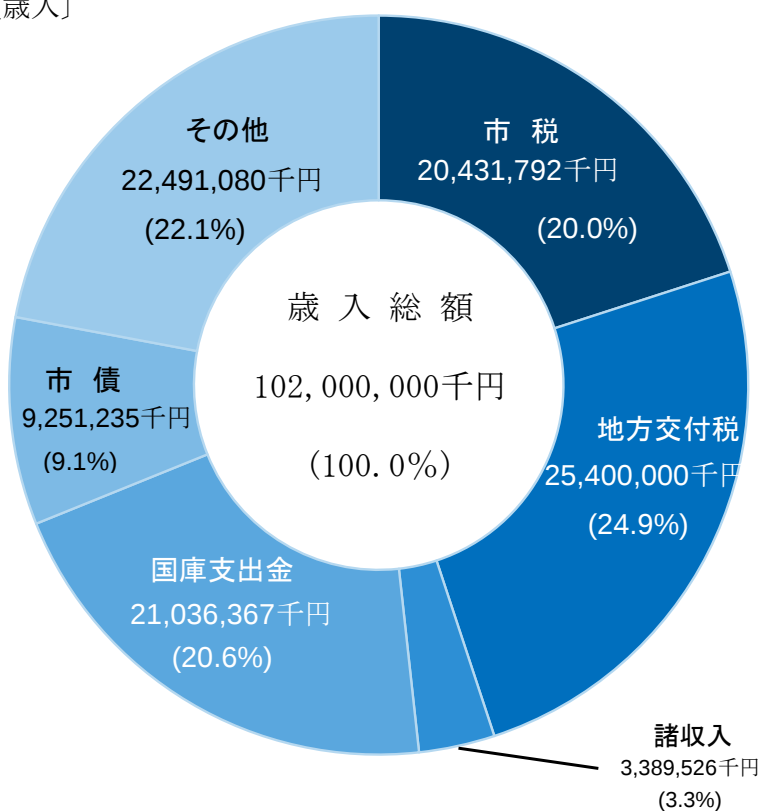
〔歳出〕

(単位：千円，%)

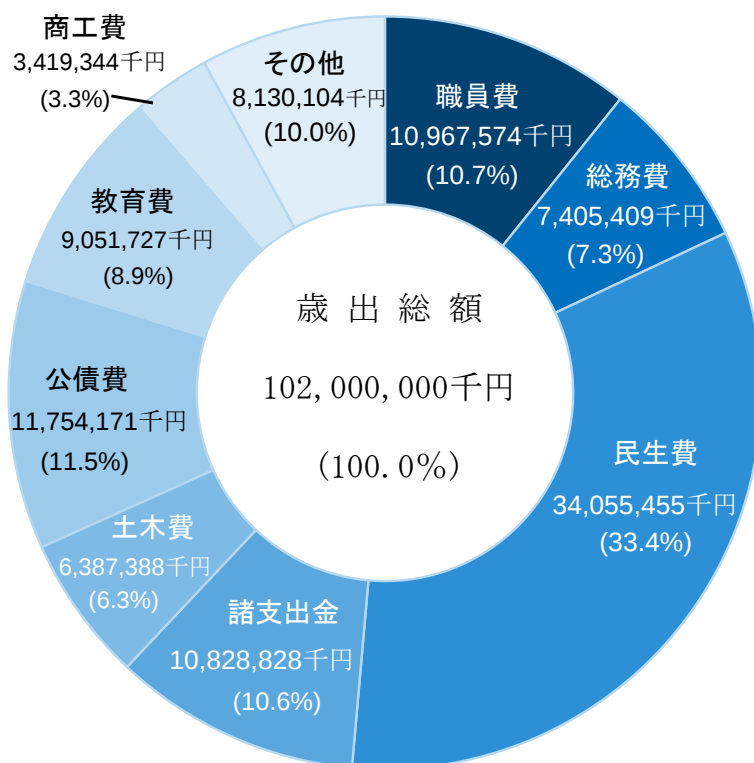
区 分	予 算 額	構成比
1 議 会 費	329,642	0.3
2 総 務 費	7,405,409	7.3
3 民 生 費	34,055,455	33.4
4 衛 生 費	3,642,103	3.6
5 労 働 費	162,356	0.1
6 農 林 水 産 業 費	1,293,572	1.3
7 商 工 費	3,419,344	3.3
8 土 木 費	6,387,388	6.3
9 港 湾 費	1,597,166	1.6
10 消 防 費	1,000,265	1.0
11 教 育 費	9,051,727	8.9
12 災 害 復 旧 費	15,000	0.0
13 公 債 費	11,754,171	11.5
14 諸 支 出 金	10,828,828	10.6
15 職 員 費	10,967,574	10.7
16 予 備 費	90,000	0.1
合 計	102,000,000	100.0

7 令和6年度一般会計当初予算額構成比

〔歳入〕

[illegible]

〔歳出〕



費費費費費費費費費費
會生働水産業
林港消災予
議衛勞農
他
その

8 令和5年度市税決算額調

区 分		予算額	調定額	収入額
市 税		20,990,889	21,862,110	21,207,104
現年課税分		20,900,519	21,286,603	21,084,686
	市民税	8,829,578	8,930,809	8,839,671
	個人	7,320,203	7,458,617	7,371,752
	普通徴収	1,472,554	1,554,271	1,472,441
	給与特徴	5,554,273	5,614,158	5,608,640
	年金特徴	293,376	290,188	290,671
	法人	1,509,375	1,472,192	1,467,919
	固定資産税	8,477,097	8,652,984	8,562,135
	純固定資産税	8,369,328	8,545,214	8,454,365
	土地・家屋	6,381,084	6,461,962	6,393,261
	償却資産	1,988,244	2,083,252	2,061,104
	市町村交付金・納付金	107,769	107,770	107,770
	軽自動車税	450,656	459,865	454,663
	種別割	423,682	432,348	427,146
	環境性能割	26,974	27,517	27,517
	市たばこ税	1,630,083	1,707,272	1,707,272
	鉱産税	17,486	17,648	17,648
	入湯税	131,134	132,728	132,728
	都市計画税	1,364,485	1,385,297	1,370,569
滞納繰越分		90,370	575,507	122,418
	市民税	44,774	223,599	72,250
	個人	43,224	205,667	69,175
	法人	1,550	17,932	3,075
	固定資産税	36,565	293,952	40,862
	土地・家屋	27,077	224,569	30,744
	償却資産	9,488	69,383	10,118
	軽自動車税	3,027	9,662	2,705
	入湯税	0	0	0
	都市計画税	6,004	48,294	6,601

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

(単位：千円, %)

不納欠損額	未収入額	還付未済額	収 入 率		収入額／予算額
			本年度	前年度	
122,530	533,792	1,317	97.00	96.90	101.03
13,638	189,518	1,240	99.05	98.99	100.88
16	92,099	977	98.98	98.91	100.11
16	87,762	912	98.84	98.73	100.70
16	82,100	286	94.74	94.33	99.99
0	5,662	143	99.90	99.90	100.98
0	0	483	100.17	100.21	99.08
0	4,337	65	99.71	99.74	97.25
11,729	79,309	190	98.95	98.89	101.00
11,729	79,309	190	98.94	98.87	101.02
8,827	60,063	190	98.94	98.87	100.19
2,902	19,246	0	98.94	98.87	103.66
0	0	0	100.00	100.00	100.00
0	5,234	32	98.87	98.99	100.89
0	5,234	32	98.80	98.92	100.82
0	0	0	100.00	100.00	102.01
0	0	0	100.00	100.00	104.74
0	0	0	100.00	100.00	100.93
0	0	0	100.00	100.00	101.22
1,893	12,876	41	98.94	98.87	100.45
108,892	344,274	77	21.27	18.98	135.46
25,034	126,344	29	32.31	25.56	161.37
20,606	115,915	29	33.63	27.14	160.04
4,428	10,429	0	17.15	11.63	198.39
70,575	182,544	29	13.90	14.48	111.75
55,773	138,081	29	13.69	14.05	113.54
14,802	44,463	0	14.58	15.92	106.64
1,334	5,636	13	28.00	32.27	89.36
0	0	0	—	0.00	—
11,949	29,750	6	13.67	14.11	109.94

9 市税決算額年度別調

区 分		令和2年度				令和3年度			
		調定額	収率	決算額	構比	調定額	収率	決算額	構比
市 税		21,908,175	94.7	20,753,266	100.0	21,758,015	96.6	21,028,183	100.0
現年課税分		21,035,389	98.0	20,625,067	99.5	20,940,032	99.1	20,746,437	98.7
市 民 税	市民税	9,113,469	98.8	9,003,217	43.3	8,991,185	99.2	8,917,666	42.4
	個人	7,497,171	99.0	7,418,803	35.7	7,416,992	99.1	7,346,980	34.9
	普通徴収	1,591,227	95.2	1,515,452	7.3	1,545,515	95.6	1,477,314	7.0
	給与特徴	5,613,423	99.9	5,610,449	27.0	5,577,441	100.0	5,575,139	26.5
	年金特徴	292,521	100.1	292,902	1.4	294,036	100.2	294,527	1.4
	法人	1,616,298	98.0	1,584,414	7.6	1,574,193	99.8	1,570,686	7.5
	固定資産税	8,536,146	97.0	8,281,714	40.0	8,492,086	98.8	8,392,303	39.9
	純固定資産税	8,416,040	97.0	8,161,608	39.4	8,368,584	98.8	8,268,801	39.3
	土地	1,773,036	97.0	1,719,435	8.3	1,762,983	98.8	1,741,962	8.3
	家屋	4,677,534	97.0	4,536,123	21.9	4,302,460	98.8	4,251,159	20.2
	償却資産	1,965,470	97.0	1,906,050	9.2	2,303,141	98.8	2,275,680	10.8
	市町村交付金	120,106	100.0	120,106	0.6	123,502	100.0	123,502	0.6
	軽自動車税	410,110	99.0	406,193	2.0	424,327	98.9	419,802	2.0
	種別割	399,131	99.0	395,214	1.9	410,695	98.9	406,170	1.9
	環境性能割	10,979	100.0	10,979	0.1	13,632	100.0	13,632	0.1
市 民 税	市たばこ税	1,498,185	100.0	1,498,185	7.2	1,606,586	100.0	1,606,586	7.6
	鉱産税	17,533	100.0	17,533	0.1	18,954	100.0	18,954	0.1
	入湯税	79,896	100.0	79,896	0.4	84,385	100.0	84,385	0.4
	都市計画税	1,380,050	97.0	1,338,329	6.5	1,322,509	98.8	1,306,741	6.2
	土地	443,758	97.0	430,342	2.1	441,118	98.8	435,859	2.1
	家屋	936,292	97.0	907,987	4.4	881,392	98.8	870,882	4.1
	滞納繰越分	872,786	14.7	128,199	0.5	817,983	34.4	281,746	1.3
	市民税	347,207	23.4	81,404	0.4	288,881	27.6	79,612	0.4
	個人	310,549	24.6	76,387	0.4	241,267	22.5	54,401	0.3
	法人	36,658	13.7	5,017	0.0	47,614	52.9	25,211	0.1
市 民 税	固定資産税	436,540	8.4	36,581	0.1	443,189	38.6	171,216	0.8
	土地・家屋	349,239	8.3	29,048	0.1	348,129	37.8	131,494	0.6
	償却資産	87,301	8.6	7,533	0.0	95,060	41.8	39,722	0.2
	軽自動車税	14,212	28.1	3,994	0.0	11,386	24.5	2,784	0.0
	入湯税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	都市計画税	74,827	8.3	6,220	0.0	74,527	37.8	28,134	0.1

※「収率」は収入率。「構比」は構成比。

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

(単位：千円，％)

区 分	令和4年度				令和5年度			
	調定額	収率	決算額	構比	調定額	収率	決算額	構比
市 税	21,951,516	96.9	21,270,592	100.0	21,862,110	97.0	21,207,104	100.0
現年課税分	21,376,611	99.0	21,161,493	99.5	21,286,603	99.1	21,084,686	99.4
市民税	9,013,259	98.9	8,914,794	41.9	8,930,809	99.0	8,839,671	41.7
個人	7,430,962	98.7	7,336,594	34.5	7,458,617	98.8	7,371,752	34.8
普通徴収	1,579,940	94.3	1,490,418	7.0	1,554,271	94.7	1,472,441	6.9
特別徴収	5,557,650	99.9	5,552,188	26.1	5,614,158	99.9	5,608,640	26.5
年金特徴	293,372	100.2	293,988	1.4	290,188	100.2	290,671	1.4
法人	1,582,297	99.7	1,578,200	7.4	1,472,192	99.7	1,467,919	6.9
固定資産税	8,689,695	98.9	8,593,092	40.4	8,652,984	99.0	8,562,134	40.3
純固定資産税	8,582,186	98.9	8,485,583	39.9	8,545,214	98.9	8,454,364	39.8
土地	1,763,435	98.9	1,743,585	8.2	1,758,632	98.9	1,739,934	8.2
家屋	4,657,662	98.9	4,605,234	21.7	4,703,330	98.9	4,653,326	21.9
償却資産	2,161,089	98.9	2,136,764	10.0	2,083,252	98.9	2,061,104	9.7
市町村交付金	107,509	100.0	107,509	0.5	107,770	100.0	107,770	0.5
軽自動車税	449,880	99.0	445,329	2.1	459,865	98.9	454,663	2.1
種別割	422,690	98.9	418,139	2.0	432,348	98.8	427,146	2.0
環境性能割	27,190	100.0	27,190	0.1	27,517	100.0	27,517	0.1
市たばこ税	1,704,075	100.0	1,704,075	8.0	1,707,272	100.0	1,707,272	8.1
鉱産税	17,953	100.0	17,953	0.1	17,648	100.0	17,648	0.1
入湯税	124,809	100.0	124,809	0.6	132,728	100.0	132,728	0.6
都市計画税	1,376,940	98.9	1,361,441	6.4	1,385,297	98.9	1,370,570	6.5
土地	441,724	98.9	436,752	2.1	440,932	98.9	436,245	2.1
家屋	935,216	98.9	924,689	4.3	944,365	98.9	934,325	4.4
滞納繰越分	574,905	19.0	109,099	0.5	575,507	21.3	122,418	0.6
市民税	218,287	25.6	55,803	0.3	223,599	32.3	72,250	0.3
個人	196,114	27.1	53,224	0.3	205,667	33.6	69,175	0.3
法人	22,173	11.6	2,579	0.0	17,932	17.1	3,075	0.0
固定資産税	296,999	14.5	43,007	0.2	293,952	13.9	40,862	0.3
土地・家屋	229,016	14.1	32,186	0.2	224,569	13.7	30,744	0.2
償却資産	67,983	15.9	10,821	0.0	69,383	14.6	10,118	0.1
軽自動車税	10,324	32.3	3,332	0.0	9,662	28.0	2,705	0.0
入湯税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
都市計画税	49,295	14.1	6,957	0.0	48,294	13.7	6,601	0.0

10 令和6年度市税予算額調

(単位：千円，%)

区 分	令和6年度		前 年 度		増 減	
	当初予算額(a)	構成比	当初予算額(b)	構成比	増減額(a)-(b)	伸 率
市 税	20,431,792	100.0	20,990,889	100.0	△ 559,097	△ 2.7
現年課税分	20,332,333	99.6	20,900,519	99.7	△ 568,186	△ 2.7
市民税	8,289,250	40.6	8,829,578	42.1	△ 540,328	△ 6.1
個人	6,780,604	33.2	7,320,203	34.9	△ 539,599	△ 7.4
均等割	226,253	1.1	267,534	1.3	△ 41,281	△ 15.4
所得割	6,554,351	32.1	7,052,669	33.6	△ 498,318	△ 7.1
法人	1,508,646	7.4	1,509,375	7.2	△ 729	0.0
均等割	574,013	2.8	569,748	2.7	4,265	0.7
法人税割	934,633	4.6	939,627	4.5	△ 4,994	△ 0.5
固定資産税	8,385,712	41.0	8,477,097	40.4	△ 91,385	△ 1.1
純固定資産税	8,280,553	40.5	8,369,328	39.9	△ 88,775	△ 1.1
土地	1,735,365	8.5	1,736,725	8.3	△ 1,360	△ 0.1
家屋	4,595,688	22.5	4,644,359	22.1	△ 48,671	△ 1.0
償却資産	1,949,500	9.5	1,988,244	9.5	△ 38,744	△ 1.9
市町村交付金	105,159	0.5	107,769	0.5	△ 2,610	△ 2.4
軽自動車税	462,942	2.4	450,656	2.2	12,286	2.7
種別割	439,754	2.2	423,682	2.0	16,072	3.8
環境性能割	23,188	0.1	26,974	0.2	△ 3,786	△ 14.0
市たばこ税	1,672,031	8.2	1,630,083	7.8	41,948	2.6
鉱産税	16,678	0.1	17,486	0.1	△ 808	△ 4.6
入湯税	148,163	0.7	131,134	0.6	17,029	13.0
都市計画税	1,357,557	6.6	1,364,485	6.5	△ 6,928	△ 0.5
土地	435,485	2.1	435,878	2.1	△ 393	△ 0.1
家屋	922,072	4.5	928,607	4.4	△ 6,535	△ 0.7
滞 納 繰 越 分	99,459	0.4	90,370	0.3	9,089	10.1
市民税	54,705	0.3	44,774	0.2	9,931	22.2
個人	52,632	0.3	43,224	0.2	9,408	21.8
法人	2,073	0.0	1,550	0.0	523	33.7
固定資産税	36,258	0.1	36,565	0.1	△ 307	△ 0.8
土地・家屋	26,663	0.1	27,077	0.1	△ 414	△ 1.5
償却資産	9,595	0.0	9,488	0.0	107	1.1
軽自動車税	2,578	0.0	3,027	0.0	△ 449	△ 14.8
入湯税	0	0.0	0	0.0	0	—
都市計画税	5,918	0.0	6,004	0.0	△ 86	△ 1.4

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

Ⅱ 市 民 税

1 令和6年度個人市民税所得別納税義務者等調

(単位：人，千円，％)

所得者区分	均等割のみを納める者 (a)			
	納 税 義務者	均等割額	構 成 比	
			納 税 義務者	均 等 割 額
給 与 所 得 者	5,273	15,819	50.7	50.7
営 業 等 所 得 者	629	1,887	6.1	6.1
農 業 所 得 者	16	48	0.1	0.1
その他の所得者	4,476	13,428	43.1	43.1
家屋敷等のみ	0	0	0.0	0.0
合 計	10,394	31,182	100.0	100.0
構 成 比	13.6	0.4		

所得者区分	均等割と所得割を納める者 (b)					
	納税義務者	均等割額	所得割額	構 成 比		
				納 税 義務者	均等割額	所得割額
給 与 所 得 者	55,985	167,955	5,887,878	84.9	84.9	88.5
営 業 等 所 得 者	1,904	5,712	297,847	2.9	2.9	4.5
農 業 所 得 者	34	102	9,205	0.1	0.1	0.1
その他の所得者	7,999	23,997	455,950	12.1	12.1	6.9
家屋敷等のみ						
合 計	65,922	197,766	6,650,880	100.0	100.0	100.0
構 成 比	86.4	2.9	96.7			

所得者区分	合 計 (a)+(b)			
	納税義務者	税 額	構 成 比	
			納 税 義務者	税 額
給 与 所 得 者	61,258	6,071,652	80.4	88.3
営 業 等 所 得 者	2,533	305,446	3.3	4.4
農 業 所 得 者	50	9,355	0.1	0.1
その他の所得者	12,475	493,375	16.2	7.2
家屋敷等のみ	0	0		
合 計	76,316	6,879,828	100.0	100.0
構 成 比	100.0	100.0		

2 令和6年度個人市民税課税状況調

(単位：人、千円、%)

所有者区分	納税義務者数			総 所 得 金 額 等							
	所得税の納税義務		計	総所得	山林所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等の 譲渡所得	上場株式等の 配当所得	先物取引の 雑所得等	計
	あり	なし									
給与所得者	53,196	2,584	55,780	182,277,511	1,287	0	0	0	0	0	182,278,798
営 業 等 所 得 者	1,810	73	1,883	7,314,828	0	0	0	0	0	0	7,314,828
農 業 所 得 者	33	1	34	248,141	0	0	0	0	0	0	248,141
そ の 他 の 所 得 者	7,649	39	7,688	13,943,066	0	0	0	0	0	0	13,943,066
分 離 譲 渡 所 得 者	527	10	537	3,338,893	3,272	2,031,163	116,550	1,670,510	55,980	55,740	7,272,108
合 計	63,215	2,707	65,922	207,122,439	4,559	2,031,163	116,550	1,670,510	55,980	55,740	211,056,941

所有者区分	所得控除額	課税標準額							
		総所得	山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計
給与所得者	69,661,395	112,616,117	1,286	0	0	0	0	0	112,617,403
営業所得者	2,253,944	5,060,884	0	0	0	0	0	0	5,060,884
農業所得者	83,262	164,879	0	0	0	0	0	0	164,879
その他の所得者	6,998,724	6,944,342	0	0	0	0	0	0	6,944,342
分離譲渡所得者	757,031	2,634,968	3,272	1,987,403	115,122	1,668,318	55,724	50,270	6,515,077
合計	79,754,356	127,421,190	4,558	1,987,403	115,122	1,668,318	55,724	50,270	131,302,585

所有者区分	算出税額							税額控除額等	所得割額	平均税率
	総所得・山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計			
給与所得者	6,754,702	0	0	0	0	0	6,754,702	84 454,425	503,258 5,797,019	6.0
営業所得者	303,572	0	0	0	0	0	303,572	0 17,461	16,035 270,076	6.0
農業所得者	9,891	0	0	0	0	0	9,891	0 224	462 9,205	6.0
その他の所得者	416,349	0	0	0	0	0	416,349	3 26,565	64,912 324,872	6.0
分離譲渡所得者	158,296	59,466	6,216	50,050	1,671	1,508	277,207	0 18,185	9,819 249,203	6.0
合計	7,642,810	59,466	6,216	50,050	1,671	1,508	7,761,721	87 516,860	594,486 6,650,375	6.0

※「税額控除額等」欄に税額調整額を含む。上段数値は税額調整額の再掲

※「所得割額」欄の上段数値は〔配当割額の控除額〕と〔株式等譲渡所得割額の控除額〕と〔減免税額〕の合算額

3 所得区分別所得割額等の推移

(1) 給与所得者

(単位：人、千円、%)

年 度	納税義務者数		総 所 得 金 額 等			
	計	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R2	59,730	0.3	175,823,002	245	175,823,247	0.9
R3	58,976	△ 1.3	180,045,598	419	180,046,017	2.4
R4	58,741	△ 0.4	181,524,771	365	181,525,136	0.8
R5	58,849	0.2	183,206,122	4,642	183,210,764	0.9
R6	55,780	△ 5.2	182,277,511	1,287	182,278,798	△ 0.5

年 度	所得控除		課 税 標 準 額			
	金 額	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R2	65,998,005	0.8	109,824,997	245	109,825,242	0.9
R3	71,360,358	8.1	108,685,241	418	108,685,659	△ 1.0
R4	70,309,094	△ 1.5	110,215,678	364	110,216,042	1.4
R5	71,585,788	1.8	111,620,335	4,641	111,624,976	1.3
R6	69,661,395	△ 2.7	112,616,117	1,286	112,617,403	0.9

年 度	算出税額		税額控除		所得割額		配当割額 控除額等	平均 税率
	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率		
R2	6,587,078	0.9	1,009 315,537	5.8	6,270,369	0.7	930	6.0
R3	6,518,722	△ 1.0	513 354,440	12.3	6,162,267	△ 1.7	2,015	6.0
R4	6,610,520	1.4	591 407,552	15.0	6,201,897	0.6	1,071	6.0
R5	6,695,031	1.3	767 444,679	9.1	6,249,237	0.8	1,115	6.0
R6	6,754,702	0.9	84 454,425	2.2	5,797,019	△ 7.2	503,258	6.0

※「税額控除」欄に税額調整額を含む。上段数値は税額調整額の再掲

※「配当割額控除額等」欄は「配当割額の控除額」に「株式等譲渡所得割額の控除額」を含む

(2) 営業等所得者

(単位：人，千円，％)

年 度	納税義務者数		総所得金額等			
	計	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R2	2,378	4.2	7,588,494	0	7,588,494	8.1
R3	2,426	2.0	7,850,743	0	7,850,743	3.5
R4	2,221	△ 8.5	7,558,158	0	7,558,158	△ 3.7
R5	2,213	△ 0.4	7,470,709	0	7,470,709	△ 1.2
R6	1,883	△ 14.9	7,314,828	0	7,314,828	△ 2.1

年 度	所得控除		課税標準額			
	金額	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R2	2,441,959	3.1	5,146,535	0	5,146,535	10.6
R3	2,726,108	11.6	5,124,635	0	5,124,635	△ 0.4
R4	2,564,131	△ 5.9	4,994,027	0	4,994,027	△ 2.5
R5	2,568,901	0.2	4,901,808	0	4,901,808	△ 1.8
R6	2,253,944	△ 12.3	5,060,884	0	5,060,884	3.2

年 度	算出税額		税額控除		所得割額		配当割額 控除額等	平均 税率
	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率		
R2	308,696	10.6	120 13,741	1.3	294,940	11.1	15	6.0
R3	307,376	△ 0.4	186 14,090	2.5	293,197	△ 0.6	89	6.0
R4	299,551	△ 2.5	11 15,535	10.3	283,914	△ 3.2	102	6.0
R5	294,017	△ 1.8	24 16,986	9.3	277,012	△ 2.4	19	6.0
R6	303,572	3.2	0 17,461	2.8	270,076	△ 2.5	16,035	6.0

※「税額控除」欄に税額調整額を含む。上段数値は税額調整分の再掲

※「配当割額控除額等」欄は「配当割額の控除額」に「株式等譲渡所得割額の控除額」を含む

(3) 農業所得者

(単位：人，千円，％)

年 度	納税義務者数		総所得金額等			
	計	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R2	48	△ 26.2	387,588	0	387,588	△ 29.0
R3	51	6.3	433,791	0	433,791	11.9
R4	38	△ 25.5	151,466	0	151,466	△ 65.1
R5	29	△ 23.7	178,380	0	178,380	17.8
R6	34	17.2	248,141	0	248,141	39.1

年 度	所得控除		課税標準額			
	金額	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R2	124,418	△ 22.1	263,170	0	263,170	△ 31.9
R3	138,781	11.5	295,010	0	295,010	12.1
R4	91,200	△ 34.3	151,466	0	151,466	△ 48.7
R5	62,307	△ 31.7	116,073	0	116,073	△ 23.4
R6	83,262	33.6	164,879	0	164,879	42.0

年 度	算出税額		税額控除		所得割額		配当割額 控除額等	平均 税率
	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率		
R2	15,788	△ 31.9	132	△ 43.1	15,656	△ 31.8	0	6.0
R3	17,698	12.1	145	9.8	17,553	12.1	0	6.0
R4	9,087	△ 48.7	147	1.4	8,940	△ 49.1	0	6.0
R5	6,963	△ 23.4	160	8.8	6,803	△ 23.9	0	6.0
R6	9,891	42.1	224	40.0	9,205	35.3	462	6.0

※「税額控除」欄に税額調整額を含む

※「配当割額控除額等」欄は「配当割額の控除額」に「株式等譲渡所得割額の控除額」を含む

(4) その他の所得者

(単位：人，千円，％)

年 度	納税義務者数		総所得金額等			
	計	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R2	10,096	△ 2.5	16,285,203	0	16,285,203	△ 1.4
R3	9,946	△ 1.5	17,004,315	1,000	17,005,315	4.4
R4	9,805	△ 1.4	16,545,634	1,542	16,547,176	△ 2.7
R5	9,595	△ 2.1	16,106,507	8,135	16,114,642	△ 2.6
R6	7,688	△ 19.9	13,943,066	0	13,943,066	△ 13.5

年 度	所得控除		課税標準額			
	金額	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R2	8,628,035	△ 2.5	7,657,168	0	7,657,168	△ 0.1
R3	9,461,427	9.7	7,543,021	867	7,543,888	△ 1.5
R4	9,208,690	△ 2.7	7,336,944	1,542	7,338,486	△ 2.7
R5	8,957,996	△ 2.7	7,148,853	7,793	7,156,646	△ 2.5
R6	6,998,724	△ 21.9	6,944,342	0	6,944,342	△ 3.0

年 度	算出税額		税額控除		所得割額		配当割額 控除額等	平均 税率
	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率		
R2	459,026	△ 0.1	102 33,481	3.6	424,757	△ 0.3	788	6.0
R3	452,227	△ 1.5	202 33,464	△ 0.1	417,734	△ 1.7	1,029	6.0
R4	439,914	△ 2.7	124 32,914	△ 1.6	406,359	△ 2.7	641	6.0
R5	429,004	△ 2.5	107 32,443	△ 1.4	396,077	△ 2.5	484	6.0
R6	416,349	△ 2.9	3 26,565	△ 18.1	324,872	△ 18.0	64,912	6.0

※「税額控除」欄に税額調整額を含む。上段数値は税額調整分の再掲

※「配当割額控除額等」欄は「配当割額の控除額」に「株式等譲渡所得割額の控除額」を含む

(5) 短期及び長期譲渡所得等について分離課税をした者

(単位：人、千円、%)

年 度	納税義務者数		総所得金額等								
	計	伸率	総所得	山林所得	分離長期譲 渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等の 譲渡所得	上場株式等 の配当所得	先物取引 の雑所得 等	計	伸率
R2	414	△ 13.9	2,189,241	3,011	1,364,376	69,881	350,010	15,531	29,814	4,021,864	△ 21.6
R3	439	6.0	2,655,783	2,304	1,024,226	17,460	587,948	15,763	27,167	4,330,651	7.7
R4	476	8.4	2,874,494	0	1,369,028	39,806	522,580	50,938	20,904	4,877,750	12.6
R5	479	0.6	3,149,139	7,152	1,589,366	56,241	513,006	53,258	75,676	5,443,838	11.6
R6	537	12.1	3,338,893	3,272	2,031,163	116,550	1,670,510	55,980	55,740	7,272,108	33.6

年 度	所得控除		課税標準額								
	金額	伸率	総所得	山林所得	分離長期譲 渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等の 譲渡所得	上場株式等 の配当所得	先物取引 の雑所得 等	計	伸率
R2	527,630	△ 13.4	1,713,901	3,010	1,319,025	69,025	348,566	15,499	25,208	3,494,234	△ 22.7
R3	611,092	15.8	2,105,144	2,057	973,899	15,804	585,204	15,561	21,890	3,719,559	6.4
R4	642,431	5.1	2,285,700	0	1,328,851	35,750	517,343	50,537	17,138	4,235,319	13.9
R5	650,980	1.3	2,548,418	6,141	1,542,739	53,471	510,919	53,183	70,835	4,785,706	13.0
R6	757,031	16.3	2,634,968	3,272	1,987,403	115,122	1,668,318	55,724	50,270	6,515,077	36.1

年 度	算出税額								税額控除		所得割額		配当割 除額等	平均 税率
	総所得・ 山林所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等の 譲渡所得	上場株式 等の配当 所得	先物取引 の雑所得 等	計	伸率	税額	伸率	税額	伸率		
R2	103,013	39,554	3,728	10,457	465	755	157,972	△ 19.2	10,407	5.0	145,532	△ 20.6	2,033	6.0
R3	126,432	29,102	852	17,555	467	656	175,064	10.8	8,853	△ 14.9	163,630	12.4	2,581	6.0
R4	137,142	39,840	1,912	15,451	1,515	515	196,375	12.2	32,914	271.8	180,219	10.1	4,584	6.0
R5	153,273	46,209	2,884	15,327	1,597	2,125	221,415	12.8	16,894	△ 48.7	199,276	10.6	5,245	6.0
R6	158,296	59,466	6,216	50,050	1,671	1,508	277,207	25.2	18,185	7.6	249,203	25.1	9,819	6.0

※「税額控除」欄に税額調整額を含む。

※「配当割額控除額等」欄は「配当割額の控除額」に「株式等譲渡所得割額の控除額」を含む

(6) 合 計

(単位：人，千円，％)

年 度	納税義務者		総所得金額等								
	計	伸率	総所得	山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計	伸率
R2	72,666	△ 0.1	202,273,528	3,256	1,364,376	69,881	350,010	15,531	29,814	204,106,396	0.3
R3	71,838	△ 1.1	207,990,230	3,723	1,024,226	17,460	587,948	15,763	27,167	209,666,517	2.7
R4	71,281	△ 0.8	208,654,523	1,907	1,369,028	39,806	522,580	50,938	20,904	210,659,686	0.5
R5	71,165	△ 0.2	210,110,857	19,929	1,589,366	56,241	513,006	53,258	75,676	212,418,333	0.8
R6	65,922	△ 7.4	207,122,439	4,559	2,031,163	116,550	1,670,510	55,980	55,740	211,056,941	△ 0.6

年 度	所得控除		課税標準額								
	金額	伸率	総所得	山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計	伸率
R2	77,720,047	0.3	124,605,771	3,255	1,319,025	69,025	348,566	15,499	25,208	126,386,349	0.3
R3	84,297,766	8.5	123,753,051	3,342	973,899	15,804	585,204	15,561	21,890	125,368,751	△ 0.8
R4	82,815,546	△ 1.8	124,983,815	1,906	1,328,851	35,750	517,343	50,537	17,138	126,935,340	1.2
R5	83,825,972	1.2	126,335,487	18,575	1,542,739	53,471	510,919	53,183	70,835	128,585,209	1.3
R6	79,754,356	△ 4.9	127,421,190	4,558	1,987,403	115,122	1,668,318	55,724	50,270	131,302,585	2.1

年 度	算出税額								税額控除		所得割額		平均 税率
	総所得・山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計	伸率	税額	伸率	税額	伸率	
R2	7,473,601	39,554	3,728	10,457	465	755	7,528,560	0.6	1,231	5.4	3,986	0.4	6.0
R3	7,422,455	29,102	852	17,555	467	656	7,471,087	△ 0.8	901	10.1	5,714	△ 1.4	6.0
R4	7,496,214	39,840	1,912	15,451	1,515	515	7,555,447	1.1	726	19.0	6,398	0.4	6.0
R5	7,578,288	46,209	2,884	15,327	1,597	2,125	7,646,430	1.2	898	4.5	6,863	0.7	6.0
R6	7,642,810	59,466	6,216	50,050	1,671	1,508	7,761,721	1.5	87	1.1	594,486	△ 6.7	6.0

※「税額控除」欄に税額調整額を含む。上段数値は税額調整分の再掲

※「所得割額」欄の上段は「配当割額控除額等」の合計

4 個人市民税納税義務者数年度別調

(単位：人，％)

区 分	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比
給 与 所得者	62,536	79.7	61,802	79.8	61,468	80.0	61,371	80.4	61,258	80.3
営業等 所得者	2,850	3.6	2,823	3.6	2,682	3.5	2,641	3.5	2,533	3.3
農 業 所得者	79	0.1	81	0.1	56	0.1	40	0.1	50	0.1
その他 所得者	12,993	16.6	12,782	16.5	12,635	16.4	12,369	16.2	12,475	16.3
家屋敷 等のみ	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
合 計	78,458	100.0	77,488	100.0	76,841	100.0	76,421	100.0	76,316	100.0

※市町村税課税状況等の調による

5 令和6年度個人市民税徴収別調定額調（6月1日時点）

(単位：千円)

区 分	市民税課税額			道民税課税額			合計税額
	均等割額	所得割額	計	均等割額	所得割額	計	
普通徴収	52,904	1,306,089	1,358,993	17,649	870,195	887,844	2,246,837
年金特徴	30,748	227,028	257,776	10,252	151,272	161,524	419,300
給与特徴	137,596	4,759,482	4,897,078	48,435	3,234,900	3,283,335	8,180,413
計	221,248	6,292,599	6,513,847	76,336	4,256,367	4,332,703	10,846,550

※調定実績資料による

6 個人市民税徴収別納税義務者数調

(単位：人)

区 分	普 通 徴 収	給 与 特 徴		年 金 特 徴		納税義務者合計
	納税義務者	納税義務者	特徴義務者	納税義務者	特徴義務者	
R2年度	17,275	48,358	4,149	12,825	6	78,458
R3年度	15,773	48,926	4,167	12,789	6	77,488
R4年度	15,488	48,543	4,176	12,810	6	76,841
R5年度	14,840	48,804	4,285	12,777	6	76,421
R6年度	14,738	48,451	4,300	13,127	5	76,316

※市町村税課税状況等の調による

7 個人市民税所得割課税標準額段階別納税義務者数調

課税標準額の段階	R2年度		R3年度		R4年度	
	義務者数	構成比	義務者数	構成比	義務者数	構成比
10万円以下の金額	3,251	4.5	3,032	4.2	2,889	4.1
10万円を超え 100万円以下の金額	28,475	39.2	28,006	39.0	27,070	38.0
100万円を超え 200万円以下の金額	21,066	29.0	21,173	29.5	21,272	29.8
200万円を超え 300万円以下の金額	9,825	13.5	9,621	13.4	9,971	14.0
300万円を超え 400万円以下の金額	5,336	7.3	5,379	7.5	5,393	7.6
400万円を超え 550万円以下の金額	2,802	3.8	2,716	3.8	2,729	3.8
550万円を超え 700万円以下の金額	714	1.0	659	0.9	675	0.9
700万円を超え 1,000万円以下の金額	483	0.7	532	0.7	536	0.8
1,000万円を超える金額	714	1.0	720	1.0	746	1.0
合 計	72,666	100.0	71,838	100.0	71,281	100.0

再 掲	R2年度		R3年度		R4年度	
課税標準の段階	義務者数	構成比	義務者数	構成比	義務者数	構成比
200万円以下の金額	52,792	72.7	52,211	72.7	51,231	71.9
200万円を超え 700万円以下の金額	18,677	25.6	18,375	25.6	18,768	26.3
700万円を超える金額	1,197	1.7	1,252	1.7	1,282	1.8

(単位：人，％)

課税標準額の段階	R5年度		R6年度	
	義務者数	構成比	義務者数	構成比
10万円以下の金額	2,971	4.2	112	0.2
10万円を超え 100万円以下の金額	26,219	36.8	23,142	35.1
100万円を超え 200万円以下の金額	21,389	30.1	21,478	32.6
200万円を超え 300万円以下の金額	10,373	14.6	10,763	16.3
300万円を超え 400万円以下の金額	5,492	7.7	5,581	8.5
400万円を超え 550万円以下の金額	2,765	3.9	2,862	4.3
550万円を超え 700万円以下の金額	661	0.9	682	1.0
700万円を超え 1,000万円以下の金額	536	0.7	518	0.8
1,000万円を超える金額	759	1.1	784	1.2
合 計	71,165	100.0	65,922	100.0

再 掲	R5年度		R6年度	
課税標準の段階	義務者数	構成比	義務者数	構成比
200万円以下の金額	50,579	71.1	44,732	67.9
200万円を超え 700万円以下の金額	19,291	27.1	19,888	30.1
700万円を超える金額	1,295	1.8	1,302	2

8 法人市民税法人税割産業区分別件数及び調定額調（現年度）

産 業 区 分		R1年度			R2年度		
		件 数	調 定 額		件 数	調 定 額	
			税 額	構成比		税 額	構成比
第 一 次	農 業	7	1,083	0.1	8	4,433	0.5
	林 業 ・ 狩 猟 業	7	975	0.2	5	917	0.1
	漁 業 ・ 水 産 業	2	782	0.1	3	444	0.0
	小 計	16	2,840	0.4	16	5,794	0.6
第 二 次	鉱 業	2	547	0.0	4	546	0.1
	建 設 業	360	146,179	11.8	352	173,201	18.0
	製 造 業	161	136,258	11.0	169	159,530	16.5
	小 計	523	282,984	22.8	525	333,277	34.6
第 三 次	電気・ガス・水道業	11	52,234	4.2	19	40,328	4.2
	運 輸 通 信 業	134	74,581	6.0	121	55,929	5.8
	卸 ・ 小 売 業	515	208,474	16.9	475	158,375	16.4
	金 融 ・ 保 険 業	70	399,130	32.3	69	188,015	19.5
	不 動 産 業	149	56,795	4.6	134	43,404	4.5
	サ ー ビ ス 業	547	158,094	12.8	503	139,043	14.4
	小 計	1,426	949,308	76.8	1,321	625,094	64.8
合 計		1,965	1,235,132	100.0	1,862	964,165	100.0

※法人市民税決算分析表より

稼働

(単位：千円，%)

R3年度			R4年度			R5年度		
件 数	調 定 額		件 数	調 定 額		件 数	調 定 額	
	税 額	構成比		税 額	構成比		税 額	構成比
9	658	0.1	6	1,608	0.2	9	7,511	0.9
8	1,937	0.3	9	1,432	0.2	7	1,067	0.1
3	105	0.0	4	301	0.0	4	274	0.0
20	2,700	0.4	19	3,341	0.4	20	8,852	1.0
6	389	0.1	5	276	0.0	7	896	0.1
329	68,920	11.2	302	101,167	10.6	298	82,185	9.7
170	87,841	14.3	180	132,402	13.9	166	152,763	18.0
505	157,150	25.6	487	233,845	24.5	471	235,844	27.8
18	33,749	5.5	15	27,338	2.9	13	25,274	3.0
134	37,875	6.2	101	46,137	4.8	124	49,366	5.8
484	104,839	17.0	466	145,900	15.3	494	172,014	20.2
67	172,085	28.0	60	312,583	32.8	51	199,272	23.4
139	23,198	3.8	148	39,293	4.1	151	42,470	5.0
492	82,820	13.5	519	144,327	15.2	543	117,792	13.8
1,334	454,566	74.0	1,309	715,578	75.1	1,376	606,188	71.2
1,859	614,416	100.0	1,815	952,764	100.0	1,867	850,884	100.0

9 法人市民税法人税割本支店別調定額調（現年度）

産 業 区 分		R2 年 度				R3	
		本 店		支 店		本 店	
		件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額
第 一 次	農 業	7	2,537	1	1,896	8	513
	林 業 ・ 狩 猟 業	4	719	1	198	7	1,880
	漁 業 ・ 水 産 業	3	444	0	0	3	105
	小 計	14	3,700	2	2,094	18	2,498
第 二 次	鉱 業	4	546	0	0	6	389
	建 設 業	255	118,929	97	54,272	228	49,001
	製 造 業	66	38,165	103	121,365	71	25,212
	小 計	325	157,640	200	175,637	305	74,602
第 三 次	電気・ガス・水道業	12	22,521	7	17,807	12	11,374
	運 輸 通 信 業	62	34,332	59	21,597	69	24,344
	卸 ・ 小 売 業	226	41,349	249	117,026	236	29,052
	金 融 ・ 保 険 業	27	2,024	42	185,991	25	3,748
	不 動 産 業	108	26,016	26	17,388	117	15,760
	サ ー ビ ス 業	324	62,518	179	76,525	322	38,119
	小 計	759	188,760	562	436,334	781	122,397
合 計	計	1,098	350,100	764	614,065	1,104	199,497
	総計に対する割合 %	59.0	36.3	41.0	63.7	59.4	32.5
	総 計 (本店 + 支店)	1,965 件 1,235,132 千円					

※法人市民税決算分析表より

(単位：件，千円)

年 度		R4 年 度				R5 年 度			
支 店		本 店		支 店		本 店		支 店	
件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額
1	144	5	667	1	941	8	7,432	1	79
1	57	8	1,319	1	113	6	963	1	104
0	0	4	301	0	0	4	274	0	0
2	201	17	2,287	2	1,054	18	8,669	2	183
0	0	4	276	1	0	6	330	1	566
101	19,919	212	70,037	90	31,130	204	55,252	94	26,933
99	62,629	77	52,844	103	79,558	76	70,735	90	82,028
200	82,548	293	123,157	194	110,688	286	126,317	185	109,527
6	22,375	8	20,947	7	6,391	6	21,381	7	3,893
65	13,531	44	26,558	57	19,579	60	26,832	64	22,534
248	75,787	238	36,051	228	109,849	239	43,146	255	128,868
42	168,337	20	645	40	311,938	22	6,406	29	192,866
22	7,438	119	22,546	29	16,747	122	21,434	29	21,036
170	44,701	329	60,906	190	83,421	362	59,938	181	57,854
553	332,169	758	167,653	551	547,925	811	179,137	565	427,051
755	414,918	1,068	293,097	747	659,667	1,115	314,123	752	536,761
40.6	67.5	58.8	30.8	41.2	69.2	59.7	36.9	40.3	63.1
1,862 件 964,165 千円		1,859 件 614,415 千円				1,867 件 850,884 千円			

10 法人件数調

(単位：件)

決算期	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	本 店	支 店	本 店	支 店	本 店	支 店	本 店	支 店	本 店	支 店
1 月	117	22	117	22	117	22	127	24	111	21
2 月	216	65	216	65	217	65	235	70	205	61
3 月	1, 272	741	1, 274	743	1, 276	744	1, 382	806	1, 206	704
4 月	228	26	228	26	229	26	248	28	216	24
5 月	217	39	217	39	218	39	236	42	206	37
6 月	233	42	233	42	234	42	254	46	222	40
7 月	182	23	182	23	183	23	198	25	173	22
8 月	177	32	177	32	178	32	193	35	168	31
9 月	218	38	219	38	218	38	236	41	206	36
10月	80	18	80	18	80	18	87	20	76	17
11月	53	15	53	15	53	15	57	16	50	14
12月	481	107	482	107	483	107	523	116	456	101
2 期決算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	3, 474	1, 168	3, 478	1, 170	3, 486	1, 171	3, 776	1, 269	3, 295	1, 108
	4, 642		4, 648		4, 657		5, 045		4, 403	

※法人市民税決算分析表より

Ⅲ 固 定 資 産 税

1 固定資産税調定額調

(単位：人，千円，％)

区 分	年度	納税義務者数	課税標準額	税 額	伸 率
土 地	R2	44,531	127,055,674	1,773,532	0.2
	R3	44,355	126,347,407	1,763,759	△ 0.6
	R4	44,357	126,339,559	1,763,908	0.0
	R5	44,257	126,030,399	1,759,539	△ 0.2
	R6	44,107	125,504,981	1,752,171	△ 0.4
家 屋	R2	51,789	342,050,624	4,679,102	2.1
	R3	51,640	314,915,084	4,305,318	△ 8.0
	R4	51,695	341,427,257	4,670,601	8.5
	R5	51,570	343,555,333	4,703,091	0.7
	R6	51,496	338,772,242	4,647,919	△ 1.2
償 却 資 産	R2	2,053	137,440,304	1,922,085	6.5
	R3	1,926	162,453,940	2,272,131	18.2
	R4	2,153	153,444,520	2,145,706	△ 5.6
	R5	2,227	145,726,470	2,037,942	△ 5.0
	R6	2,287	147,392,116	2,061,413	1.2
計	R2	61,679	606,546,602	8,374,719	2.6
	R3	61,392	603,716,431	8,341,208	△ 0.4
	R4	61,252	621,211,336	8,580,215	2.9
	R5	60,970	615,312,202	8,500,572	△ 0.9
	R6	60,771	611,669,339	8,461,503	△ 0.5

※当初調定

2 土地の概要（総数）

地 目		年度	地積 (㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数 (筆)	平均価格 (円／㎡)	提 示 平均価額 (円／㎡)
畑	畑	R2	85,755,538	640,470	640,470	6,238	7,468	7,476
	農		53,602	716,167	162,920	32	13,361	—
	畑	R3	85,716,128	640,185	640,185	6,228	7,468	7,469
	農		50,598	678,254	156,902	31	13,405	—
	畑	R4	85,677,834	639,706	639,706	6,221	7,466	7,469
	農		50,598	678,254	162,927	31	13,405	—
	畑	R5	85,716,383	640,084	640,084	6,220	7,467	7,469
	農		49,439	669,282	167,565	30	13,538	—
	畑	R6	85,710,041	640,141	640,141	6,212	7,468	7,467
	農		44,712	599,949	164,425	21	13,418	—
宅 地		R2	30,943,919	291,249,904	115,354,193	134,713	9,412	9,851
		R3	31,062,392	290,467,335	114,689,877	135,200	9,351	9,787
		R4	31,099,608	290,621,162	114,555,362	135,675	9,345	9,787
		R5	31,124,396	290,493,883	114,204,454	136,102	9,333	9,787
		R6	31,185,744	291,351,031	113,864,382	136,451	9,342	9,789
鉱泉地		R2	358	196,071	196,071	24	547,684	—
		R3	358	198,279	198,279	24	553,852	—
		R4	358	198,279	198,279	24	553,852	—
		R5	358	198,279	198,279	24	553,852	—
		R6	374	210,024	210,024	25	561,561	—
山 林		R2	233,454,412	691,490	691,291	12,856	2,962	2,966
		R3	233,410,188	691,412	691,213	12,856	2,962	2,962
		R4	233,352,104	691,193	690,994	12,856	2,962	2,962
		R5	233,337,345	691,068	690,870	12,815	2,962	2,962
		R6	233,262,231	690,766	690,568	12,810	2,961	2,962

地 目	年度	地積 (㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数 (筆)	平均価格 (円／㎡)	提 示 平均価額 (円／㎡)
牧 場	R2	36,348,885	166,783	157,343	1,465	5	—
	R3	36,257,091	166,145	156,771	1,462	5	—
	R4	36,228,365	165,978	156,604	1,463	5	—
	R5	36,112,269	165,322	155,948	1,455	5	—
	R6	36,052,194	164,916	155,576	1,452	5	—
池 沼	R2	84,614	136	136	10	2	—
	R3	84,614	136	136	10	2	—
	R4	84,614	136	136	10	2	—
	R5	84,614	136	136	10	2	—
	R6	84,614	136	136	10	2	—
原 野	R2	58,653,520	1,040,533	960,825	33,311	18	—
	R3	58,391,113	1,014,348	941,443	33,251	17	—
	R4	58,191,618	1,006,338	935,492	33,136	17	—
	R5	58,178,290	1,011,215	938,921	33,105	17	—
	R6	58,109,305	1,008,113	937,104	33,067	17	—
雑種地	R2	15,787,274	17,862,713	11,545,140	7,546	1,131	—
	R3	16,146,736	17,875,074	11,529,415	7,589	1,107	—
	R4	16,439,860	18,081,024	11,678,290	7,641	1,100	—
	R5	16,537,024	18,117,888	11,735,424	7,699	1,096	—
	R6	16,681,604	17,861,785	11,559,021	7,767	1,071	—
合 計	R2	461,082,122	312,564,267	129,708,389	196,195	678	—
	R3	461,119,218	311,731,168	129,004,221	196,651	676	—
	R4	461,124,959	312,082,070	129,017,790	197,057	677	—
	R5	461,140,118	311,987,157	128,731,681	197,460	677	—
	R6	461,130,819	312,526,861	128,221,377	197,815	678	—

※概要調書調べ

※畑・山林の平均価格及び提示平均価額は 1,000㎡当りの価格

※「畑」は「一般畑」の略。「農」は「市街化農地」の略

3 家屋の概要（総数）

区 分	年度	棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り 価 格 (円／㎡)
木 造	R2	61,525	7,429,679	150,912,338	20,312
	R3	61,545	7,451,615	146,845,009	19,706
	R4	61,547	7,467,127	150,170,662	20,111
	R5	61,469	7,472,768	152,726,668	20,438
	R6	61,418	7,474,431	152,365,219	20,385
非木造	R2	10,464	4,621,324	195,811,259	42,371
	R3	10,479	4,647,777	193,223,356	41,573
	R4	10,484	4,657,046	194,743,213	41,817
	R5	10,489	4,646,352	195,539,305	42,084
	R6	10,494	4,652,546	190,919,981	41,036
計	R2	71,989	12,051,003	346,723,597	28,771
	R3	72,024	12,099,392	340,068,365	28,771
	R4	72,031	12,124,173	344,913,875	28,448
	R5	71,958	12,119,120	348,265,973	28,737
	R6	71,912	12,126,977	343,285,200	28,308

※概要調書調べ

4 木造家屋に関する調（総数）

区 分	年 度	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単位当り価格 (円／㎡)
住 宅	R2	53,793	6,641,717	141,682,822	21,332
	R3	53,861	6,667,796	137,808,175	20,668
	R4	53,895	6,685,722	140,919,475	21,078
	R5	53,887	6,695,182	143,384,328	21,416
	R6	53,890	6,703,552	143,083,809	21,344
店 舗 事務所 等	R2	1,441	428,763	7,139,316	16,651
	R3	1,442	425,970	6,915,340	16,234
	R4	1,449	425,853	7,108,792	16,693
	R5	1,459	425,308	7,204,917	16,940
	R6	1,467	422,228	7,159,305	16,956
工 場 倉 庫 土 蔵	R2	503	119,755	777,375	6,491
	R3	507	121,769	845,012	6,939
	R4	507	121,244	845,967	6,977
	R5	506	121,132	847,832	6,999
	R6	503	119,473	841,779	7,046
附属家	R2	5,788	239,444	1,312,825	5,483
	R3	5,735	236,080	1,276,482	5,407
	R4	5,696	234,308	1,296,428	5,533
	R5	5,617	231,146	1,289,591	5,579
	R6	5,558	229,178	1,280,326	5,587
計	R2	61,525	7,429,679	150,912,338	20,312
	R3	61,545	7,451,615	146,845,009	19,706
	R4	61,547	7,467,127	150,170,662	20,111
	R5	61,469	7,472,768	152,726,668	20,438
	R6	61,418	7,474,431	152,365,219	20,385

※概要調書調べ

5 非木造家屋に関する調（総数）

区 分	年度	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単位当り価格 (円／㎡)
事 務 所 店 舗 百 貨 銀 行	R2	1,332	1,045,222	63,166,698	60,434
	R3	1,332	1,051,886	62,441,488	59,361
	R4	1,335	1,051,245	62,636,787	59,583
	R5	1,328	1,044,882	62,768,111	60,072
	R6	1,326	1,046,640	61,671,458	58,923
住 宅 アパート	R2	2,472	953,357	43,022,130	45,127
	R3	2,480	953,789	42,864,071	44,941
	R4	2,486	952,298	43,053,808	45,210
	R5	2,498	950,998	43,163,383	45,387
	R6	2,502	950,163	42,703,307	44,943
病 院 ホ テ ル	R2	144	413,044	32,211,698	77,986
	R3	143	407,907	30,807,874	75,527
	R4	143	407,840	30,799,513	75,519
	R5	142	395,454	29,966,584	75,778
	R6	137	393,490	28,698,966	72,934
工 場 倉 庫 市 場	R2	2,639	1,774,352	48,019,533	27,063
	R3	2,661	1,799,066	47,999,225	26,680
	R4	2,684	1,816,977	49,305,122	27,136
	R5	2,703	1,827,222	50,696,376	27,745
	R6	2,709	1,834,997	49,308,487	26,871
その他	R2	3,877	435,349	9,391,200	21,572
	R3	3,863	435,129	9,110,698	20,938
	R4	3,836	428,686	8,947,983	20,873
	R5	3,818	427,796	8,944,851	20,909
	R6	3,820	427,256	8,537,763	19,983
合 計	R2	10,464	4,621,324	195,811,259	42,371
	R3	10,479	4,647,777	193,223,356	41,573
	R4	10,484	4,657,046	194,743,213	41,817
	R5	10,489	4,646,352	195,539,305	42,084
	R6	10,494	4,652,546	190,919,981	41,036

※概要調査調べ

6 家屋の新增築状況調

区 分	年度	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単位当り価格 (円／㎡)
木 造	R2	477	61,390	3,419,653	55,704
	R3	467	65,985	3,936,486	59,657
	R4	493	64,273	3,888,013	60,492
	R5	386	49,338	3,043,878	61,694
	R6	351	42,469	3,028,578	71,313
非木造	R2	91	56,432	6,141,110	108,823
	R3	80	42,780	3,859,666	90,221
	R4	88	29,116	2,177,999	74,804
	R5	82	26,046	2,190,685	84,108
	R6	64	22,519	1,881,216	83,539
計	R2	568	117,822	9,560,763	81,146
	R3	547	108,765	7,796,152	71,679
	R4	581	93,389	6,066,012	64,954
	R5	468	75,384	5,234,563	69,439
	R6	415	64,988	4,909,794	75,549

7 家屋の減少状況調

区 分	年度	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単位当り価格 (円／㎡)
木 造	R2	459	51,815	566,807	10,939
	R3	451	45,720	488,131	10,677
	R4	485	51,003	596,298	11,691
	R5	451	45,122	514,813	11,409
	R6	408	43,984	486,126	11,052
非木造	R2	70	30,533	797,546	26,121
	R3	73	17,474	565,646	32,371
	R4	100	21,636	565,829	26,152
	R5	78	28,009	739,279	26,394
	R6	61	15,629	424,406	27,155
計	R2	529	82,348	1,364,353	16,568
	R3	524	63,194	1,053,777	16,675
	R4	585	72,639	1,162,127	15,999
	R5	529	73,131	1,254,092	17,149
	R6	469	59,613	910,532	15,274

※以上概要調書調べ

8 償却資産の概要

区 分		R 2 年度		R 3 年度	
		決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	25,198,794	24,653,387	26,453,667	25,514,419
	機 械 及 び 装 置	75,512,057	71,697,678	100,985,244	96,789,411
	船 舶	2,759,850	1,442,393	2,261,042	1,179,065
	航 空 機	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	939,719	939,228	1,524,020	1,500,007
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	12,373,937	12,359,000	11,423,424	11,164,359
	小 計	116,784,357	111,091,686	142,647,397	136,147,261
法第三八九条関係	総 務 大 臣 配 分	21,948,497	15,420,974	21,168,847	15,045,168
	道 知 事 配 分	16,144,725	13,599,044	15,591,274	13,293,934
	小 計	38,093,222	29,020,018	36,760,121	28,339,102
合 計		154,877,579	140,111,704	179,407,518	164,486,363
伸 率		10.9	8.3	15.8	17.4

※概要調書調べ

(単位：千円，%)

R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度	
決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額
26,758,435	26,222,109	25,599,642	25,108,825	26,775,405	26,214,010
88,441,196	84,878,065	82,742,403	79,348,688	80,143,125	77,004,486
2,700,559	1,177,919	2,205,347	981,722	1,999,559	962,730
0	0	0	0	0	0
1,427,885	1,427,489	1,454,046	1,453,651	1,268,912	1,268,517
12,276,202	12,260,144	12,055,417	12,015,225	12,283,105	12,236,734
131,604,277	125,965,726	124,056,855	118,908,111	122,470,106	117,686,477
22,370,435	15,537,358	22,932,248	16,172,649	22,800,811	16,473,082
15,181,893	13,036,177	15,570,056	13,237,628	15,662,945	13,474,392
37,552,328	28,573,535	38,502,304	29,410,277	38,463,756	29,947,474
169,156,605	154,539,261	162,559,159	148,318,388	160,933,862	147,633,951
△ 5.7	△ 6.0	△ 3.9	△ 4.0	△ 1.0	△ 0.5

9 国有資産等所在市町村交付金に関する調

(単位：千円，％)

区 分		国 有 資 産	道 有 資 産	空 港 用 資 産	合 計
R2年度	金 額	26,019	77,210	16,877	120,106
	伸 率	△ 4.5	0.5	2.8	△ 0.3
R3年度	金 額	25,683	80,780	17,039	123,502
	伸 率	△ 1.3	4.6	1.0	2.8
R4年度	金 額	25,257	64,179	18,073	107,509
	伸 率	△ 1.7	△ 20.6	6.1	△ 12.9
R5年度	金 額	24,535	64,918	18,318	107,770
	伸 率	△ 2.9	1.2	1.4	0.2
R6年度	金 額	23,330	64,982	16,848	105,160
	伸 率	△ 4.9	0.1	△ 8.0	△ 2.4

※概要調書調べ

※金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

10 固定資産課税台帳縦覧及び評価審査申出状況調

(単位：件，％)

区分		閲覧縦覧		審査申出		審査決定件数		
		件 数	対前年比	受理件数	取下げ件数	却下件数	棄却件数	認容件数
R2 年 度	土 地	323	△ 31.7	1	0	1	0	0
	家 屋			1	0	1	0	0
	償却資産	94	△ 3.1	0	0	0	0	0
	計	417	△ 26.8	2	0	2	0	0
	縦覧	0	—	—	—	—	—	—
R3 年 度	土 地	348	7.7	1	0	0	1	0
	家 屋			1	0	0	1	0
	償却資産	106	12.8	0	0	0	0	0
	計	454	8.9	2	0	0	2	0
	縦覧	0	—	—	—	—	—	—
R4 年 度	土 地	271	△ 22.1	1	0	1	0	0
	家 屋			1	0	1	0	0
	償却資産	121	14.2	0	0	0	0	0
	計	392	△ 13.7	2	0	2	0	0
	縦覧	1	—	—	—	—	—	—
R5 年 度	土 地	394	45.4	2	0	2	0	0
	家 屋			2	0	2	0	0
	償却資産	113	△ 6.6	0	0	0	0	0
	計	507	29.3	4	0	4	0	0
	縦覧	0	—	—	—	—	—	—
R6 年 度	土 地	388	△ 1.5	2	0	—	—	—
	家 屋			2	0	—	—	—
	償却資産	113	0.0	0	0	0	0	0
	計	501	△ 1.2	4	0	0	0	0
	縦覧	0	—	—	—	—	—	—

11 都市計画税調定額調

(単位：人，千円，％)

区 分	年 度	納税義務者数	課 税 標 準 額	税 額	伸 率
土 地	R2	41,936	148,649,304	443,861	0.2
	R3	41,788	147,825,094	441,412	△ 0.6
	R4	41,812	147,927,278	441,775	0.1
	R5	41,727	147,717,104	441,130	△ 0.1
	R6	41,599	147,637,674	440,928	0.0
家 屋	R2	48,732	313,734,115	936,804	2.1
	R3	48,626	295,465,854	882,082	△ 5.8
	R4	48,675	313,906,872	937,376	6.3
	R5	48,570	316,314,884	944,607	0.8
	R6	48,497	311,870,338	931,376	△ 1.4
計	R2	56,863	462,383,419	1,380,665	1.5
	R3	56,668	443,290,948	1,323,494	△ 4.1
	R4	56,452	461,834,150	1,379,151	4.2
	R5	56,147	464,031,988	1,385,737	0.5
	R6	55,911	459,508,012	1,372,304	△ 1.0

※当初調定

IV 諸 税

1 軽自動車税課税状況調

(単位：台，千円，％)

区 分				R 2 年度				R 3 年度				
				台数	構比	税額	構比	台数	構比	税額	構比	
原動機付自転車	50 CC 以 下			1,080	2.2	2,160	0.5	1,067	2.2	2,134	0.5	
	90 CC 以 下			197	0.4	394	0.1	191	0.4	382	0.1	
	125 CC 以 下			302	0.6	725	0.2	310	0.6	744	0.2	
	ミニカー			80	0.2	296	0.1	78	0.2	288	0.1	
	小 計			1,659	3.4	3,575	0.9	1,646	3.4	3,548	0.9	
軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	二輪(側車付含)		1,309	2.7	4,712	1.2	1,340	2.7	4,824	1.2	
		三 輪		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		四輪	乗用	営業用	2	0.0	15	0.0	2	0.0	15	0.0
				自家用	35,923	73.9	342,199	85.7	36,171	73.9	352,621	85.8
			貨物	営業用	298	0.6	1,049	0.3	301	0.6	1,085	0.3
				自家用	5,536	11.4	27,489	6.9	5,470	11.2	27,441	6.7
		雪 上 車			1	0.0	3	0.0	1	0.0	3	0.0
	小型特殊	農 耕 用		664	1.4	1,328	0.3	677	1.4	1,354	0.3	
		そ の 他		1,606	3.3	9,475	2.4	1,680	3.4	9,912	2.4	
		電気自動車		25	0.1	148	0.0	33	0.1	195	0.0	
小 計			45,364	93.4	386,270	96.8	45,675	93.3	397,450	96.7		
二輪の小型自動車				1,557	3.2	9,342	2.3	1,616	3.3	9,696	2.4	
合 計				48,580	100.0	399,187	100.0	48,937	100.0	410,694	100.0	

※決算調定

※「構比」は構成比率

※「電気自動車」は内書

軽自動車税課税状況調（続）

（単位：台，千円，％）

区 分				R 4 年度				R 5 年度				
				台数	構比	税額	構比	台数	構比	税額	構比	
原動機付自転車	50 CC 以下			1,062	2.1	2,124	0.5	1,057	2.1	2,114	0.5	
	90 CC 以下			188	0.4	376	0.1	189	0.4	378	0.1	
	125 CC 以下			349	0.7	837	0.2	394	0.8	946	0.2	
	ミニカー			79	0.2	292	0.1	81	0.2	300	0.1	
	小 計			1,678	3.4	3,629	0.8	1,721	3.5	3,737	0.9	
軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	二輪(側車付含)		1,433	2.8	5,159	1.2	1,460	3.0	5,256	1.2	
		三 輪		0	0.0	0	0.0	1	0.0	4	0.0	
		四輪	乗用	営業用	2	0.0	14	0.0	23	0.0	157	0.0
				自家用	37,349	74.0	374,622	86.2	36,335	73.4	371,584	85.9
			貨物	営業用	309	0.6	1,143	0.3	313	0.6	1,169	0.3
				自家用	5,494	10.8	27,970	6.4	5,402	10.9	27,772	6.4
		雪上車		1	0.0	3	0.0	1	0.0	3	0.0	
	小型特殊自動車	農 耕 用		676	1.3	1,352	0.3	681	1.4	1,362	0.3	
		そ の 他		1,757	3.5	10,366	2.4	1,790	3.6	10,561	2.5	
				電気自動車	42	0.1	248	0.1	42	0.1	248	0.1
	小 計				47,063	93.1	420,629	96.8	46,048	93.0	418,116	96.7
二輪の小型自動車				1,746	3.5	10,476	2.4	1,749	3.5	10,494	2.4	
合 計				50,487	100.0	434,734	100.0	49,518	100.0	432,347	100.0	

※決算調定

※「構比」は構成比率

※「電気自動車」は内書

2 市たばこ税課税状況調

区 分	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
売り渡し本数(千本)	281,399	255,790	255,549	260,085	260,573
標準分	275,118	255,790	255,549	260,085	260,573
特例分	6,281	0	0	0	0
税 率	千本につき 5,692円 旧3級品(特例) 千本につき 4,000円	千本につき 6,122円	千本につき 6,552円	千本につき 6,552円	千本につき 6,552円
税 額(千円)	1,591,098	1,498,185	1,606,586	1,704,074	1,707,272
標準分	1,565,975	1,498,185	1,606,586	1,704,074	1,707,272
特例分	25,123	0	0	0	0
(%)					
伸 率	0.5	△ 5.8	7.2	6.1	0.2

※決算調定による

※旧3級品は令和元年9月末をもって販売終了

※令和2年度の標準分「税率」は各年10月1日以後の売渡し分に適用

3 鉱産税課税状況調

(単位: トン, 千円, %)

年 度	生 産 量	課税標準額	税 額	伸 率
R1	210,163	1,079,881	10,785	△ 36.9
R2	274,364	1,754,981	17,534	62.6
R3	270,871	1,896,833	18,954	8.1
R4	263,311	1,797,057	17,953	△ 5.3
R5	261,060	1,766,036	17,648	△ 1.7

※決算調定による

4 入湯税課税状況調

区 分	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
入湯客数 (人)	820,549	458,168	499,292	702,895	735,748
〔課税分〕					
宿泊	603,351	287,684	325,408	512,847	534,734
日帰り	217,198	170,484	173,884	190,048	201,014
税率					
宿泊(一般)	250円	250円	250円	250円	250円
[H27年度～ は欄外参照]	150円	150円	150円	150円	150円
宿泊(修学旅行)	70円	70円	70円	70円	70円
日帰り(一般)	90円	90円	90円	90円	90円
日帰り(修学旅行)	40円	40円	40円	40円	40円
税 額 (千円)	156,646	79,896	84,385	124,809	132,728
伸 率 (%)	△ 0.8	△ 49.0	5.6	47.9	6.3

※決算調定による

※宿泊(一般)の27年度～令和6年度までの税率は250円(上段)。ただし、国際観光ホテル・旅館以外の宿泊施設は150円(下段)〔平成27年4月1日施行〕

5 地方譲与税等に関する調

(単位：千円，％)

区 分		R 1 年度		R 2 年度		R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度	
		金 額	伸率	金 額	伸率	金 額	伸率	金 額	伸率	金 額	伸率
地方揮発油譲与税	当初予算	166,000	△ 1.8	156,000	△ 6.0	149,000	△ 4.5	149,000	0.0	150,000	0.7
	決 算	153,770	△ 11.6	150,514	△ 2.1	154,637	2.7	147,164	△ 4.8	147,539	0.3
自動車重量譲与税	当初予算	454,000	0.0	467,000	2.9	408,000	△ 12.6	464,000	13.7	428,000	△ 7.8
	決 算	442,832	3.3	437,911	△ 1.1	442,130	1.0	440,485	△ 0.4	444,791	1.0
森林環境譲与税	当初予算	29,200	100.0	62,050	100.0	61,875	100.0	79,875	29.1	79,875	0.0
	決 算	29,119	100.0	61,878	100.0	61,341	100.0	78,836	28.5	78,836	0.0
特別とん譲与税	当初予算	41,000	7.9	32,000	△ 22.0	28,000	△ 12.5	37,000	32.1	43,000	16.2
	決 算	37,697	△ 0.9	36,652	△ 2.8	39,671	8.2	38,921	△ 1.9	39,501	1.5
航空機燃料譲与税	当初予算	22,000	0.0	22,000	0.0	10,000	△ 54.5	9,000	△ 10.0	28,000	211.1
	決 算	22,231	△ 0.4	5,065	△ 77.2	27,329	439.6	26,158	△ 4.3	22,016	△ 15.8
地方道路譲与税	当初予算	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	決 算	61	0.0	0	△ 100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
利子割交付金	当初予算	31,000	14.8	12,000	△ 61.3	9,000	△ 25.0	11,000	22.2	7,000	△ 36.4
	決 算	13,797	△ 50.6	16,155	17.1	11,799	△ 27.0	7,398	△ 37.3	6,523	△ 11.8
配当割交付金	当初予算	34,000	9.7	34,000	0.0	32,000	△ 5.9	41,000	28.1	99,000	141.5
	決 算	44,766	19.2	39,087	△ 12.7	60,294	54.3	54,059	△ 10.3	60,239	11.4
株式等譲渡所特割交付金	当初予算	33,000	△ 2.9	17,000	△ 48.5	31,000	82.4	44,000	41.9	53,000	20.5
	決 算	29,045	△ 10.3	47,607	63.9	73,388	54.2	43,637	△ 40.5	69,264	58.7
法人事業税交付金	当初予算	—	—	96,000	100.0	168,000	100.0	276,000	64.3	327,000	18.5
	決 算	—	—	139,856	100.0	276,930	100.0	324,607	17.2	332,141	2.3
地方消費税交付金	当初予算	3,500,000	0.9	3,960,000	13.1	4,200,000	6.1	4,230,000	0.7	4,880,000	15.4
	決 算	3,343,511	△ 5.4	4,072,354	21.8	4,399,477	8.0	4,484,873	1.9	4,405,723	△ 1.8
ゴルフ場利用税交付金	当初予算	6,500	△ 7.1	7,400	13.8	7,100	△ 4.1	8,700	22.5	8,800	1.1
	決 算	8,192	13.0	8,214	0.3	8,572	4.4	8,344	△ 2.7	7,899	△ 5.3
自動車取得税交付金	当初予算	68,000	△ 59.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	決 算	66,098	△ 50.3	0	△ 100.0	0	0.0	0	0.0	5,139	0.0
環境性能割交付金	当初予算	48,000	100.0	96,000	100.0	29,000	△ 69.8	64,000	120.7	34,000	△ 46.9
	決 算	19,091	100.0	41,345	116.6	41,420	0.2	52,917	27.8	61,890	17.0
地方特例交付金	当初予算	95,735	7.9	111,812	16.8	131,701	17.8	127,295	△ 3.3	123,646	△ 2.9
	決 算	110,925	27.2	131,701	18.7	127,295	△ 3.3	129,202	1.5	124,199	△ 3.9
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	当初予算	—	—	—	—	342,572	100.0	8,879	△ 97.4	17,825	100.8
	決 算	—	—	—	—	419,570	100.0	9,047	△ 97.8	20,108	122.3
子ども・子育て支援臨時交付金	当初予算	160,324	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	決 算	107,689	100.0	0	△ 100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
交通安全対策特別交付金	当初予算	20,000	△ 4.8	19,000	△ 5.0	18,000	△ 5.3	22,000	22.2	19,000	△ 13.6
	決 算	20,012	△ 2.7	22,258	11.2	20,722	△ 6.9	18,604	△ 10.2	16,176	△ 13.1
道税徴収委託金	当初予算	239,784	0.3	239,784	0.0	239,784	0.0	239,784	0.0	239,784	0.0
	決 算	245,595	0.3	245,741	0.1	242,102	△ 1.5	241,302	△ 0.3	241,637	0.1
徴税関係証明閲覧手数料	当初予算	12,922	△ 15.6	12,262	△ 5.1	9,505	△ 22.5	10,053	5.8	11,291	12.3
	決 算	11,570	△ 13.0	9,785	△ 15.4	10,754	9.9	10,389	△ 3.4	9,836	△ 5.3

V 納 税

1 滞納処分状況調

(単位：件、円)

年 度 区 分			R1	R2	R3	R4	R5
不 動 産	差 押	件数	0	0	0	0	0
		税額	0	0	0	0	0
	換 価	件数	0	0	0	0	0
		換価額	0	0	0	0	0
動 産	差 押	件数	2	0	5	2	4
		税額	552,800	0	4,957,386	1,259,979	1,676,800
	換 価	件数	6	0	26	2	29
		換価額	650,618	0	307,612	114,700	249,640
債 権	差 押	件数	1,342	788	945	852	709
		税額	178,541,615	91,632,374	106,445,948	111,682,895	113,547,896
	換 価	件数	2,410	1,068	992	926	786
		換価額	87,361,414	51,755,192	45,089,284	43,801,434	33,735,367
そ の 他	交 付 要 求	件数	68	45	36	36	48
		税額	50,454,749	13,305,448	9,990,676	47,478,542	20,422,974
	配 当	件数	23	20	18	16	17
		換価額	13,198,628	3,405,413	2,515,570	9,065,663	2,343,528

※動産は自動車を含む

2 滞納処分の停止状況調

区 分			納 税 義 務 者	市 民 税		固 定 資
				個 人	法 人	土 地 ・ 家 屋
R1 年 度	1 項	1・2 号	890	43,534,393	9,066,459	77,253,015
		3 号	25	2,607,833	0	34,990
	5 項		119	1,809,272	426,873	15,820,284
	計		1,034	47,951,498	9,493,332	93,108,289
R2 年 度	1 項	1・2 号	582	23,637,711	5,804,793	55,994,945
		3 号	2	77,269	0	0
	5 項		380	8,472,456	3,985,938	84,585,403
	計		964	32,187,436	9,790,731	140,580,348
R3 年 度	1 項	1・2 号	396	15,416,786	3,502,550	31,468,524
		3 号	49	1,483,557	0	11,078
	5 項		64	499,161	145,000	8,805,103
	計		509	17,399,504	3,647,550	40,284,705
R4 年 度	1 項	1・2 号	257	6,279,416	1,908,823	48,743,565
		3 号	2	16,950	0	11,412
	5 項		44	144,829	120,000	8,898,835
	計		303	6,441,195	2,028,823	57,653,812
R5 年 度	1 項	1・2 号	374	8,612,544	818,223	26,392,557
		3 号	22	421,054	0	11,517
	5 項		46	375,758	60,000	10,059,318
	計		442	9,409,356	878,223	36,463,392

※各項及び号は地方税法第15条の7の規定を指す

- | | |
|---|-------------------------------------|
| { | 第 1 項第 1 号 - 処分をする財産がないとき |
| | 同 第 2 号 - 処分によって生活窮迫を招くおそれがあるとき |
| | 同 第 3 号 - 滞納者及びその財産が不明であるとき |
| | 第 5 項 - 限定承認に係る徴収金及び徴収不能金の納付納入義務の消滅 |

3 税目別不納欠損額調

区 分		R 1 年 度			R 2 年 度		
		納税者数	税 額	構成比	納税者数	税 額	構成比
市民税	個 人	2,142	115,565	20.6	980	71,328	21.4
	法 人	116	7,792	1.4	65	12,388	3.7
	計	2,258	123,357	22.0	1,045	83,716	25.1
固定資産税	土 地 ・ 家 屋	1,317	319,228	56.8	664	167,318	50.1
	償 却 資 産	0	47,518	8.4	0	44,181	13.2
	計	1,317	366,746	65.2	664	211,499	63.3
軽 自 動 車 税		414	3,481	0.6	213	2,715	0.8
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	0	0	0.0
都 市 計 画 税		0	68,522	12.2	0	35,853	10.8
入 湯 税		0	0	0.0	0	0	0.0
合 計		3,989	562,106	100.0	1,922	333,783	100

※都市計画税の納税者数は固定資産税に含んでいるため「0」としている。

※償却資産の納税者数は土地・家屋に含んでいるため「0」としている。

(単位：人，円，％)

産 税	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	合 計	税 額 構成比
償却資産					
22,344,713	2,540,653	0	16,535,568	171,274,801	85.6
10,121	134,389	0	7,489	2,794,822	1.4
4,575,869	77,000	0	3,386,242	26,095,540	13.0
26,930,703	2,752,042	0	19,929,299	200,165,163	100.0
17,061,496	1,950,295	0	11,979,688	116,428,928	45.2
0	6,000	0	0	83,269	0.0
25,772,924	25,800	0	18,096,398	140,938,919	54.8
42,834,420	1,982,095	0	30,076,086	257,451,116	100.0
11,949,079	1,148,653	0	6,861,398	70,346,990	81.2
4,206	18,900	0	2,416	1,520,157	1.8
3,343,431	12,900	0	1,919,866	14,725,461	17.0
15,296,716	1,180,453	0	8,783,680	86,592,608	100.0
16,405,175	469,400	0	10,452,571	84,258,950	85.7
3,840	0	0	2,448	34,650	0.0
2,994,998	0	0	1,908,267	14,066,929	14.3
19,404,013	469,400	0	12,363,286	98,360,529	100.0
8,508,616	955,983	0	5,657,960	50,945,883	75.7
3,713	0	0	2,470	438,754	0.7
3,242,993	0	0	2,156,489	15,894,558	23.6
11,755,322	955,983	0	7,816,919	67,279,195	100.0

(単位：人，千円，％)

R 3 年 度			R 4 年 度			R 5 年 度		
納税者数	税 額	構成比	納税者数	税 額	構成比	納税者数	税 額	構成比
557	61,177	38.6	351	31,691	30.0	270	20,622	16.8
40	5,710	3.6	39	5,820	5.5	38	4,428	3.6
597	66,887	42.2	390	37,511	35.5	308	25,050	20.4
352	60,853	38.4	227	44,687	42.2	201	64,600	52.7
0	15,087	9.5	0	12,207	11.5	0	17,704	14.5
352	75,940	47.9	227	56,894	53.7	201	82,304	67.2
184	2,694	1.7	123	1,871	1.8	98	1,334	1.1
0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
0	13,067	8.2	0	9,566	9.0	0	13,842	11.3
0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
1,133	158,588	100	740	105,842	100	607	122,530	100.0

4 事由別不納欠損額調

区 分		法第18条第1項に 該当 (消滅時効) A	法第15条の7第4 項に該当 (滞納処分 of 停止) B	法第15条の7第5 項に該当 (即時消滅) C
R1 年度	納税者数	147	3,677	165
	税 額	32,823,535	503,186,556	26,095,540
R2 年度	納税者数	43	2,431	769
	税 額	3,683,946	189,182,680	140,915,996
R3 年度	納税者数	12	1,653	75
	額	2,965,577	140,916,893	14,705,460
R4 年度	納税者数	13	1,276	54
	税 額	6,694,018	85,080,581	14,066,928
R5 年度	納税者数	19	932	55
	税 額	5,645,784	100,989,928	15,894,558

5 督促状発付件数調

区 分		R 1 年 度			R 2 年 度		
		調定件数	発付件数	発付率	調定件数	発付件数	発付率
市 民 税	普 通 徴 収	85,951	20,107	23.4	82,426	17,163	20.8
	特 別 徴 収	48,624	1,236	2.5	49,131	1,018	2.1
	法 人	6,702	357	5.3	6,616	299	4.5
	計	141,277	21,700	15.4	138,173	18,480	13.4
固 定 資 産 税		246,720	28,372	11.5	246,716	23,923	9.7
軽 自 動 車 税		49,646	8,034	16.2	49,692	6,364	12.8
そ の 他		287	6	2.1	248	9	3.6
合 計		437,930	58,112	13.3	434,829	48,776	11.2

(単位：人，円，％)

合 計	事 由 別 割 合		
	(A)	(B)	(C)
3,989	3.7	92.2	4.1
562,105,631	5.8	89.5	4.7
3,243	1.3	75.0	23.7
333,782,622	1.1	56.7	42.2
1,740	0.7	95.0	4.3
158,587,930	1.9	88.9	9.2
1,343	1.0	95.0	4.0
105,841,527	6.3	80.4	13.3
1,006	1.9	92.6	5.5
122,530,270	4.6	82.4	13.0

(単位：件，％)

R 3 年 度			R 4 年 度			R 5 年 度		
調定件数	発付件数	発付率	調定件数	発付件数	発付率	調定件数	発付件数	発付率
78,322	15,348	19.6	77,248	14,783	19.1	76,015	15,226	20.0
49,343	1,055	2.1	49,295	1,125	2.3	50,874	1,422	2.8
6,565	287	4.4	6,513	215	3.3	6,548	263	4.0
134,230	16,690	12.4	133,056	16,123	12.1	133,437	16,911	12.7
245,568	25,199	10.3	245,008	24,697	10.1	243,880	25,306	10.4
50,115	6,835	13.6	50,487	6,573	13.0	50,763	6,373	12.6
262	1	0.4	243	1	0.4	252	0	0.0
430,175	48,725	11.3	428,794	47,394	11.1	428,332	48,590	11.3

6 過誤納金の還付に関する調

(1) 歳入還付

区 分	市・道民税(個人)		市民税(法人)		固定資産税	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
R 1 年度	3,367	32,325,819	226	22,763,100	201	4,617,663
R 2 年度	3,251	28,965,992	269	18,384,800	160	5,861,100
R 3 年度	2,995	28,364,980	240	16,073,100	162	4,036,947
R 4 年度	2,860	25,213,391	267	16,243,800	135	4,713,096
R 5 年度	2,912	27,725,165	280	22,648,960	165	4,184,156

(2) 歳出還付

区 分		市・道民税(個人)		市民税(法人)		固定資産税	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
R1 年度	本 税	1,091	23,785,539	451	38,223,800	70	2,234,600
	加 算 金		173,900		408,500		105,500
	計		23,959,439		38,632,300		2,340,100
R2 年度	本 税	1,301	25,429,259	442	36,810,900	111	6,525,400
	加 算 金		187,000		300,300		119,300
	計		25,616,259		37,111,200		6,644,700
R3 年度	本 税	871	21,575,556	409	37,028,500	65	2,559,100
	加 算 金		155,700		154,200		50,400
	計		21,731,256		37,182,700		2,609,500
R4 年度	本 税	1,038	25,641,578	426	40,837,300	49	8,005,200
	加 算 金		128,400		182,400		121,600
	計		25,769,978		41,019,700		8,126,800
R5 年度	本 税	1,201	33,285,742	460	58,532,100	56	1,220,000
	加 算 金		224,400		300,300		33,000
	計		33,510,142		58,832,400		1,253,000

(単位：件，円)

軽自動車税		そ の 他		合 計	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
97	801,800	0	0	3,891	60,508,382
120	1,042,348	0	0	3,800	54,254,240
100	843,675	0	0	3,497	49,318,702
103	903,091	0	0	3,365	47,073,378
131	1,209,500	0	0	3,488	55,767,781

(単位：件，円)

軽自動車税		そ の 他		合 計	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
12	91,700	131	3,868,046	1,755	68,203,685
	0		0		687,900
	91,700		3,868,046		68,891,585
10	64,826	129	3,578,158	1,993	72,408,543
	0		0		606,600
	64,826		3,578,158		73,015,143
39	165,600	129	2,638,141	1,513	63,966,897
	0		0		360,300
	165,600		2,638,141		64,327,197
48	307,707	95	2,674,914	1,656	77,466,699
	0		0		432,400
	307,707		2,674,914		77,899,099
44	246,700	119	2,260,702	1,880	95,545,244
	0		0		557,700
	246,700		2,260,702		96,102,944

7 市税の口座振替利用状況調

(単位：件、千円、%)

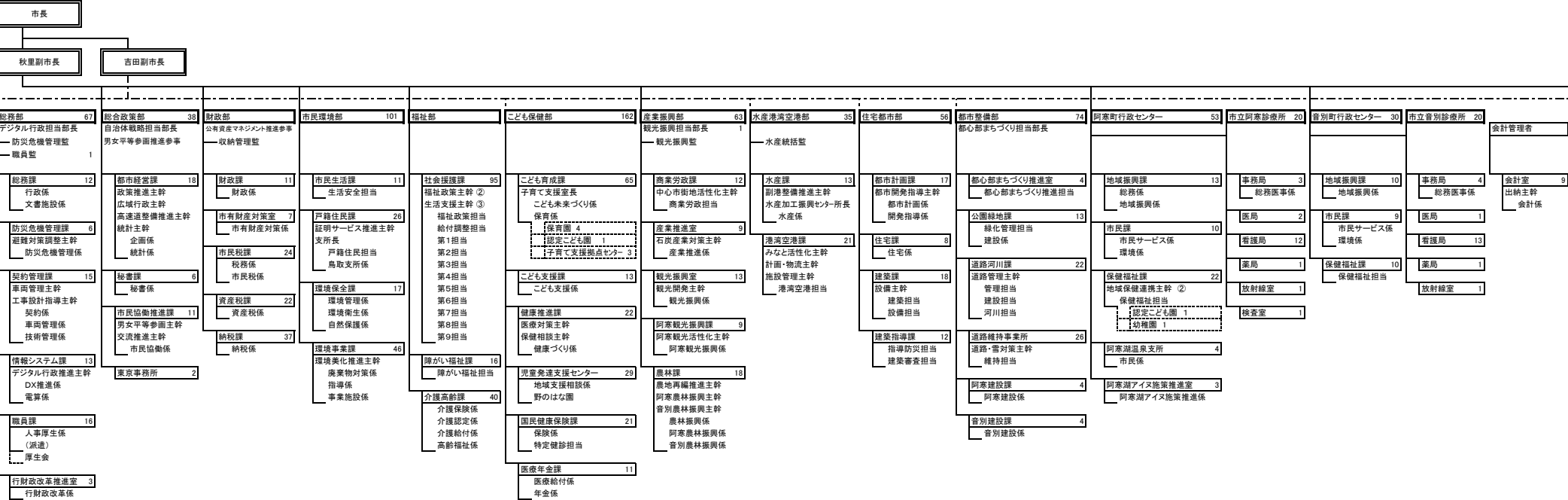
年 度 区 分		R1	R2	R3	R4	R5
市道民税 (普通徴収)	調定件数	23,944	22,752	21,486	21,244	22,768
	登録者数	9,993	5,848	5,902	5,935	5,994
	利用率	41.73	25.70	27.47	27.94	26.33
	調定総額	1,641,951	1,565,433	1,527,128	1,543,653	1,529,132
	口座振替	453,700	432,221	408,782	409,259	386,834
	振替実績率	27.63	27.61	26.77	26.51	25.30
固定資産税 土地 家屋 都市計画 税を含む	調定件数	61,680	61,679	61,392	61,252	60,970
	登録者数	19,580	18,317	18,232	18,427	18,461
	利用率	31.74	29.70	29.70	30.08	30.28
	調定総額	9,540,334	9,772,345	9,673,119	9,948,826	9,918,778
	口座振替	2,663,056	2,735,147	2,889,585	3,099,985	3,249,433
	振替実績率	27.91	27.99	29.87	31.16	32.76
固定資産税 償却資産	調定件数					
	登録者数					
	利用率					
	調定総額					
	口座振替					
	振替実績率					
軽自動車税	調定件数	49,646	49,692	50,115	50,487	50,763
	登録者数	3,834	2,901	2,947	2,984	2,994
	利用率	7.72	5.84	5.88	5.91	5.90
	調定総額	398,505	409,786	422,046	434,982	444,871
	口座振替	21,371	21,598	21,654	21,785	21,789
	振替実績率	5.36	5.27	5.13	5.01	4.90
合 計	調定件数	135,270	134,123	132,993	132,983	134,501
	登録者数	33,407	27,066	27,081	27,346	27,449
	利用率	24.70	20.18	20.36	20.56	20.41
	調定総額	11,580,790	11,747,564	11,622,293	11,927,461	11,892,781
	口座振替	3,138,127	3,188,966	3,320,021	3,531,029	3,658,056
	振替実績率	27.10	27.15	28.57	29.60	30.76

※調定件数は当初調定計数

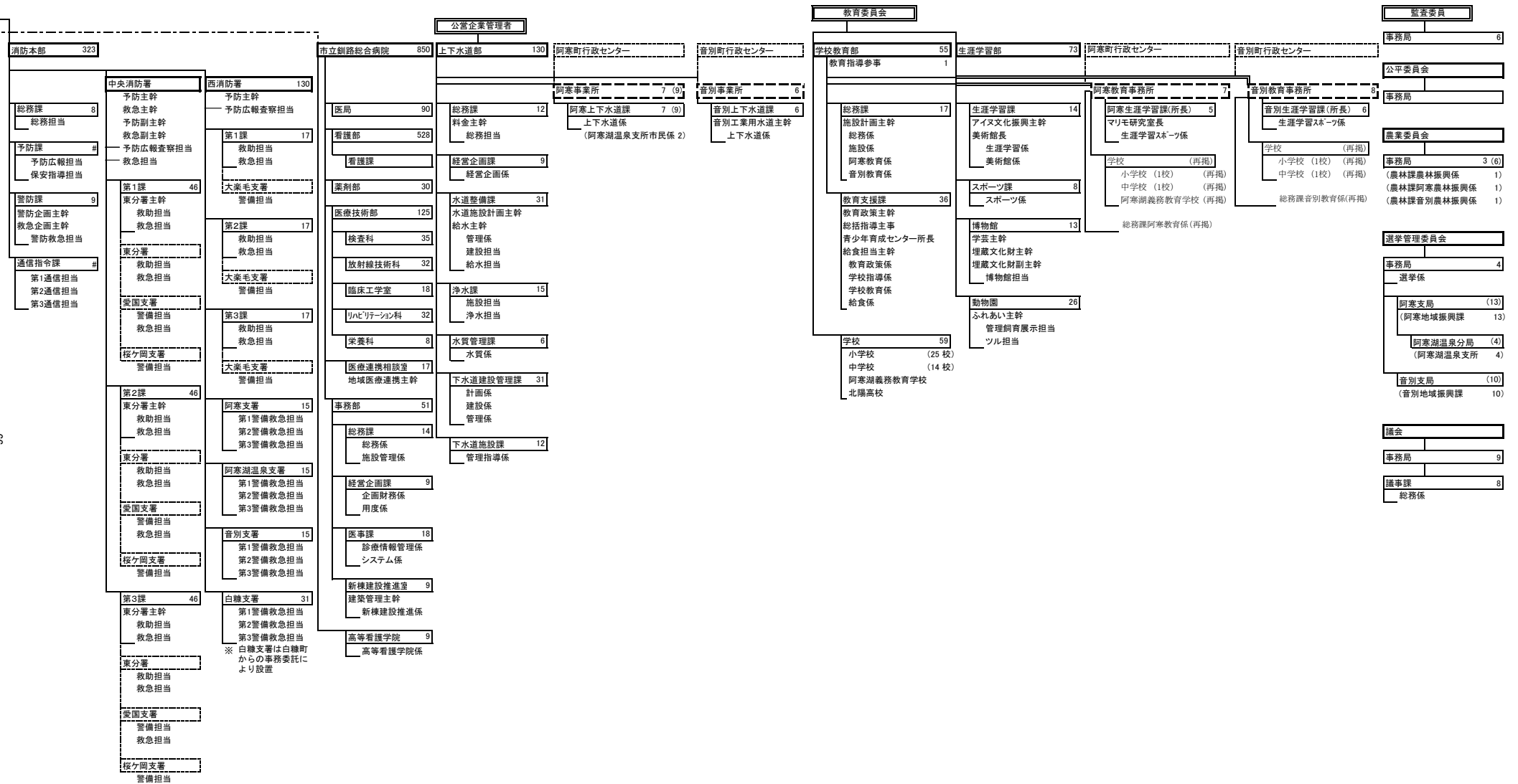
※登録者数・調定総額・口座振替は決算時計数

VI そ の 他

釧路市組織・機構及び配置人員（令和6年4月1日現在）

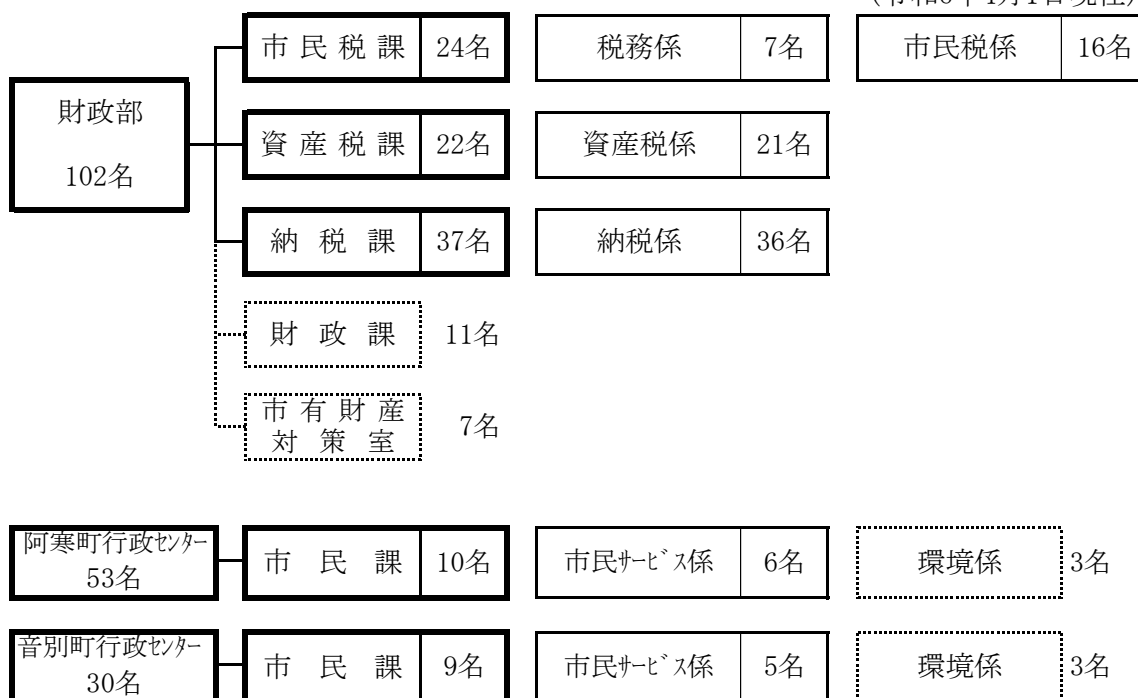


区分 部局	部・課・係の数				摘 要
	配置人数	部	課	係	
市長部局	982	12	56	94	・ 課に行財政改革推進室、市有財産対策室、東京事務所、児童発達支援センター、産業推進室、観光振興室、道路維持事業所、阿寒湖アイヌ施策推進室、阿寒診療所事務局、音別診療所事務局及び会計室を含む。 ・ 係に担当、野のほな園を含む。 ・ 定数に阿寒診療所の医局、看護局、薬局、放射線室及び検査室並びに音別診療所の医局、看護局、薬局及び放射線室を含む。
消防本部・消防署	323	1	14	52	・ 課に阿寒支署、阿寒湖温泉支署、音別支署及び白糠支署を含む。 ・ 係に担当を含む。
市立釧路総合病院	850	1	5	8	・ 部は市立釧路総合病院のみ。 ・ 課、係数は事務局（新棟建設推進室含む）及び高等看護学院のみ。 ・ 定数に医局、看護部、薬剤部、医療技術部及び医療連携相談室を含む。
上下水道部	130	1	9	14	・ 係に担当を含む。 ・ 定数は併任の職員を除く。
教育委員会	187	2	8	17	・ 課に博物館及び動物園を含む。 ・ 係に担当及び北陽高校を含む。
	事務局 128				
	学校 59				
小部局	22	1	7	8	・ 部は議会事務局のみ。 ・ 課は監査、公平及び農委の各事務局、選挙の事務局及び支局並びに議会事務局議事課。 ・ 係に監査、公平及び農委の各事務局並びに選挙の支局及び分局を含む。 ・ 定数は併任の職員を除く。
計	2,494	18	99	193	



2 税務機構図

(令和6年4月1日現在)



3 税務職員一人当たり人口・世帯数

(4月1日現在)

年度	区分	税務職員定数 (人)	職員一人当たり		
			人口 (人)	前年度比 (%)	世帯数 前年度比 (%)
H27		85	2,084	△ 1.0	1,109 0.3
H28		87	2,014	△ 3.4	1,111 0.2
H29		86	2,014	0.0	1,098 △ 1.2
H30		86	1,988	△ 1.3	1,095 △ 0.3
H31		86	1,962	△ 1.3	1,094 △ 0.1
R 2		85	1,960	△ 0.1	1,105 1.0
R 3		85	1,933	△ 1.4	1,102 △ 0.3
R 4		84	1,925	△ 0.4	1,107 0.5
R 5		84	1,893	△ 1.7	1,100 △ 0.6
R 6		83	1,878	△ 0.8	1,103 0.3

4 税務職員の配置

(令和6年4月1日現在)

財政部	課	配 置						
		係	係長	専門員	主査	主任	主事	計
部長 1	市民税課 課長 1	税務係	1	1	0	1(1)	4(3)	7 (4)
		市民税係	1	3	1(1)	2(1)	9(6)	16 (8)
		計	2	4	1(1)	3(2)	13(9)	23 (12)
	資産税課 課長 1	資産税係	2(1)	3(2)	3	3(1)	10(7)	21 (11)
		計	2(1)	3(2)	3	3(1)	10(7)	21 (11)
	納税課 部次長 1	納税係	4(2)	5	10(3)	3(1)	14(5)	36 (11)
		計	4(2)	5	10(3)	3(1)	14(5)	36 (11)
合 計	部次長 1							
	課長 2		8(3)	12(2)	14(4)	9(4)	37(21)	80 (34)

阿 寒 町 行政センター	市民課							
	課長 1	市民サービス係	1(1)	2	1	1	1	6 (1)

音 別 町 行政センター	市民課							
	課長 1	市民サービス係	1(1)	2	0	1	1	5 (1)

総 計	部次長 1							
	課長 4		10(5)	16(2)	15(4)	11(4)	39(21)	91 (36)

※()内数は女性職員数の再掲

※各行政センターの職員数は、担当所掌の全ての事務（税務以外の事務を含む）に係る配置職員数〔次頁、71頁の数値も同様〕

5 税務職員の年齢階層等調

(1) 年齢階層

(令和6年4月1日現在)

区 分		20歳 未満	30歳 未満	40歳 未満	50歳 未満	50歳 以上	計	平均年齢
市民税課	税 務 係	1	3	1	2	0	7	31.4
	市 民 税 係	3	6	2	3	2	16	32.0
	計	4	9	3	5	3	24	32.6
資産税課	資 産 税 係	2	8	5	3	3	21	32.2
	計	2	8	5	3	4	22	33.4
納税課	納 税 係	0	12	8	9	7	36	37.8
	計	0	12	8	9	8	37	38.4
阿寒町行政 センター市民課	市民サービス係	0	1	0	2	3	6	48.3
	計	0	1	0	2	4	7	49.7
音別町行政 センター市民課	市民サービス係	0	1	0	0	4	5	51.8
	計	0	1	0	0	5	6	51.7
合 計		6	31	16	19	24	96	37.4

※各担当に専門員事務取扱の課長補佐を含む

※課の計・合計に部次長及び課長を含む

(2) 税務経験年数

(令和6年4月1日現在)

区 分		2年 未満	4年 未満	6年 未満	8年 未満	10年 未満	10年 以上	計	平均経 験年数
市民税課	税 務 係	3	2	0	0	1	1	7	4年6月
	市 民 税 係	6	5	0	1	1	3	16	4年0月
	計	9	7	0	1	2	5	24	4年5月
資産税課	資 産 税 係	7	4	4	2	1	3	21	4年4月
	計	7	4	4	3	1	3	22	4年6月
納税課	納 税 係	14	8	4	1	4	5	36	4年3月
	計	14	8	4	1	4	6	37	4年5月
合 計		30	19	8	5	7	14	83	4年5月

※課の計・合計に部次長及び課長を含む

6 税務事務分掌

(令和6年4月1日現在)

課	係	事 務 分 掌
市 民 税 課	税 務 係	(1) 市税条例等に関すること (2) 宛名情報(共有者宛名情報を除く。)の管理に関すること (3) 固定資産評価審査委員会に関すること (4) 市税に係る諸証明に関すること (5) 公簿の閲覧に関すること (6) 法人市民税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税及び入湯税の調査及び賦課に関すること (7) 課内他係の所管に属しないこと
	市 民 税 係	(1) 個人市民税、道民税及び森林環境税の調査及び賦課に関すること (2) 個人道民税徴収取扱費に関すること
資 産 税 課	資 産 税 係	(1) 土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の調査及び賦課に関すること (2) 償却資産に係る固定資産税の調査及び賦課に関すること (3) 国有資産等所在市町村交付金の調査及び賦課に関すること (4) 特別土地保有税の調査及び賦課に関すること (5) 宛名情報(共有者宛名情報に限る。)の管理に関すること
納 税 課	納 税 係	(1) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料並びに保育所及び音別認定こども園の保育料（以下納税課納税担当の事務分掌において「市税等」という。）の徴収及び納付相談に関すること (2) 市税等の滞納処分に関すること (3) 市税等の収納管理に関すること (4) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること (5) 市税等の納税又は納付の啓発に関すること (6) 市税等以外の強制徴収債権の徴収、納付相談及び滞納処分に関すること(当該強制徴収債権の所管課から移管されたものに限る。)
阿市 寒町 行政 市民 セン ター 課	市民サービス係	(1) 市税及び国民健康保険料の調査及び賦課に関すること (2) 市税に係る諸証明に関すること (3) 公簿の閲覧に関すること (4) 市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料（以下阿寒町行政センター市民課市民サービス担当及び音別町行政センター市民課市民サービス担当の事務分掌において「市税等」という。）の納付の督促指導及び相談に関すること。 (5) 口座振替に関すること (6) 市税等その他歳入金（歳入歳出外現金を含む。）の収納に関すること
音別市 町行政 市民 セン ター 課	市民サービス係	(1) 市税及び国民健康保険料の調査及び賦課に関すること (2) 市税に係る諸証明に関すること (3) 公簿の閲覧に関すること (4) 市税等の納付の督促指導及び相談に関すること (5) 口座振替に関すること (6) 市税等その他歳入金（歳入歳出外現金を含む。）の収納に関すること

※各行政センターは税務事務以外の事務分掌の記載を省略

7 税務職員の推移

(各年4月1日現在)

年度	部	市民税課	職員数	資産税課	職員数	納税課	職員数	合計
R2	財政部	税務担当	7	資産税担当	21	納税担当	38	85
		市民税担当	16					
		計	24	計	22	計	39	
R3	財政部	税務担当	7	資産税担当	21	納税担当	38	85
		市民税担当	16					
		計	24	計	22	計	39	
R4	財政部	税務担当	7	資産税担当	21	納税担当	37	84
		市民税担当	16					
		計	24	計	22	計	38	
R5	財政部	税務担当	7	資産税担当	21	納税担当	37	84
		市民税担当	16					
		計	24	計	22	計	38	
R6	財政部	税務係	7	資産税係	21	納税係	36	83
		市民税係	16					
		計	24	計	22	計	37	

R2	阿寒町	市民サービス担当	6
	行政センター		
	市民課	計	7
	音別町	市民サービス担当	5
R3	行政センター		
	市民課	計	6
	阿寒町	市民サービス担当	6
	行政センター		
R4	市民課	計	7
	音別町	市民サービス担当	5
	行政センター		
	市民課	計	6
R5	阿寒町	市民サービス担当	6
	行政センター		
	市民課	計	7
	音別町	市民サービス担当	5
R6	行政センター		
	市民課	計	6
	阿寒町	市民サービス係	6
	行政センター		
R6	市民課	計	7
	音別町	市民サービス係	5
	行政センター		
	市民課	計	6

年度	総計
R2	98

年度	総計
R3	98

年度	総計
R4	97

年度	総計
R5	97

年度	総計
R6	96

※職員数は定数

※「計」に部次長及び課長を含む

※各行政センター市民課市民サービス係は、税務事務以外の事務も所掌

8 徴税费等の推移

(単位：千円)

年 度 区 分			R1	R2	R3	R4	R5
税収入額		市 税 (a)	21, 189, 705	20, 753, 265	21, 028, 182	21, 270, 591	21, 207, 104
		個人道民税	4, 946, 331	4, 929, 993	4, 868, 064	4, 861, 208	4, 896, 018
		合 計 (b)	26, 136, 036	25, 683, 258	25, 896, 246	26, 131, 799	26, 103, 122
徴 税 費	人 件 費	基本給	287, 157	271, 691	278, 631	278, 362	273, 698
		諸手当	145, 048	132, 442	133, 169	124, 198	135, 646
		超過勤務手当	4, 536	3, 758	3, 550	3, 314	10, 184
		その他の手当	140, 512	128, 684	129, 619	120, 884	125, 462
		その他	111, 827	106, 748	102, 678	101, 941	99, 140
		計 (c)	544, 032	510, 881	514, 478	504, 501	508, 484
	需 用 費	旅 費	221	564	640	772	1, 000
		賃 金	3, 961	0	0	0	0
		そ の 他	87, 844	58, 377	55, 676	119, 034	89, 709
		計 (d)	92, 026	58, 941	56, 316	119, 806	90, 709
	報 類 奨 励 金 な ど に 関 連 する 経 費	前納報奨金	—	—	—	—	—
		貯蓄組合補助金	—	—	—	—	—
		納税奨励金	—	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—	—
		計 (e)	0	0	0	0	0
	そ の 他 (f)		4, 723	5, 262	5, 522	7, 278	9, 285
	合 計 (c+d+e+f) (g)		640, 781	575, 084	576, 316	631, 585	608, 478
道民税徴 収取扱費		納税義務者割	235, 428	234, 693	232, 173	229, 836	228, 372
		徴収金割	21	9	0	3	3
		合 計 (h)	235, 449	234, 702	232, 173	229, 839	228, 375
(g) - (h) (i)			405, 332	340, 382	344, 143	401, 746	380, 103
税収入額に 対する徴税 費の割合		(g)／(b) %	2. 5	2. 2	2. 2	2. 4	2. 3
		(i)／(a) %	1. 9	1. 6	1. 6	1. 9	1. 8

※市町村税課税状況等の調

9 税証明・閲覧件数の推移

(単位：件)

年度 区分		R 3				R 4				R 5			
		本庁	行政センター	支所等	計	本庁	行政センター	支所等	計	本庁	行政センター	支所等	計
市 道 民 税	所得証明	(6) 842	(3) 84	(0) 426	(9) 1,352	(9) 880	(0) 61	(0) 348	(9) 1,289	(18) 1,019	(2) 81	(0) 148	(20) 1,248
	課税証明	(1,063) 6,638	(30) 299	(610) 6,159	(1,703) 13,096	(1,046) 6,087	(23) 293	(611) 5,590	(1,680) 11,970	(1,190) 6,493	(13) 284	(330) 3,869	(1,533) 10,646
	課税回答	(1,915) 1,915	(30) 30	— —	(1,945) 1,945	(1,193) 1,193	(18) 18	— —	(1,211) 1,211	(1,209) 1,209	(17) 17	— —	(1,226) 1,226
	計	(2,984) 9,395	(63) 413	(610) 6,585	(3,657) 16,393	(2,248) 8,160	(41) 372	(611) 5,938	(2,900) 14,470	(2,417) 8,721	(32) 382	(330) 4,017	(2,779) 13,120
納 税	完納	(12) 986	(0) 39	(0) 283	(12) 1,308	(12) 1,788	(0) 93	(0) 411	(12) 2,292	(21) 1,201	(0) 76	(0) 185	(21) 1,462
	指定税目	(0) 513	(0) 32	(0) 144	(0) 689	(0) 506	(0) 60	(0) 146	(0) 712	(0) 643	(0) 33	(0) 73	(0) 749
	軽自動車 検 査 用	(588) 588	(170) 170	(3,560) 3,560	(4,318) 4,318	(467) 467	(144) 144	(2,887) 2,887	(3,498) 3,498	(375) 375	(99) 99	(592) 592	(1,066) 1,066
	計	(600) 2,087	(170) 241	(3,560) 3,987	(4,330) 6,315	(479) 2,761	(144) 297	(2,887) 3,444	(3,510) 6,502	(396) 2,219	(99) 208	(592) 850	(1,087) 3,277
固 定 資 産 税	家屋証明	— 506	— 0	— —	— 506	— 567	— 0	— —	— 567	— 508	— 1	— —	— 509
	評価証明 公課証明	(280) 5,260	(4) 122	(0) 1,194	(284) 6,576	(356) 5,053	(0) 59	(0) 957	(356) 6,069	(401) 6,156	(0) 123	(0) 547	(401) 6,826
	評価通知	(1,297) 1,297	(0) 0	(46) 46	(1,343) 1,343	(1,589) 1,589	(0) 0	(103) 103	(1,692) 1,692	(1,385) 1,385	(2) 2	(13) 13	(1,400) 1,400
	計	(335) 7,063	(4) 122	(46) 1,240	(385) 8,425	(1,945) 7,209	(0) 59	(103) 1,060	(2,048) 8,328	(1,786) 8,049	(2) 126	(13) 560	(1,801) 8,735
閲 覧	公簿関係	(0) 557	(0) 2	— —	(0) 559	(0) 407	(0) 4	— —	(0) 411	(0) 651	(0) 5	— —	(0) 656
	地番図	(3) 1,273	— —	— —	(3) 1,273	(13) 1,113	— —	— —	(13) 1,113	(21) 1,206	— —	— —	(21) 1,206
	計	(3) 1,830	(0) 2	— —	(3) 1,832	(13) 1,520	(0) 4	— —	(13) 1,524	(21) 1,857	(0) 5	— —	(21) 1,862
合 計		(3,922) 20,375	(237) 778	(4,216) 11,812	(8,375) 32,965	(4,685) 19,650	(185) 732	(3,601) 10,442	(8,471) 30,824	(4,620) 20,846	(133) 721	(935) 5,427	(5,688) 26,994

※上段()内の数字は無料証明件数の再掲

※行政センターの数値には阿寒湖温泉支所分を含む

10 昭和37年度以降の市税税率の推移〔「17年度(旧市)」までは旧釧路市分〕

区 分			昭和 3 7 年度	昭和 3 8 年度	昭和 3 9 年度
市 民 税	個 人	均等割	300 円	同 左	同 左
		所得割	(課税総所得金額)	(課税総所得金額)	同 左
			10万円以下の金額 2.30 %	15万円以下の金額 2.20 %	
			10万円を超える金額 3.45 %	15万円を超える金額 3.45 %	
			20万円 " 5.00 %	40万円 " 5.00 %	
			50万円 " 6.25 %	70万円 " 6.25 %	
			100 万円 " 7.50 %	100 万円 " 7.50 %	
			150 万円 " 9.10 %	150 万円 " 9.10 %	
			250 万円 " 10.40 %	250 万円 " 10.40 %	
			400 万円 " 11.70 %	400 万円 " 11.70 %	
600 万円 " 13.00 %	600 万円 " 13.00 %				
1,000 万円 " 14.30 %	1,000 万円 " 14.30 %				
2,000 万円 " 15.60 %	2,000 万円 " 15.60 %				
3,000 万円 " 16.90 %	3,000 万円 " 16.90 %				
5,000 万円 " 18.20 %	5,000 万円 " 18.20 %				
法 人	均等割	1,800 円	同 左	同 左	
	法人税割	9.7 %	同 左	同 左	
固 定 資 産 税			1.75 %	同 左	同 左
軽 自 動 車 税			原動機付自転車	同 左	同 左
			┌ 50 cc以下 500 円		
			└ 90 " 800 円		
			└ 125 " 1,000 円		
			二輪小型自動車		
			2,500 円		
			小型特殊自動車		
			┌ 農耕用 1,000 円		
			└ その他 3,000 円		
			軽自動車		
┌ 四輪乗用 3,000 円					
└ " 貨物 2,500 円					
└ 三 輪 2,000 円					
└ 二 輪 1,500 円					
市たばこ消費税			12 %	13.4 %	15 %
電 気 ガ ス 税			9 %	8 %	7 %
鉦 産 税			1 %	同 左	同 左
木 材 引 取 税			3 %	同 左	同 左
都 市 計 画 税			0.2 %	同 左	同 左

昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度
同 左	同 左	同 左	同 左
			(課税総所得金額)
			15万円以下の金額 2.10 %
			15万円を超える金額 3.30 %
			40万円 " 4.68 %
			70万円 " 5.85 %
			100万円 " 7.02 %
			150万円 " 8.75 %
			250万円 " 10.00 %
			400万円 " 11.25 %
			600万円 " 12.50 %
			1,000万円 " 13.75 %
			2,000万円 " 15.00 %
			3,000万円 " 16.25 %
			5,000万円 " 17.50 %
同 左	同 左	1千万円超 4,000円 " 以下 2,400円	同 左
10.1 %	10.7 %	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
原動機付自転車 { 50 cc以下 500 円 90 " 800 円 125 " 1,000 円 二輪小型自動車 2,500 円 小型特殊自動車 { 農耕用 1,000 円 その他 3,000 円 軽自動車 { 四輪乗用 4,500 円 " 貨物 2,500 円 三 輪 2,000 円 二 輪 1,500 円	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	18.1 %	同 左
同 左	同 左	7 % 特例 5 %	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左

※42年度前納報奨金制度廃止

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区 分			昭 和 4 4 年 度	昭 和 4 5 年 度	昭 和 4 6 年 度
市 民 税	個 人	均等割	同 左	400 円	同 左
		所得割	(課税総所得金額)	同 左	(課税総所得金額)
			15万円以下の金額 2.00 %		15万円以下の金額 2.00 %
			15万円を超える金額 3.18 %		15万円を超える金額 3.00 %
			40万円 " 4.80 %		40万円 " 4.40 %
			70万円 " 5.60 %		70万円 " 5.50 %
			100 万円 " 6.72 %		100 万円 " 6.60 %
			150 万円 " 8.40 %		150 万円 " 8.05 %
			250 万円 " 9.60 %		250 万円 " 9.20 %
			400 万円 " 10.80 %		400 万円 " 10.35 %
600 万円 " 12.00 %	600 万円 " 11.50 %				
1,000 万円 " 13.20 %	1,000 万円 " 12.65 %				
2,000 万円 " 14.40 %	2,000 万円 " 13.80 %				
3,000 万円 " 15.60 %	3,000 万円 " 14.95 %				
5,000 万円 " 16.80 %	5,000 万円 " 16.10 %				
法 人	均等割	同 左	同 左	同 左	
	法人税割	同 左	同 左	同 左	
固 定 資 産 税			同 左	同 左	同 左
軽 自 動 車 税			同 左	同 左	
原動機付自転車 〔 50 cc以下 500 円 90 " 800 円 125 " 1,000 円 二輪小型自動車 2,500 円 小型特殊自動車 〔 農耕用 1,000 円 その他 3,000 円 軽自動車 〔 四輪乗用 4,500 円 " 貨物 2,500 円 三 輪 2,000 円 二 輪 1,500 円 専ら雪上走行用1,500 円			同 左	同 左	
市たばこ消費税			同 左	同 左	
電 気 ガ ス 税			7 % 特例 4 %	同 左	同 左
鉦 産 税			同 左	同 左	同 左
特 別 土 地 保 有 税			—	—	—
木 材 引 取 税			同 左	同 左	同 左
入 湯 税			—	1 人 1 日 20 円	1 人 1 日 40 円
都 市 計 画 税			同 左	同 左	同 左

※45年10月入湯税創設

昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度
同 左	同 左	同 左	同 左
(課税総所得金額)	(課税総所得金額)		
15万円以下の金額 2.00 %	30万円以下の金額 2 %		
15万円を超える金額 3.00 %	30万円を超える金額 3 %		
40万円 " 4.00 %	50万円 " 4 %		
70万円 " 5.00 %	80万円 " 5 %		
100 万円 " 6.24 %	110 万円 " 6 %		
150 万円 " 7.91 %	150 万円 " 7 %	同 左	同 左
250 万円 " 9.04 %	250 万円 " 8 %		
400 万円 " 10.17 %	400 万円 " 9 %		
600 万円 " 11.30 %	600 万円 " 10 %		
1,000 万円 " 12.43 %	1,000 万円 " 11 %		
2,000 万円 " 13.56 %	2,000 万円 " 12 %		
3,000 万円 " 14.69 %	3,000 万円 " 13 %		
5,000 万円 " 15.82 %	5,000 万円 " 14 %		
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	14.5 %	同 左
1.67 %	1.65 %	1.6 %	1.55 %
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	6 % 特例 4 % (S48.10.1 適用)	5 % 特例 4 % 5%(49.10) 4%(50.1)	同 左 3% (50.6.1 適用)
同 左	同 左	同 左	同 左
—	保有 1.4 % 取得 3 %	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左

※48年度特別土地保有税創設

※49年度電気ガス税が電気税（上段）とガス税（下段）に分離

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区 分			昭和5 1 年度	昭和5 2 年度	昭和5 3 年度	
市 民 税	個 人	均等割	1, 200 円	同 左	同 左	
		所得割	同 左	同 左	同 左	
	法 人	均等割	40, 000 円 20, 000 円 12, 000 円	134, 000 円 40, 000 円 13, 000 円	1, 000, 000 円 560, 000 円 134, 000 円	40, 000 円 13, 000 円
		法人税割	同 左	同 左	同 左	
		固 定 資 産 税		同 左	1. 5 %	同 左
軽 自 動 車 税		原動機付 自転車 { 50cc以下 780円 90 " 1, 200円 125 " 1, 560円 二輪小型自動車 3, 960円 小型特殊 { 農耕用 1, 560円 自動車 { その他 4, 680円 軽自動車 { 四輪乗用営業用 6, 240円 " 自家用 7, 080円 四輪貨物営業用 3, 480円 " 自家用 3, 960円 三 輪 3, 120円 二 輪 2, 400円 専ら雪上走行用 2, 400円	同 左	同 左		
市たばこ消費税		同 左	同 左	同 左		
電 気 税		同 左	同 左	同 左		
ガ ス 税		2 % (S52. 1. 1適用)	同 左	同 左		
鉱 産 税		1. 1 % (200万円以下 0. 8%)	同 左	同 左		
特別土地保有税		保有 1. 4 % 取得 3 %	同 左	同 左		
木 材 引 取 税		同 左	同 左	同 左		
入 湯 税		廃 止	—	—		
都 市 計 画 税		同 左	同 左	同 左		

※51年度＝51年自動車排出ガス規制適合車及び電気自動車に係る軽自動車税は改正前税率適用

※53年度軽自動車税に係る自動車排出ガス規制適合車に対する軽減措置廃止

昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度
同 左	1,500 円	同 左	同 左
	(課税総所得金額)		
	30万円以下の金額 2 %		
	30万円を超える金額 3 %		
	45万円 " 4 %		
	70万円 " 5 %		
	100 万円 " 6 %		
同 左	130 万円 " 7 %	同 左	同 左
	230 万円 " 8 %		
	370 万円 " 9 %		
	570 万円 " 10 %		
	950 万円 " 11 %		
	1,900 万円 " 12 %		
	2,900 万円 " 13 %		
	4,900 万円 " 14 %		
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	14.7 %	同 左
1.47 %	1.44 %	1.4 %	同 左
原動機付 50cc以下 700円 自転車 90 " 1,100円 125 " 1,450円 二輪小型自動車 3,650円 小型特殊 農耕用 1,450円 自動車 その他 4,300円 軽自動車 四輪乗用営業用 5,200円 " 自家用 6,500円 四輪貨物営業用 2,900円 " 自家用 3,650円 三 輪 2,850円 二 輪 2,200円 専ら雪上走行用 2,200円	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
—	—	—	150円 日帰り50円
同 左	同 左	同 左	0.3 %

※54年度電気自動車は従前の税率適用

※56年度督促手数料廃止

※57年度入湯税再創設

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区 分			昭 和 5 8 年 度	昭 和 5 9 年 度	昭 和 6 0 年 度
市 民 税	個 人	均等割	同 左	同 左	2,000 円
		所得割	同 左	同 左	(課税総所得金額)
					20万円以下の金額 2.5%
					20万円を超える金額 3 %
					45万円 " 4 %
					70万円 " 5 %
					95万円 " 6 %
					120 万円 " 7 %
					220 万円 " 8 %
					370 万円 " 9 %
570 万円 " 10 %					
950 万円 " 11 %					
1,900 万円 " 12 %					
2,900 万円 " 13 %					
4,900 万円 " 14 %					
法 人	均等割	1,500,000円 100,000円	3,600,000円 180,000円	同 左	
		1,000,000円 80,000円	2,100,000円 144,000円		
		270,000円 27,000円	480,000円 48,000円		
法人税割	同 左	同 左	同 左		
固 定 資 産 税			同 左	同 左	同 左
軽 自 動 車 税			同 左	原動機〔 50cc以下 1,000円 付自転〔 90 " 1,200円 車〔 125 " 1,600円 二輪小型自動車 4,000円 小型特殊〔 農耕用 1,600円 自動車〔 その他 4,700円 軽自動車 〔 四輪〔 営業用 5,500円 乗用〔 自家用 7,200円 四輪〔 営業用 3,000円 貨物〔 自家用 4,000円 三 輪 3,100円 二 輪 2,400円 専ら雪上走行 2,400円	原動機〔 50cc以下 1,000円 付自転〔 90 " 1,200円 車〔 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 二輪小型自動車 4,000円 小型特殊〔 農耕用 1,600円 自動車〔 その他 4,700円 軽自動車 〔 四輪〔 営業用 5,500円 乗用〔 自家用 7,200円 四輪〔 営業用 3,000円 貨物〔 自家用 4,000円 三 輪 3,100円 二 輪 2,400円 専ら雪上走行 2,400円
市たばこ消費税			同 左	同 左	従価割14.3% 従量割千本につき350円
電 気 税			同 左	同 左	同 左
ガ ス 税			同 左	同 左	同 左
鉱 産 税			同 左	同 左	同 左
特別土地保有税			同 左	同 左	同 左
木 材 引 取 税			同 左	同 左	同 左
入 湯 税			同 左	同 左	同 左
都 市 計 画 税			同 左	同 左	同 左

※58年度電気自動車に係る軽自動車税軽減税率引上げ及び適用期間59年度まで延長

※60年度電気自動車に係る軽自動車税の引上げ及びミニカーの税率規定（特例有）

昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度
同左	同左	同左 (課税総所得金額) 60万円以下の金額 3 % 60万円を超える金額 5 % 130 万円 " 7 % 300 万円 " 8 % 450 万円 " 10 % 900 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 %	同左 (課税総所得金額) 120 万円以下の金額 3 % 120 万円を超える金額 8 % 500 万円を超える金額 11 %
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
従価割 14.3% 従量割 千本につき640円 (62.5 適用)	同左	同左	同左
手持品課税 千本につき290円	従価割 14.3% 従量割 千本につき640円	同左	千本につき 1,997 円 旧3級品千本につき948円
同左	同左	同左	廃止
同左	同左	同左	廃止
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	廃止
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左

※元年度市たばこ消費税は市たばこ税に改正

※電気税・ガス税・木材引取税は消費税の創設に伴い廃止

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区 分			平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度
市 民 税	個 人	均等割	同 左	同 左	同 左
		所得割	同 左	(課税総所得金額) 160万円以下の金額 3 % 160万円を超える金額 8 % 550万円を超える金額 11 %	同 左
	法 人	均等割	同 左	同 左	同 左
		法人税割	同 左	同 左	同 左
	固 定 資 産 税		同 左	同 左	同 左
軽 自 動 車 税		同 左	同 左	同 左	
市 た ば こ 税		同 左	同 左	同 左	
鉱 産 税		同 左	同 左	同 左	
特 別 土 地 保 有 税		同 左	同 左	同 左	
入 湯 税		同 左	同 左	同 左	
都 市 計 画 税		同 左	同 左	同 左	

平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度
同 左	同 左	同 左	2, 500円
同 左	同 左	(課税総所得金額) 200万円以下の金額 3 % 200万円を越える金額 8 % 700万円を越える金額 11 %	同 左
同 左	3, 600, 000円 180, 000円 2, 100, 000円 156, 000円 492, 000円 144, 000円 480, 000円 60, 000円 192, 000円	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区 分			平成 9 年度	平成 1 0 年度	平成 1 1 年度
市 民 税	個 人	均等割	同 左	同 左	同 左
		所得割	(課税総所得金額) 同 左 同 左 700万円を超える金額 12%	同 左	(課税総所得金額) 同 左 同 左 700万円を超える金額 10 %
	法 人	均等割	同 左	同 左	同 左
		法人税割	同 左	同 左	同 左
	固 定 資 産 税		同 左	同 左	同 左
軽 自 動 車 税		同 左	同 左	同 左	
市 た ば こ 税		千本につき 2,434円 旧 3 級品千本につき 1,155円	同 左	千本につき 2,668円 旧 3 級品千本につき 1,266円	
鉦 産 税		同 左	同 左	1 % (200万円以下0.7 %)	
特 別 土 地 保 有 税		同 左	同 左	同 左	
入 湯 税		同 左	同 左	同 左	
都 市 計 画 税		同 左	同 左	同 左	

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	千本につき 2,977円 旧3級品千本につき 1,412円
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	課 税 停 止
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左

※15年度以後特別土地保有税は課税停止

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区 分			平成 1 6 年度	1 7 年度(旧市)	平成 1 7 年度(新市)		
市 民 税	個人	均等割	3, 000円	同 左	同 左		
		所得割	同 左	同 左	同 左		
	法人	均等割	同 左	同 左	＜本則＞	＜附則＞	
					1号	3, 600, 000円	3, 000, 000円
					2号	2, 100, 000円	1, 750, 000円
					3号	492, 000円	410, 000円
					4号	480, 000円	400, 000円
					5号	192, 000円	160, 000円
					6号	180, 000円	150, 000円
					7号	156, 000円	130, 000円
8号					144, 000円	120, 000円	
9号	60, 000円	50, 000円					
			※附則税率は旧音別町地区のみ適用 (平成20年3月末終了事業年度分迄)				
法人税割	同 左	同 左	＜本則＞	＜附則＞			
			14. 7%	12. 3%			
			※附則税率は旧音別町地区のみ適用 (平成20年3月末終了事業年度分迄)				
固 定 資 産 税			同 左	同 左	同 左		
軽 自 動 車 税			同 左	同 左	同 左		
市 た ば こ 税			同 左	同 左	同 左		
鉱 産 税			同 左	同 左	同 左		
特 別 土 地 保 有 税			同 左	同 左	同 左		
入 湯 税			同 左	同 左	宿 泊(一 般) 150円 宿 泊(修学旅行) 70円 日 帰 り(一 般) 90円 日 帰 り(修学旅行) 40円		
都 市 計 画 税			同 左	同 左	同 左		

平成18年度	平成19年度	平成20年度
同 左	同 左	同 左
同 左	課税総所得金額一律 6%	同 左
同 左	同 左	<本則> <附則> 1号 60,000円 50,000円 2号 144,000円 120,000円 3号 156,000円 130,000円 4号 180,000円 150,000円 5号 192,000円 160,000円 6号 480,000円 400,000円 7号 492,000円 410,000円 8号 2,100,000円 1,750,000円 9号 3,600,000円 3,000,000円 ※附則税率は旧音別町地区のみ適用 (平成20年3月末終了事業年度分迄)
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
千本につき3,298円 旧3級品千本につき1,564円	同 左 (附則税率を本則化)	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区 分			平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
市 民 税	個 人	均等割	同 左	同 左	同 左
		所得割	同 左	同 左	同 左
	法 人	均等割	1号 60,000円	同 左	同 左
			2号 144,000円		
			3号 156,000円		
			4号 180,000円		
5号 192,000円					
		6号 480,000円			
		7号 492,000円			
		8号 2,100,000円			
		9号 3,600,000円			
		法人税割	同 左	同 左	同 左
固 定 資 産 税			同 左	同 左	同 左
軽 自 動 車 税			同 左	同 左	同 左
市 た ば こ 税			同 左	千本につき4,618円 旧3級品千本につき2,190円	同 左
鉱 産 税			同 左	同 左	同 左
特 別 土 地 保 有 税			同 左	同 左	同 左
入 湯 税			同 左	同 左	同 左
都 市 計 画 税			同 左	同 左	同 左

※22年度市たばこ税改正税率は10月施行

平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
同 左	同 左	3,500円
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	12.1% (平成26年10月1日以降開始 する事業年度分から適用)
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	千本につき5,262円 旧3級品千本につき2,495円	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区 分			平成27年度		平成28年度	
市 民 税	個 人	均等割	同	左	同	左
		所得割	同	左	同	左
	法 人	均等割	同	左	同	左
		法人税割	同	左	同	左
固 定 資 産 税			同	左	同	左
軽自動車税			原動機付自転車		原動機付自転車	
			軽自動車		軽自動車	
			※ 新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率		※ 新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率	
			※ 旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率		※ 旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率	
			※ 重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両にかかる税率		※ 重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両にかかる税率	
			※ 軽課(a)～(c)は、前年度中に取得した新車であって、一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両にかかる税率（今年度に限り適用され、次年度以降は、新標準税率が適用される）		※ 軽課(a)～(c)は、前年度中に取得した新車であって、一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両にかかる税率（今年度に限り適用され、次年度以降は、新標準税率が適用される）	
			(a) 電気自動車・天然ガス自動車 H21排ガス規制に適合し、かつH21排ガス基準より10%低減する車両		(a) 電気自動車・天然ガス自動車 H21排ガス規制に適合し、かつH21排ガス基準より10%低減する車両	
			(b) 乗用：H32燃費基準値+20%達成車 貨物：H27燃費基準値+35%達成車		(b) 乗用：H32燃費基準値+20%達成車 貨物：H27燃費基準値+35%達成車	
			(c) 乗用：H32燃費基準値達成車 貨物：H27燃費基準値+15%達成車		(c) 乗用：H32燃費基準値達成車 貨物：H27燃費基準値+15%達成車	
			※ (b)、(c)は、ガソリン車及びハイブリッド車（H17排ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る）		※ (b)、(c)は、ガソリン車及びハイブリッド車（H17排ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る）	
市 た ば こ 税			同	左	千本につき5,262円 旧3級品千本につき2,925円	
鉱 産 税			同	左	同	左
特別土地保有税			同	左	同	左
入 湯 税			宿 泊（一 般） 250円 （国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館以外の宿泊者は150円） 宿 泊（修学旅行） 70円 日帰り（一 般） 90円 日帰り（修学旅行） 40円		同	左
都 市 計 画 税			同	左	同	左

平成29年度		平成30年度					
同	左	同	左				
同	左	同	左				
同	左	同	左				
同	左	同	左				
同	左	同	左				
同	左	原動機付自転車				50cc以下 2,000円	
						90 " 2,000円	
						125 " 2,400円	
						ミニカー 3,700円	
		二輪小型自動車				6,000円	
		小型特殊自動車				農耕用 2,000円	
						その他 5,900円	
		軽自動車					
			三輪	四輪			
				乗用		貨物	
				自家用	営業用	自家用	営業用
		新標準税率	3,900円	10,800円	6,900円	5,000円	3,800円
		旧標準税率	3,100円	7,200円	5,500円	4,000円	3,000円
		重課税率	4,600円	12,900円	8,200円	6,000円	4,500円
		軽課(a)	1,000円	2,700円	1,800円	1,300円	1,000円
軽課(b)	2,000円	5,400円	3,500円	2,500円	1,900円		
軽課(c)	3,000円	8,100円	5,200円	3,800円	2,900円		
※ 新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率							
※ 旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率							
※ 重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両にかかる税率							
※ 軽課(a)～(c)は、前年度中に取得した新車であって、一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両にかかる税率（今年度限り適用され、次年度以降は、新標準税率が適用される。）							
(a) 電気自動車・天然ガス自動車							
H30年排ガス規制適合車又はH21排ガス規制に適合し、かつH21排ガス基準より10%低減する車両							
(b) 乗用：H32燃費基準値+30%達成車							
貨物：H27燃費基準値+35%達成車							
(c) 乗用：H32燃費基準値達成車+10%達成車							
貨物：H27燃費基準値+15%達成車							
※ (b)、(c)は、ガソリン車、ハイブリッド車及びLPG車（H17排ガス基準75%低減達成車(★★★★)又はH30排ガス基準50%低減達成車に限る）							
千本につき5,262円		千本につき5,262円					
旧3級品千本につき3,355円		旧3級品千本につき4,000円					
同	左	同	左				
同	左	同	左				
同	左	同	左				
同	左	同	左				

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区 分			令和元年度	令和2年度																					
市 民 税	個 人	均等割	同	左																					
		所得割	同	左																					
	法 人	均等割	同	左																					
		法人税割	8.4% (令和元年10月1日以降開始 する事業年度分から適用)	同	左																				
固 定 資 産 税			同	左																					
軽 自 動 車 税	種別割		同	左																					
	環境性能割		<table border="1"><thead><tr><th colspan="4">環境性能割の税率（自家用車）</th></tr><tr><th>対象</th><th>排ガス性能</th><th>燃費性能</th><th>税率</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (H21排ガス規制窒素酸化物-10% 又はH30排ガス規制適合)</td><td rowspan="4"></td><td>H32燃費基準+20%</td><td rowspan="3">非課税</td></tr><tr><td>H32燃費基準+10%</td></tr><tr><td>H32燃費基準達成</td></tr><tr><td>H17排ガス基準-75% 又は H30排ガス基準-50%</td><td>H27燃費基準+10%</td><td>1%</td></tr><tr><td>ハイ ガ ソ リ ン 車</td><td></td><td>上記以外</td><td>2%</td></tr></tbody></table> ※ 令和元年10月1日以降に取得した軽自動車に適用。 ※ 消費税率10%の引上げ日（令和元年10月1日）から令和2年9月30日までに取得した軽自動車については、この表の税率からそれぞれ1%を減じる。	環境性能割の税率（自家用車）				対象	排ガス性能	燃費性能	税率	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (H21排ガス規制窒素酸化物-10% 又はH30排ガス規制適合)		H32燃費基準+20%	非課税	H32燃費基準+10%	H32燃費基準達成	H17排ガス基準-75% 又は H30排ガス基準-50%	H27燃費基準+10%	1%	ハイ ガ ソ リ ン 車		上記以外	2%	同
環境性能割の税率（自家用車）																									
対象	排ガス性能	燃費性能	税率																						
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (H21排ガス規制窒素酸化物-10% 又はH30排ガス規制適合)		H32燃費基準+20%	非課税																						
		H32燃費基準+10%																							
		H32燃費基準達成																							
		H17排ガス基準-75% 又は H30排ガス基準-50%	H27燃費基準+10%	1%																					
ハイ ガ ソ リ ン 車		上記以外	2%																						
市 た ば こ 税			千本につき5,692円 (旧3級品：R1.9.30まで千本につき4,000円)	R2.9.30まで千本につき5,692円 R2.10.1から千本につき6,122円																					
鉱 産 税			同	左																					
特別土地保有税			同	左																					
入 湯 税			宿 泊（一 般 ） 250円 (国際観光ホテル整備法に 基づく登録ホテル・旅館 以外の宿泊者は150円) 宿 泊(修学旅行) 70円 日帰り（一 般 ） 90円 日帰り(修学旅行) 40円	同	左																				
都 市 計 画 税			同	左																					

令和3年度			令和4年度					
同		左	同		左			
同		左	同		左			
同		左	同		左			
同		左	同		左			
同		左						
同		左	原動機付自転車・2輪車等 (単位：円)					
同		左	車種区分				税率	
			原動機付自転車	50cc 以下		2,000		
				50cc 超 90cc 以下		2,000		
				90cc 超 125cc 以下		2,400		
				ミニカー		3,700		
			小型特殊自動車	農耕作業用		2,000		
				その他		5,900		
			2輪の軽自動車		125cc 超 250cc 以下		3,600	
			軽自動車でもっぱら雪上を走行するもの				3,000	
			2輪の小型自動車		250cc 超		6,000	
同		左	軽自動車 (単位：円)					
同		左		三輪	四輪			
					乗用		貨物	
					自家用	営業用	自家用	営業用
			新標準税率	3,900	10,800	6,900	5,000	3,800
			旧標準税率	3,100	7,200	5,500	4,000	3,000
			重課税率	4,600	12,900	8,200	6,000	4,500
			軽課(a)	1,000	2,700	1,800	1,300	1,000
			軽課(b)	2,000	なし	3,500	なし	なし
			軽課(c)	3,000	なし	5,200	なし	なし
			同		左	※ 新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両が対象		
※ 旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両が対象								
※ 重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両が対象（電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール軽自動車、ハイブリッド車及び被牽引車は除く）								
※ 軽課(a)～(c)は、前年度中に取得した新車であって一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両が対象（今年度限り適用。次年度以降は、新標準税率）								
(a) 電気自動車・天然ガス自動車								
H30排ガス規制適合車又はH21年排ガス基準より10%低減する車両								
(b) R 2 燃費基準かつR12燃費基準90%達成車								
(c) R 2 燃費基準かつR12燃費基準70%達成車								
※ (b)、(c)は、ガソリン車、ハイブリッド車（H17排ガス基準75%低減達成車(★★★★)又はH30排ガス基準50%低減達成車）に限る								
同		左				同		
R3. 9. 30まで千本につき6,122円			R3. 10. 1から千本につき6,552円		千本につき6,552円			
同		左	同		左			
同		左	同		左			
同		左	同		左			
同		左	同		左			
同		左	同		左			

区 分			令和 5 年度	令和 6 年度	
市 民 税	個 人	均等割	同 左	3, 000円	
		所得割	同 左	同 左	
	法 人	均等割	同 左	同 左	
		法人税割	同 左	同 左	
固 定 資 産 税			同 左	同 左	
軽自動車税	種別割	同 左	原動機付自転車・2輪車等 (単位：円)		
			車種区分		税率
			原動機付自転車	50cc 以下・特定小型	2,000
				50cc 超 90cc 以下	2,000
				90cc 超 125cc 以下	2,400
				ミニカー	3,700
			小型特殊自動車	農耕作業用	2,000
				その他	5,900
			2輪の軽自動車	125cc 超 250cc 以下	3,600
			軽自動車でもっぱら雪上を走行するもの		3,000
2輪の小型自動車	250cc 超	6,000			
軽自動車 (単位：円)					
	三輪	四輪			
		乗用		貨物	
		自家用	営業用	自家用	営業用
新標準税率	3,900	10,800	6,900	5,000	3,800
旧標準税率	3,100	7,200	5,500	4,000	3,000
重課税率	4,600	12,900	8,200	6,000	4,500
軽課(a)	1,000	2,700	1,800	1,300	1,000
軽課(b)	2,000	なし	3,500	なし	なし
軽課(c)	3,000	なし	5,200	なし	なし
※ 新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両が対象					
※ 旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両が対象					
※ 重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両が対象（電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール軽自動車、ハイブリッド車及び被牽引車は除く）					
※ 軽課(a)～(c)は、前年度中に取得した新車であって一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両が対象（今年度限り適用。次年度以降は、新標準税率）					
(a) 電気自動車・天然ガス自動車					
H30排ガス規制適合車又はH21年排ガス基準より10%低減する車両					
(b) R 2 燃費基準かつR12燃費基準90%達成車					
(c) R 2 燃費基準かつR12燃費基準70%達成車					
※ (b)、(c)は、ガソリン車、ハイブリッド車（H17排ガス基準75%低減達成車(★★★★)又はH30排ガス基準50%低減達成車）に限る					
環境性能割			同 左	同 左	
市 た ば こ 税			同 左	同 左	
鉦 産 税			同 左	同 左	
特 別 土 地 保 有 税			同 左	同 左	
入 湯 税			同 左	同 左	
都 市 計 画 税			同 左	同 左	

11 昭和25年度以降の地方税制の推移

区 分		昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度
市 民 税	個 人	- 均等割 標準税率 400～800円 制限税率 500～1,000円 - 所得割 (第一課税方式) 標準税率 18 % 制限税率 20 % (第二課税方式) 制限税率 10 % (第三課税方式) 制限税率 20 %	- 均等割 標準税率 300～700円 制限税率 400～900円 - 所得割 課税方式に但書きが 加えられる - 特徴年12回徴収 (27年度から、この 年度は10回)	
	法 人	均等割 1,200 ～ 2,400円	法人税割の創設 標準税率 15.0 % 制限税率 16.0 %	法人税割 標準税率 12.5 % 制限税率 15.0 %
固 定 資 産 税		- 標準税率 1.6 % - 制限税率 なし - 免税点 1万円	- 標準税率 1.6 % - 制限税率 3.0 % - 免税点 償却資産 3万円	免税点 土地家屋 1万円 償却資産 3万円
市たばこ消費税				
電 気 ガ ス 税		税率 10 %		
そ の 他		- 自転車税 200円 - 荷車税 200～800円 - 木材引取税 5 % - 鉱産税 1 % - 入湯税 1日 10円 - 水利地益税、共同施設税、広告税 10 % - 接客人税 1人、月 100円	国民健康保険税の創設	広告税及び接客人税の廃止

昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度
所得割 (第一課税方式) 賦課制限 課税総所得金額の10%	- 均等割 標準税率 200～600 円 制限税率 300～800 円 - 所得割 (第一課税方式) 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (第二課税方式) 制限税率 7.5% (第三課税方式) 制限税率 15.0% - 所得税の税源を移譲 して道府県民税を創設 - 障害者等に係る非課 税基準の創設 13万円	特別徴収、年10回徴 収方式	所得割 (第一課税方式) 標準税率 15.0% 制限税率 18.0%
	法人税割 標準税率 7.5 % 制限税率 9.0 %	法人税割 標準税率 8.1 % 制限税率 9.7 %	
	- 標準税率 1.5 % - 制限税率 2.5 % - 免税点 償却資産 5万円 - 道府県税として不動 産取得税の創設	- 標準税率 1.4 % - 制限税率 2.5 % - 大規模償却資産に対 する特例並びに基準 年度制度創設 - 免税点 償却資産 10万円	交付金納付金の創設
	創設 税率 115分の10		税率 9 %
入湯税 1日 1人1日 20 円	自転車税及び荷車税 を自転車荷車税に統 合 原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円		目的税として都市計 画税の創設 税率 0.2 %

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度
市 民 税	個 人	所得割 第二課税方式及び第三課税方式について 準拠税率を法定化	所得割 (第一課税方式) 標準税率 18.5 % 制限税率 22.0 %	所得割 (第一課税方式) 標準税率 20.0 % 制限税率 24.0 %
	法 人			
固 定 資 産 税				- 制限税率 2.1 % - 免税点 土地 2万円 家屋 3万円 償却資産 15万円
市たばこ消費税			税率 11.0 %	
電 気 ガ ス 税				
そ の 他		- 助成交付金の創設 - 入湯税を目的税とする - 木材引取税の税率引下げ 4.0%	- 木材引取税の税率引下げ 2.0% - 自転車荷車税を廃止 - 原動機付自転車、軽自動車及び二輪小型自動車を併せて、軽自動車税の創設	

昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度
	- 課税方式を本文方式と但書き方式に統一 - 所得割 2%～14% まで13段階の超過累進税率 (37年度実施) - 障害者等に係る非課税範囲の拡大 15万円	- 所得割 税率の軽減 (38年度実施) - 障害者等に係る非課税範囲の拡大 18万円	累進税率の緩和
		法人税割 資本金1億円以上の製造業を行う分割法人の分割基準改正	
		- 税率 12.0 % - 従価制から従量制へ	税率 13.4 %
	免税点制度の創設 月 300 円	税率 9.0 %	税率 8.0 %
	軽自動車税 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗 用 3,000円 貨 物 2,500円	鉱産税 軽減税率の創設 月 200万円以下 0.7 %	- 徴収制度の改善合理化 - 共同納税相談開始

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度
市 民 税	個 人	・ 準拠税率を標準税率に改め、制限税率は標準税率の1.5倍（昭和40年度実施） ・ 課税方式を本文方式に統合 ・ 障害者等に係る非課税範囲の拡大 20万円	・ 障害者等に係る非課税範囲の拡大 22万円 ・ 給与所得控除の引上げ	・ 基礎控除 10万円 ・ 配偶者控除 8万円 ・ 扶養控除 第1人目 （控除対象配偶者がいる場合） 6万円 （控除対象配偶者がいない場合） 7万円 第2人目以降 4万円 ・ 障害者等に係る非課税範囲の拡大 24万円 ・ 専従者控除 青色 10万円 白色 6万円 ・ 給与所得控除の引上げ
	法 人		・ 法人税割 標準税率 8.4 % 制限税率 10.1 %	・ 法人税割 標準税率 8.9 % 制限税率 10.7 %
固 定 資 産 税		・ 新評価制度に基づく土地の負担調整（39年度～41年度） ・ 免税点 土地 2.4万円		・ 負担調整（42～44） 3倍まで 1.1 3～8倍まで 1.2 8倍超え 1.3 ・ 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円
市たばこ消費税		・ 税率 15.0 %		
電 気 ガ ス 税		・ 税率 7.0 %	・ 免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	
そ の 他		・ 軽自動車税 四輪のもの 乗用 4,500円		・ 都市計画税負担調整（42年度～44年度） 3倍まで 1.3 3～8倍まで 1.6 8倍超え 1.9

昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度
・障害者等に係る非課税範囲の拡大 26万円 ・専従者控除 - 青色 12万円 - 白色 8万円 ・給与所得控除の引上げ ・税額控除を所得控除へ移行 (43年度適用)	・基礎控除 11万円 ・配偶者控除 9万円 ・扶養控除 (控除対象配偶者がいる場合) 5万円 (控除対象配偶者がいない場合) 第1人目 8万円 - 第2人目以降 5万円 ・専従者控除 - 青色 17万円 - 白色 11万円 ・障害者等控除 6万円 ・生命保険料控除 2.5万円 ・障害者等に係る非課税範囲拡大 28万円 ・共済掛金控除の創設 ・給与所得控除引上げ	・基礎控除 12万円 ・配偶者控除 10万円 ・扶養控除 (控除対象配偶者がいる場合) 6万円 (控除対象配偶者がいない場合) 第1人目 8万円 - 第2人目以降 6万円 ・専従者控除 - 青色 限度額廃止 - 白色 15万円 ・障害者等控除 7万円 ・特別障害者控除 9万円 ・障害者等に係る非課税範囲拡大 30万円 ・給与所得控除引上げ ・特別徴収の12回徴収	・基礎控除 13万円 ・配偶者控除 11万円 ・扶養控除 (控除対象配偶者がいる場合) 8万円 (控除対象配偶者がいない場合) 第1人目 9万円 - 第2人目以降 8万円 ・障害者等控除 8万円 ・特別障害者控除 10万円 ・障害者等に係る非課税範囲拡大 32万円 ・給与所得控除引上げ
・均等割 - 資本金1千万円を超える法人 4,000円 - 資本金1千万円以下の法人 2,400円			・法人税割 - 標準税率 9.1 % - 制限税率 10.7 % ・法人税付加税の創設
			・負担調整措置 3倍未満 1.1 3～8倍未満 1.2 8～25倍未満 1.3 25倍以上 1.4
・税率 18.1 %	・売り渡し本数に乗ずる率 1.013		
・免税点 - ガス 月 700円	・免税点 - ガス 月 800円	・免税点 - 電気 月 500円 - ガス 月 1,000円	・免税点 - 電気 月 600円 - ガス 月 1,200円
	・軽自動車税 - 原動機付自転車及び農耕作業特殊自動車に係る月割課税を廃止	・宅地開発税の創設	・都市計画税 - 負担調整措置 2倍未満 1.3 2～4倍未満 1.6 4倍以上 1.9

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度
市 民 税	個	・基礎控除 14万円 ・配偶者控除 13万円 ・扶養控除 (控除対象配偶者がいる場合) 10万円 (控除対象配偶者がいない場合) 第1人目 11万円 第2人目以降 10万円 ・障害者等控除 9万円 ・特別障害者控除 11万円 ・給与所得控除引上げ ・生命保険料控除引上げ ・障害者等に係る非課税範囲拡大 35万円 ・白色専従者控除の引上げ 16.5万円 ・退職者一括徴収制度の創設	・基礎控除 15万円 ・配偶者控除 14万円 ・扶養控除 (控除対象配偶者がいる場合) 11万円 (控除対象配偶者がいない場合) 第1人目 12万円 第2人目以降 11万円 ・障害者等控除 10万円 ・特別障害者控除 12万円 ・白色専従者控除の引上げ 17万円 ・給与所得控除引上げ ・障害者等に係る非課税範囲拡大 38万円	・基礎控除 16万円 ・配偶者控除 15万円 ・扶養控除 (控除対象配偶者がいる場合) 12万円 (控除対象配偶者がいない場合) 第1人目 14万円 第2人目以降 12万円 ・老人扶養控除創設 14万円 ・障害者等控除 12万円 ・特別障害者控除 14万円 ・給与所得控除引上げ ・障害者等に係る非課税範囲拡大 43万円 ・累進税率の緩和 ・退職所得控除引上げ
	法人			
固 定 資 産 税				・住宅用地に対する課税標準の特例 ・免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円
電 気 ガ ス 税		・免税点 電気 月 700円 ガス 月 1,400円	・免税点 電気 月 800円 ガス 月 1,600円	・免税点 電気 月 1,000円 ガス 月 2,100円 (48.6.1適用)
そ の 他		・入湯税 1人1日 40円		・特別土地保有税の創設 税率 保有 1.4% 取得 3.0% ・商品切手発行税の創設 税率 4.0%

昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度
- 基礎控除 18万円 - 配偶者控除 18万円 - 扶養控除 (控除対象配偶者がいる場合) 14万円 (控除対象配偶者がいない場合) 第1人目 16万円 第2人目以降 14万円 - 障害者等控除 13万円 - 特別障害者控除 16万円 - 老年者年金特別控除の創設 60万円 - 白色専従者控除の引上げ 19.25万円 - 給与所得控除引上げ - 障害者等に係る非課税範囲の拡大 50万円 - みなし法人課税制度の創設 - 不動産業者等の土地譲渡益重課税制度の創設	- 基礎控除 19万円 - 配偶者控除 19万円 - 扶養控除 (控除対象配偶者がいる場合) 17万円 (控除対象配偶者がいない場合) 第1人目 19万円 第2人目以降 17万円 - 老人扶養控除の創設 19万円 - 障害者等控除 16万円 - 特別障害者控除 19万円 - 給与所得控除引上げ - 障害者等に係る非課税範囲の拡大 60万円 - 白色専従者控除の引上げ 27.5万円 - 生命保険料控除限度額引上げ - 退職所得控除引上げ	- 障害者等に係る非課税範囲の拡大 70万円 - 均等割非課税制度の創設 1人当たり 15万円 - 均等割 標準税率 700 ～ 1,700円 制限税率 1,000 ～ 2,200円 - 医療費控除の限度額引上げ 200万円 - 医療費控除の足切り限度額 5万円 - 老年者年金特別控除額引上げ 78万円 - 老年者控除の所得限度額引上げ 1,000万円 - 資産合算課税の最低所得限度額引上げ 1,000万円 - 白色事業専従者控除 40万円 - 勤労学生控除適用要件の所得限度額引上げ 46万円 - 給与所得控除の平年度化
法人税割 標準税率 12.1 % 制限税率 14.5 %	商法の一部改正に伴い申告納付制度の整備及び徴収猶予等に係る延滞金の特例	均等割 標準税率・()書きは制限税率 1号該当法人 24千円 (40千円) 2号 " 12千円 (20千円) 3号 " 7千2百円 (12千円)
小規模住宅用地に対する課税標準の特例	農用地開発公団が行う土地改良事業の施行に係る納税義務者の特例	- 宅地等評価替えに伴い51～53年度まで新たな負担調整 - 一般農地は39年度以来税額が据え置かれていたが、51～53年度まで段階的な課税の適正化措置 - 特定市街化区域農地に係る課税標準額の算定に用いる調整率の据え置き
- 電気税 免税点 1,200円 (49.6.1適用) 50.1.1 ～ 2,000円 - ガス税 免税点 2,700円 (49.6.1適用) 50.1.1 ～ 4,000円	ガス税の税率 3.0% (50.6.1適用)	ガス税の税率 (52.1.1適用) 2.0%
- 電気ガス税は電気税とガス税に分離 - 軽自動車税の減免措置の拡大	- 軽自動車税 二輪及び三輪の月割課税廃止 - 特別土地保有税 土地区画整理事業の施行に係る仮使用地の課税 - 入湯税 1人1日 100円	- 軽自動車税 (51年排ガス適合車及び電気自動車は52年度まで旧税率適用、制限税率は下記の1.2倍) (1)原動機付自転車 50cc以下 650円 90cc " 1,000円 125cc " 1,300円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの(側車付き含む) 2,000円 三輪のもの 2,600円 四輪のもの(乗用営業用) 5,200円 " (" 自家用) 5,900円 " (貨物営業用) 2,900円 " (" 自家用) 3,300円 (3)二輪の小型自動車 3,300円 - 都市計画税 (51～53年度まで) 固定資産税と同様の負担調整

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		昭和52年度	昭和53年度
市 民 税	個	・ 障害者等に係る非課税範囲の拡大 80万円 ・ 均等割非課税基準額の引上げ 1人当たり 17万円 ・ 基礎控除 20万円 ・ 配偶者控除 20万円 ・ 扶養控除 19万円 (控除対象配偶者がいない場合) 第1人目 20万円 ・ 老人扶養控除 20万円 ・ 障害者等控除 18万円 ・ 特別障害者控除 20万円 ・ 土地建物等の譲渡所得に対する税率の改正	・ 均等割非課税基準額の引上げ 1人当たり 19万円 ・ 勤労学生控除適用要件の所得限度額引上げ 52万円
	法人	・ 均等割 標準税率・()書きは制限税率 1号該当法人80千円(134千円) 2号 〃 24千円(40千円) 3号 〃 8千円(13千円)	・ 均等割 標準税率・()書きは制限税率 1号該当法人 80万円(100万円) 2号 〃 40万円(56万円) 3号 〃 8万円(13万円) 4号 〃 2万4千円(4万円) 5号 〃 8千円(1万3千円)
固 定 資 産 税			
電 気 税		・ 免税点(6月1日以降) 2,400円	
ガ ス 税		・ 免税点(6月1日以降) 4,800円	・ 免税点(6月1日以降) 6,000円
そ の 他		・ 軽自動車税 月割課税制度の改正 53年排出ガス規制適合車にも改正前の税率適用 ・ 入湯税 1人1日(53.1.1以降)150円	・ 都市計画税 制限税率 0.3 % ・ 軽自動車税 排出ガス規制適合車に対する軽減税率適用廃止

昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度
- 均等割非課税基準額の引上げ 1人当たり 20万円 - 基礎控除 21万円 - 配偶者控除 21万円 - 扶養控除 20万円 (控除対象配偶者がいない場合) - 第1人目 21万円 - 老人扶養控除 21万円 - 障害者等控除 19万円 - 特別障害者控除 21万円 - 長期譲渡所得課税の一部改正	- 均等割非課税基準額の引上げ 1人当たり 22万円 - 均等割 標準税率 1,000～2,000円 制限税率 1,400～2,600円 - 基礎控除 22万円 - 配偶者控除 22万円 - 扶養控除 22万円 - 老人扶養控除 23万円 - 同居老親等扶養控除 26万円 - 障害者等控除 21万円 - 特別障害者控除 23万円 - 長期譲渡所得課税の一部改正	- 均等割非課税基準額の引上げ 1人当たり 23万円 - 所得割非課税制度の創設 所得金額が下記以下の者 27万円×家族数
		- 均等割 税率の適用基準、資本の金額又は出資金額に資本積立金を加える - 法人税割 標準税率 12.3 % 制限税率 14.7 %
- 宅地等評価替えに伴い54年度～56年度まで新たな負担調整 - 市街化区域農地に対し54年度～56年度まで課税の適正化措置		
	免税点(6月1日以降) 3,600円	
免税点(6月1日以降) 7,000円	免税点(6月1日以降) 10,000円	
- 軽自動車税(電気自動車は旧税率適用、制限税率は下記の1.2倍) (1)原動機付自転車 50cc以下 700円 90 " 1,100円 125 " 1,450円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの(側車付き含む) 2,200円 三輪のもの 2,850円 四輪のもの(乗用営業用) 5,200円 " (" 自家用) 6,500円 " (貨物営業用) 2,900円 " (" 自家用) 3,650円 (3)二輪の小型自動車 3,650円 - 都市計画税(54～56年度まで) 固定資産税と同様の負担調整	市たばこ消費税 売り渡し本数に乗ずる率 (55.5.1～56.3.31) 1.04	軽自動車税 (1)月割課税制度の廃止 (2)電気自動車の軽減税率を57年度まで延長

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		昭和 5 7 年度	昭和 5 8 年度
市 民 税	個 人	・均等割非課税基準額の引上げ 1 人当たり 25万円 ・所得割非課税基準額の引上げ 27万円×家族数＋<u>9 万円</u> (注) 家族を有する場合のみ加算額 有り ・寡夫控除の創設 21万円 ・土地譲渡所得課税の特例の改正 (58年度適用) ・雑損控除の拡充 ・みなし法人課税の場合の税率等 の改正 ・配偶者控除又は扶養控除の適用 対象となる者の所得限度額引上 げ(給与所得に限り) 29万円 ・肉用牛の売却による農業所得に 係る課税の特例改正 ・農業生産法人に現物出資した場 合の納期限の特例措置の延長	・同居の特別障害者である配偶者及 び扶養親族控除の創設 25万円 ・臨時特例法による措置 (58年度分の住民税軽減代替措置 として59年度分に限り特別減税) (1) 基礎控除、配偶者控除及び扶養 控除の額は、地方税法に定める 金額にそれぞれ 7,000円を加算 した金額 (2) 配偶者控除又は扶養控除の適用 対象となる者の所得限度額引上 げ(給与所得に限り) 30万円 (3) 勤労学生控除の適用要件である 所得限度額引上げ 53万円
	法 人	・徴収猶予制度の改正	・均等割 標準税率：()書きは制限税率 1 号該当法人 120万円(150万円) 2 号 " 70万円(100万円) 3 号 " 16万円(27万円) 4 号 " 6万円(10万円) 5 号 " 4万8千円(8万円) 6 号 " 1万6千円(2万7千円)
固 定 資 産 税		・土地の評価替えに伴う新たな負 担調整 ・市街化区域農地の課税の適正化	・区分所有に係る家屋の敷地の用に 供されている土地に対する課税の 特例の創設(59年度分から適用)
電 気 税			
ガ ス 税		・免税点(6月 1 日以降) 12,000円	
そ の 他		・地方税の徴収順位の改正 附帯金優先をやめ、本税優先 に改める (57.10.1から) ・特別土地保有税 保有期間10年を超える市街化 調整区域内の土地、課税客体 から除外 ・都市計画税 59年度まで固定資産税と同様 の負担調整	・軽自動車税 電気自動車の軽減税率59年度ま で延長 ・市たばこ消費税 売り渡し本数に乗ずる率 (58.5.1～59.2.29) 1.014

昭和59年度	昭和60年度
・障害者等に係る非課税範囲の拡大 100万円 ・均等割非課税基準額の引上げ 1人当たり 28万円 ・所得割非課税基準額の引上げ 1人当たり 29万円 ・基礎控除 25.3万円＋7千円 26万円 ・配偶者控除一般 25.3万円＋7千円 26万円 〃 老人 26.3万円＋7千円 27万円 〃 同居特別障害 29.3万円＋7千円 30万円 ・扶養控除 一般 25.3万円＋7千円 26万円 〃 老人 26.3万円＋7千円 27万円 〃 同居特別障害 29.3万円＋7千円 30万円 〃 同居老親等 30.3万円＋7千円 31万円 ・障害者・老年者・寡婦（夫）・勤労学生控除 24万円 ・特別障害者控除 26万円 ・所得割の税率構造調整（60年度適用） ・所得割賦課制限率の改正（ 〃 ） ・個人年金保険料控除制度の創設（ 〃 ） ・みなし法人課税の特例の延長等（ 〃 ）	・均等割 標準税率 1,000円 ～ 2,000円 制限税率 1,500円 ～ 2,500円 ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得限度額引上げ 33万円 ・白色事業専従者控除限度額 45万円 ・優良住宅地等に係る長期譲渡所得の課税の特例措置（61年度適用） ・特定市街化区域農地等に係る長期譲渡所得の課税の特例措置（61年度適用）
・法人税割の徴収猶予制度の廃止 ・均等割 標準税率・（ ）書きは制限税率 1号該当法人 300万円（360万円） 2号 〃 175万円（210万円） 3号 〃 40万円（48万円） 4号 〃 15万円（18万円） 5号 〃 12万円（14万4千円） 6号 〃 4万円（4万8千円）	
	・土地の評価替えに伴い62年度まで負担調整措置 ・電電公社の民営化に伴う配分規則の改正 ・課税標準の特例措置等の整理合理化等 ・非課税等特別措置等の創設、拡充
・軽自動車税 （電気自動車は旧税率適用、制限税率は下記の1.2倍） (1)原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 〃 1,200円 125 〃 1,600円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付き含む） 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪のもの（乗用営業用） 5,500円 〃 （ 〃 自家用） 7,200円 〃 （貨物営業用） 3,000円 〃 （ 〃 自家用） 4,000円 (3)二輪の小型自動車 4,000円	・都市計画税 62年度まで固定資産税と同様の負担調整 ・特別土地保有税 都市計画区域外の土地でも保有期間が10年を超えるものは、市街化調整区域内の土地と同様に課税対象外 ・軽自動車税 (1)ミニカーに係る税率規定 2,500円 （60.2.15以後の取得、なお同日前の取得は1,000円） (2)電気自動車に係る軽減税率引上げ、併せて適用期間を61年度まで延長 （60.2.15以後取得したミニカーは2,300円、なお同日前の取得は700円） ・市たばこ消費税 従価割 14.3% 従量割 千本につき 350円

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		昭和61年度	昭和62年度
市 民 税	個 人	・均等割非課税基準額の引上げ 1人当たり 31万円 ・所得割非課税基準額の引上げ 1人当たり 31万円 ・同居の特別障害者に係る配偶者控除及び扶養控除の引上げ 34万円 ・肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例措置の延長（平成3年度まで） ・みなし法人課税の特例措置に係る税率等の1年間延長 ・農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例措置61年度限りで廃止	・山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置を元年度まで延長 ・所得割税率構造7段階に改正（63年度適用） ・所得割賦課制限の廃止（ 〃 ） ・基礎控除 28万円（ 〃 ） ・配偶者控除一般 28万円（ 〃 ） 〃 老人 29万円（ 〃 ） 〃 同居特別障害 36万円（ 〃 ） ・扶養控除一般 28万円（ 〃 ） 〃 老人 29万円（ 〃 ） 〃 同居特別障害 36万円（ 〃 ） 〃 同居老親等 33万円（ 〃 ） ・配偶者特別控除の創設 限度額14万円（ 〃 ） ・配偶者に係る白色事業専従者控除額引上げ 60万円（ 〃 ） ・老年者控除の引上げ 48万円（元年度適用） ・医療費控除足切限度額引上げ 10万円（ 〃 ） ・給与所得者の特定支出控除の創設（ 〃 ） ・公的年金等の所得区分を変更し、公的年金の支払報告書の提出義務を制度化（ 〃 ） ・譲渡所得の長期、短期の区分が10年から5年 に変わる（S62.10.1～H2.3.31） ・所有期間2年以内の土地（超短期所有土地） の譲渡による事業所得等の課税の特例創設 ・優良住宅地及び特定市街化区域農地に係る長期 譲渡所得の課税の特例措置延長（3年度まで）
	法 人	・一定の農業協同組合連合会の収益事業以外の事業に係る非課税規定 ・法人税における欠損金の繰越控除の一部停止に伴う繰戻し還付に係る規定の整備	・中間申告等の方法を改正
固 定 資 産 税		・課税標準の整理合理化等 ・非課税、課税標準の特別措置 ・国有資産等所在交付金及び納付金の整理等	・課税標準の特別措置等の整理合理化 ・非課税措置等の創設、拡大等
電 気 税		・産業用電気に係る非課税措置の整理合理化等	・水素製造の用に供する電気に係る非課税措置廃止
ガ ス 税			・繊維、紙に係る軽減税率 62.12.31まで延長
そ の 他		・市たばこ消費税 従量割税率の引上げ (61.5.1～62.3.31) 千本につき 640円 ・手持品課税 千本につき 290円 ・特別土地保有税 非課税措置の廃止、新設等 ・都市計画税 課税標準特例措置の整理等	・軽自動車税 電気自動車軽減税率適用期限63年度まで延長 ・市たばこ消費税 従量割税率の適用期限 63.3.31まで延長 ・特別土地保有税 非課税措置の整理合理化、創設等 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・都道府県民税利子割の創設（63年度適用） ・利子割交付金の創設（ 〃 ） ・地方税の確定金額等に係る端数計算の基準額の引上げ（63年度適用）

昭和 6 3 年度	平成元年度
・ 公的年金等に係る課税方法の改正 (元年度適用) ・ 優良住宅地等に係る長期譲渡所得の課税の特例の税率改正 一律 4% (元年度適用) ・ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し (元年度適用)	・ 所得割税率構造 3 段階に改正 ・ 均等割非課税基準額の引上げ 1人当たり 32万円 ・ 所得割非課税基準額の引上げ 1人当たり 32万円 ・ 障害者等に係る非課税限度額の拡大 125万円 ・ 退職所得控除額引上げ ・ 長期譲渡所得に係る課税特例の課税方法改正 ・ 山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置を 3 年度まで延長 ・ みなし法人課税の特例期限を 6 年度まで延長 ・ 基礎控除 30万円 (2 年度適用) ・ 配偶者控除一般 30万円 (") " 老人 35万円 (") " 同居特別障害一般 51万円 (") " " 老人 56万円創設 (") ・ 扶養控除一般 30万円 (") " 老人 35万円 (") " 特定扶養 35万円創設 (") " 同居老親等 42万円 (") " 同居特別障害一般 51万円 (") " " 老人 56万円創設 (") " " 特定 56万円創設 (") " " 同居老親等 63万円創設 (") ・ 配偶者特別控除 限度額 30万円 (") ・ 障害者・勤労学生・寡婦 (夫) 控除26万円 (") ・ 特別障害者控除 28万円 (") ・ 白色事業専従者控除額引上げ 配偶者80万円, 配偶者以外47万円 (") ・ 資産所得の合算課税制度の廃止 (") ・ 寄附金控除創設 都道府県募金会に対する (") ・ 配偶者控除又は扶養控除の適用対象要件緩和 所得の種類にかかわらず 35万円 (")
・ 土地評価替えに伴い平成 2 年度まで負担調整措置 ・ 課税標準の特例措置等の整理合理化等 ・ 非課税等特別措置等の創設、拡充等	・ 課税標準の特例措置等の整理合理化等 ・ 非課税等特別措置等の創設、拡充等
	・ 廃止 (消費税の創設に伴い)
	・ 廃止 (消費税の創設に伴い)
・ 都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・ 市たばこ消費税 従量割税率の適用期限 元. 3. 31まで延長 ・ 特別土地保有税 産業構造転換円滑化臨時措置法の施行に伴い、非課税措置の創設等	・ 木材引取税の廃止 (消費税の創設に伴い) ・ 市たばこ消費税は「市たばこ税」に改正 (消費税の創設に伴い) 従量税方式とし、 税率 千本につき 1, 997 円 (元. 4. 1施行) ・ 軽自動車税 (1) 平成 2 年排ガス規制適合車に対し、軽減税率を 2 年度まで適用 (2) 電気自動車に対する軽減税率を 2 年度まで延長 ・ 特別土地保有税 非課税措置の整理合理化、創設等 ・ 都市計画税 固定資産税と同様の措置

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		平成 2 年度	平成 3 年度
市 民 税	個 人	- 均等割非課税基準額の引上げ 1人当たり 34万円 - 所得割非課税基準額の引上げ 1人当たり 34万円 - みなし法人課税制度に係る税率等の改正 - 寡婦(夫)控除及び寡婦控除の特例加算要件の所得限度額引上げ 300万円 (3年度適用) - 個人年金保険料に係る生命保険料控除額の引上げ 35,000円 (3年度適用) - 損害保険料控除の創設 (〃) - 公的年金等控除額の引上げ (〃) - 土地譲渡益に係る課税の特例措置の延長 (1)長期、短期区分の適用期限4年度まで (2)超短期所有土地の譲渡に係る事業所得等の適用期限5年度まで (3)優良住宅地等のための譲渡、適用期限4年度まで (4)特定市街化区域農地等の譲渡、適用期限4年度まで	- 所得割税率の適用区分の改正 160万円以下 3 % 160万円超え 8 % 550万円超え 11 % - 均等割非課税限度額引上げ 34万円×家族数+ <u>4万円</u> - 所得割非課税限度額引上げ 34万円×家族数+ <u>15万円</u> - 基礎控除 31万円 - 配偶者控除一般 31万円 〃 老人 36万円 〃 同居特別障害一般 52万円 〃 〃 老人 57万円 - 扶養控除一般 31万円 〃 特定又は老人 36万円 〃 同居老親等 43万円 〃 同居特別障害一般 52万円 〃 〃 特定又は老人 57万円 〃 〃 同居老親等 64万円 - 配偶者特別控除 限度額 31万円 - 寄附金控除 日本赤十字社支部に対する寄附金が追加される(4年度適用) - 肉用牛売却による課税特例範囲の見直しと適用期限を8年度まで延長 - 山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限5年度まで延長 - 土地譲渡益に係る課税特例の見直し (1)長期譲渡所得の税率引上げ 一律 6 % (5年度適用) (2)長・短期区分の適用期限8年度まで延長 (3)優良住宅地等のための譲渡の税率 3.4 % に引下げ (9年度まで延長)
	法 人		国鉄清算事業団に係る非課税措置(均等割非課税)の廃止
固 定 資 産 税		- 課税標準の特例措置等の整理合理化等 - 非課税等特別措置等の創設、拡充等	- 土地の評価替えに伴い5年度まで負担調整措置 - 免税点引上げ 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円 - 課税標準の特例措置等の整理合理化 - 非課税等特別措置等の創設、拡充等
そ の 他		- 特別土地保有税 非課税措置の整理合理化、創設等 - 都市計画税 固定資産税と同様の措置 - 軽自動車税 身体障害者等に対して減免する軽自動車の対象範囲拡大	- 軽自動車税 (1)ミニカー(60.2.15前に取得)に係る特例税率の廃止 (2)電気自動車の軽減税率適用期限、4年度まで延長 (3)平成2年度排ガス規制適合車に対する軽減税率適用廃止 - 特別土地保有税 (1)制度の全般的見直し (2)遊休土地に対する保有課税の創設 (3)非課税措置の整理合理化、創設等 - 特別地方消費税交付金の創設

平成4年度	平成5年度	平成6年度																											
- 均等割非課税限度額引上げ 34万円×家族数+8万円 (注)家族を有する場合のみ加算額有り - 所得割非課税限度額引上げ 34万円×家族数+19万円 (注)家族を有する場合のみ加算額有り - みなし法人課税制度 5年度を以て廃止	- 均等割非課税限度額引上げ 34万円×家族数+13万円 (注)家族を有する場合のみ加算額有り - 所得割非課税限度額引上げ 34万円×家族数+25万円 (注)家族を有する場合のみ加算額有り - 寄附金控除 都道府県及び市区町村に対する寄附金が追加される(6年度適用) - 山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置を7年度まで延長 - 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る買換え特例の見直し (5.4.1～7.3.31譲渡)	- 定率による特別減税 個人住民税所得割額20%相当額 (限度額20万円) - 均等割非課税限度額引上げ 34万円×家族数+18万円 (注)家族を有する場合のみ加算額有り - 所得割非課税限度額引上げ 34万円×家族数+30万円 (注)家族を有する場合のみ加算額有り - 特定扶養控除額の引上げ 39万円 " 同居特別障害 60万円 - 前年中において所得を有しなかった者に係る非課税規定の削除 (7年度適用) - 優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象範囲の拡大																											
		- 法人市民税の均等割税率の引上げ - 均等割標準税率()書きは制限税率 <table> <tr><td>1</td><td>号該当法人</td><td>300万円 (360万円)</td></tr> <tr><td>2</td><td>"</td><td>175万円 (210万円)</td></tr> <tr><td>3</td><td>"</td><td>41万円 (49万2千円)</td></tr> <tr><td>4</td><td>"</td><td>40万円 (48万円)</td></tr> <tr><td>5</td><td>"</td><td>16万円 (19万2千円)</td></tr> <tr><td>6</td><td>"</td><td>15万円 (18万円)</td></tr> <tr><td>7</td><td>"</td><td>13万円 (15万6千円)</td></tr> <tr><td>8</td><td>"</td><td>12万円 (14万4千円)</td></tr> <tr><td>9</td><td>"</td><td>5万円 (6万円)</td></tr> </table>	1	号該当法人	300万円 (360万円)	2	"	175万円 (210万円)	3	"	41万円 (49万2千円)	4	"	40万円 (48万円)	5	"	16万円 (19万2千円)	6	"	15万円 (18万円)	7	"	13万円 (15万6千円)	8	"	12万円 (14万4千円)	9	"	5万円 (6万円)
1	号該当法人	300万円 (360万円)																											
2	"	175万円 (210万円)																											
3	"	41万円 (49万2千円)																											
4	"	40万円 (48万円)																											
5	"	16万円 (19万2千円)																											
6	"	15万円 (18万円)																											
7	"	13万円 (15万6千円)																											
8	"	12万円 (14万4千円)																											
9	"	5万円 (6万円)																											
- 課税標準の特例措置等の整理合理化 - 非課税等特別措置等の創設、拡充	6年度評価替えにより土地均衡化、適正化に伴う負担調整措置(6年度から適用) - 課税標準の特例措置等の整理合理化 - 非課税等特別措置等の創設、延長等	- 評価替えに伴う農地に係る負担調整措置 - 課税標準の特例措置の整理合理化及び創設、拡充等																											
- 特別土地保有税 非課税措置の整理合理化、創設等 - 都市計画税 固定資産税と同様の措置 - 軽自動車税 身体障害者に係る減免措置の範囲の見直し	- 軽自動車税 電気自動車に係る特例税率の適用期限延長 6年度まで - 特別土地保有税 非課税措置の整理合理化、拡充等 - 都市計画税 住宅用地に係る課税標準の特例措置の導入 (6年度から適用)	- 都市計画税 固定資産税と同様の措置 - 特別土地保有税 不動産取得税相当額についての特例措置の創設																											

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		平成 7 年度	平成 8 年度
市 民 税	個	・ 定率による特別減税 個人住民税所得割額15%相当額 (限度額 2 万円) ・ 所得割税率の適用区分の改正 200万円以下 3 % 200万円超え 8 % 700万円超え 11% ・ 基礎控除等の引上げ 基礎控除 33万円 配偶者控除一般 33万円 〃 老人 38万円 配偶者特別控除 (限度額) 33万円 扶養控除一般 33万円 特定扶養親族 41万円 老人 〃 38万円 ・ 配偶者控除又は扶養控除の適用対象者の所得限度額引上げ 38万円 (8 年度適用) ・ 白色事業専従者控除額引上げ 配偶者 86万円 配偶者以外 50万円 (8 年度適用) ・ 長期譲渡所得に係る税率等の改正 (8 年度適用) ・ 給与所得控除額の引上げ (8 年度適用)	・ 定率による特別減税 個人住民税所得割額15%相当額 (限度額 2 万円) ・ 均等割の税率引き上げ (2,500円) ・ 長期譲渡所得に係る税率等の改正 (9 年度適用) ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の改正 (10年度適用) ・ 肉用牛売却による課税特例期限の延長 (13年度まで)
	法人		
固 定 資 産 税		・ 地価の下落に対応した臨時的な課税標準の特例措置の導入 (8 年度まで) ・ 非課税等の整理合理化	・ 地価の下落に対応した緊急・臨時的な課税標準の特例措置の導入 ・ 非課税等の整理合理化
そ の 他		・ 都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・ 特別土地保有税 非課税等の整理合理化 ・ 軽自動車税 電気自動車に係る特例措置の廃止 ・ 地方消費税の創設に伴う、消費譲与税の廃止 (9 年度 4 月適用)	・ 都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・ 特別土地保有税 非課税等の整理合理化

平成9年度	平成10年度
・適用課税所得金額 700万円を超える金額の所得割の税率改正（12%） （但し退職所得については、平成10年1月1日以後に支払うべき退職手当に適用） ・土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正（9%） ・超短期所有土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正（12%） ・課税短期譲渡所得金額に適用される税率改正（9%） ・特別減税の廃止	・定額による特別減税 納税者 17,000円 扶養親族一人につき 8,500円 （住民税所得割の額を限度） ・均等割及び所得割の制限税率の廃止 ・土地譲渡益課税の見直し (1) 平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 (2) 平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間の短期所有土地の譲渡については、分離課税を適用しない (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る分離課税は、平成9年12月31日までの譲渡をもって廃止する ・所得控除額の引上げ 特定扶養控除 43万円（11年度適用） 特別障害者控除 30万円（11年度適用） 同居特別障害者控除 56万円（11年度適用） ・均等割非課税限度額の引上げ $35万円 \times (1 + \text{扶養数}) + 18万円$ （注）扶養者を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額の引上げ $35万円 \times (1 + \text{扶養数}) + 30万円$ （注）扶養者を有する場合のみ加算額有り
・評価替えに伴い、土地に係る税負担の調整措置（平成11年度まで） ・非課税等の整理合理化 ・固定資産評価審査委員会規定の改正	・税率に係る自治大臣への届出制度の廃止 ・固定資産課税台帳等の電磁的記録による備付け ・非課税であった資産が新たに課税されることとなった場合の通知規定の創設 ・下落修正通知に代わる公示制度の創設 （11年度分） ・用途変更宅地等に係る税負担の調整措置 （11年度分） ・非課税措置等の整理合理化
・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・たばこ税 千本につき 2,434円 旧三級品千本につき 1,155円 ・特別土地保有税 課税の特例規定の整備 ・軽自動車税 (1) 大型特殊自動車の一部が小型特殊自動車に移行 (2) 身体障害者等に対する減免範囲の拡大	・都市計画税 用途変更宅地等に係る税負担の調整措置 （11年度分） ・非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 (1) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えたものについて、課税対象から除外 (2) 地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正制度の創設 ・軽自動車税 身体障害者等に対する減免対象範囲の拡大 ・その他 秘密漏えいに関する罪の罰金額の引上げ （30万円） ・納税管理人制度の改正

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		平成 1 1 年度	平成 1 2 年度
市 民 税	個 人	・ 定率による税額控除（恒久的減税） 個人住民税所得割額の15%相当額 （限度額 4 万円） ・ 所得割最高税率の引下げ 700万円超え適用税率 10% ・ 所得控除額の引上げ 特定扶養控除 45万円 （12年度適用） ・ 所得割非課税限度額の引上げ 35万円×（1＋扶養数）＋<u>31</u>万円 （注）扶養者を有する場合のみ加算額有り ・ 土地譲渡益課税の見直し 平成11年 1 月 1 日から平成12年12月31日までの間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 ・ 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設 平成11年 1 月 1 日から平成12年12月31日までの間の一定の居住用財産の譲渡について適用	・ 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例期間の延長 （平成 1 8 年度まで） ・ 均等割非課税限度額の引上げ 35万円×（1＋扶養数）＋<u>19</u>万円 （注）扶養者を有する場合のみ加算額有り ・ 所得割非課税限度額の引上げ 35万円×（1＋扶養数）＋<u>32</u>万円 （注）扶養者を有する場合のみ加算額有り ・ 医療費控除額の対象となる医療費の範囲の拡大 ・ 損害保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲の拡大 ・ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の創設
	法 人		
固 定 資 産 税		・ 固定資産税の価格等に係る審査申出制度の改正 （1）審査申出期間の延長 （2）審査申出に係る合理化 （3）審査手続の整備 （4）その他所要の規定の整備 ・ 非課税措置等の整理合理化	・ 評価替えに伴い、土地に係る税負担調整措置を平成 9 年度評価替えに引き続き継続 ・ 非課税措置等の整理合理化
そ の 他		・ 都市計画税 非課税措置等の整理合理化 ・ 特別土地保有税 徴収猶予制度の拡充 （1）認定要件等の緩和 （2）住宅・宅地供給に資する土地に係る特例措置の創設 （3）徴収猶予期間の延長措置の創設 ・ たばこ税 千本につき 2,668円 旧 3 級品千本につき 1,266円 （平成11年5月1日以後の売渡等に適用） ・ その他 延滞金等の割合の見直し	・ 都市計画税 固定資産税と同様の措置 非課税措置等の整理合理化 ・ 特別土地保有税 非課税措置等の整理合理化 ・ 軽自動車税 非課税範囲の拡大（日本赤十字社） ・ その他 口座振替（申告納付・納入）に係る納期限の特例措置

平成13年度	平成14年度
・土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例（直近改正平成11年度＝譲渡益に対する税率一律4％）の平成16年度までの延長 ・優良住宅地造成等土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（譲渡益4千万円以下＝税率3.4％、4千万円超過＝税率4.0％）の平成16年度までの延長 ・商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例の創設 総合課税から分離課税への移行 4％課税 平成14年度～16年度適用 ・長期所有上場株式等譲渡益課税の特別控除の創設 申告分離課税を選択した場合 譲渡所得額から100万までを控除 平成14年度～16年度適用	・均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+24万円 ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+36万円 (注)所得割・均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り ・土地等長期譲渡所得に係る段階税率の見直し 課税長期譲渡所得金額が8千万円を超える部分の6％を廃止し当該部分の税率を5.5％に引下げ ・長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除の適用期間の延長(直近改正=平成13年度) 平成14年度～平成18年度適用（さらに2年延長） ・上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率の引下げ 税率3.4％に引下げ 平成15年1月1日以後の譲渡に適用（恒久扱い） ・長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率の一定期間引下げ（前記税率引下げに対する追加措置） 平成15年1月1日～平成17年12月31日の譲渡に適用 適用税率2％ ・前記暫定税率適用期間中の公開株式に係る特例適用の停止 特例適用停止後の税率10％ ・証券会社に特定口座を設ける投資家について住民税の申告を不要とする特例の創設 ・過去一定期間内に生じた上場株式等の譲渡に係る損失金額を一定限度内で繰越控除を行うことを可能とする制度創設 平成15年1月1日以後の譲渡で前年3年間分対象 株式譲渡所得等の額を限度として控除
	・マンション建替組合に対する均等割の適用税率の設定
・被災住宅用地に係る特例の創設 平成12年1月2日以降の被災土地について引き続き住宅用地とみなす特例を被災後2年度分適用 ・非課税措置等の整理合理化	・情報開示に係る改正 (1)縦覧制度の改正 (2)課税台帳の閲覧制度の法定化 (3)課税台帳記載事項の証明制度の法定化 (4)課税台帳に価格等を登録した旨の公示制度の創設 (5)課税明細書の交付制度の法定化 (6)宅地の標準的な価格の閲覧制度の法定化 (7)固定資産の価格等の決定期限等の改正 (8)固定資産評価審査委員会への審査申出期間の改正 ・非課税措置等の整理合理化
・都市計画税 固定資産税と同様の措置	

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		平成15年度
市 民 税	個	・配偶者控除対象者上乗せ適用部分の配偶者特別控除の廃止 ・所得割の納税義務者に係る配当割額または株式譲渡所得割額の控除及び控除の特例の創設 ・長期所有特定上場株式等の譲渡所得から100万円を控除する特例の廃止 ・長期所有上場株式等の譲渡所得等課税に係る暫定税率の特例を廃止し、新たに上場株式等の譲渡所得課税に優遇税率の特例を措置する改正 ・特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例対象に、特定口座における発行日分取引を加える改正 ・上場株式等取引特定口座に係る証券業者による取引報告書の提出義務の廃止 ・特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の特例課税の要件とされている譲渡期間を、上場等の日以後3年に延長 ・商品先物取引の雑所得に係る課税の特例について、適用対象に有価証券先物取引等雑所得を加えた上、税率を引下げる改正 ・所得割納税義務者の前年前3年以内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失金額について、当該取引の雑所得等金額を限度に控除する特例の創設
	法人	・法人である政党または政治団体について、収益事業を行わない場合に限り均等割を非課税とする改正 ・中小企業者等に係る法人税割について、課税標準となる法人税額から試験研究費の一定割合を控除する改正
固 定 資 産 税		・地価下落認定土地について、修正基準による修正価格を課税標準とする改正 ・平成15年度評価替えに際し、宅地及び農地等土地に係る負担調整措置を現行と同様の負担水準に応じて継続する措置 ・著しい地価下落に対応した臨時的な税負担据え置き措置を変更する改正 ・市街化区域農地に対し負担調整措置を適用する制度の創設 ・負担調整措置を受ける土地の課税明細書に負担水準及び課税標準額を記載することとする制度の創設 ・大規模償却資産の課税定額に係る普通交付税額算出誤りの補正を行えることとする改正 ・非課税措置等の整理合理化
そ の 他		・軽自動車税 申告書及び報告書を省令様式に統一する改正 ・たばこ税 千本につき 2,977円、旧3級品は千本につき 1,412円とする改正 (平成15年7月1日以後の売渡等に適用) 平成15年7月1日前売渡し分所持業者に対する手持品課税の実施 ・特別土地保有税 当分の間、新たな課税を停止する措置 免除土地審議に係る審議会及び審議会付議要件を廃止する改正 徴収猶予の継続及び納税義務の免除に係る特例措置の適用期間の延長 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 非課税措置等の整理合理化

平成16年度	
- 均等割非課税限度額の引下げ 35万円×(1+扶養数)+22万円 - 所得割非課税限度額の引下げ 35万円×(1+扶養数)+35万円 (注)所得割・均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り - 均等割の納税義務を負う夫と生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止 平成17年度から適用(経過措置:平成17年度は1,500円) - 均等割の標準税率の統一 人口段階別の税率を改め、3,000円に統一 - 公的年金等控除における65歳以上の者に対する控除額と最低保障額の見直し 平成18年度から適用 定額控除100万円→50万円、最低保障額140万円→120万円 - 老年者控除の廃止 平成18年度から適用 - 土地譲渡益課税の見直し等 (1)長期譲渡所得に係る100万円特別控除及び他の所得との損益通算の廃止、特例税率の引下げ (2)優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例税率の引下げ等 (3)短期譲渡所得の、特例税率の引下げ ※(1)～(3) 平成17年度から適用 (4)短期譲渡所得が事業所得等に該当する場合の課税の特例の適用停止措置の期限を5年延長 - 居住用財産の譲渡損失の繰越控除 平成17年度から適用 (1)特定居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除について、ローン残高を有する条件を除外し、適用期限を3年延長 (2)特定居住用財産の譲渡損失に係る繰越控除の特例を創設(譲渡の適用期間:H16年～H18年) - 金融証券税制の見直し等 平成17年度から適用 (1)公募株式投資信託の譲渡所得について、上場株式等を譲渡した場合の特例の優遇税率(3%)を適用する。 平成17年度から適用 (2)非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ 平成17年度から適用 (3)特定中小会社の特定株式の譲渡所得等の課税の特例について、譲渡期間要件等の緩和 平成16年4月1日以後の譲渡から適用	
- 欠損金の繰越期間の延長(H13年4月以後に開始した事業年度に生じた欠損金から適用) - 更正、決定等の期間制限の延長(H16年4月以後に法定納期限が到来するものから適用) - 連結付加税廃止に伴い個別帰属法人税額の割り落とし措置を廃止	
- 固定資産税及び都市計画税に係る条例減額制度の創設 - 固定資産税の制限税率の撤廃 - 家屋の附帯設備に係る課税関係の見直し - 新築住宅等に係る固定資産税額の減額措置の縮減及び延長 - 郵便局で取扱うことができる事務に固定資産税課税台帳記載事項に係る証明書交付事務を追加 - 非課税措置等の整理合理化	
たばこ税 交付金制度の創設	

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		平成17年度
市 民 税	個	・年齢65歳以上の者に係る非課税措置の廃止（18年度適用） 〔経過措置〕 （平成17年1月1日現在65歳以上の者で、前年の合計所得が125万円以下のものに適用） 18年度：住民税（均等割・所得割）の3分の2を減額 19年度：住民税（均等割・所得割）の3分の1を減額（20年度から全額課税） ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間の延長（18年度→21年度） ・公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止（19年度適用） ・特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例の創設（17年4月1日以降に事実が発生する場合について適用） ・エンジェル税制の適用期限を2年延長（19年3月31日まで） ・住民税の定率減税の縮減（控除15%→7.5%、限度4万円→2万円、18年度適用） ・給与支払報告書の提出対象者の範囲拡大（19年度適用） 中途退職者分（支払金額30万円以下除く）についても提出を義務づける ・都道府県が特例として行う個人住民税の徴収・滞納処分の要件緩和 実施期間の上限：3か月→1年、地域単位要件：あり→なし、 対象要件：滞納繰越分のみ→現年滞納分も併せて実施可
	法人	・中小企業者等に対する人材投資（教育訓練）促進税制の創設 法人税割の課税標準である法人税額について、17年4月1日から20年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、教育訓練費に係る法人税額の控除後の額とする
	固定資産税	・被災住宅用地に係る特例措置の充実 被災土地について、避難指示等が翌年度に及ぶときは、避難指示解除後3年度分に至るまで、みなし住宅用地特例が適用可能
そ の 他		・特別土地保有税の徴収猶予制度の見直し 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期到来後、原則延長期間を最大で10年間に制限

平成18年度	
○均等割非課税限度額の引下げ〔18年度から適用〕	35万円×(1+扶養数)+ <u>21</u> 万円 ≪釧路市(生活保護基準:2級地1)=32万円×(1+扶養数)+ <u>19</u> 万円≫
○所得割非課税限度額の引下げ〔18年度から適用〕	35万円×(1+扶養数)+ <u>32</u> 万円 (注)所得割・均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り
○定率減税の廃止〔19年度以後適用〕	
○税源移譲による税率構造の改正〔19年度分以後適用,退職所得所得割=19年1月1日以後適用〕	市町村民税6%比例税率化(道府県民税4%住民税計10%,19年1月1日以後の所得税率引下げ)
○調整控除の創設〔19年度分以後適用〕	税源移譲による個人の負担増を調整するための所得税と個人住民税の人的控除の差に応じた税額控除の設定
○住宅ローン控除に係る経過措置〔20年度から28年度まで適用〕	所得税における住宅ローン控除適用者である11年度から18年度までの居住者について、税源移譲により所得税の住宅ローン控除額が減少する場合に翌年度の個人住民税から減額する措置
○申告分離課税等の税率割合の改正〔19年度分以後適用〕	土地の譲渡等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税・市町村民税の税率割合、配当控除及び配当割額または株式等譲渡所得割額控除における道府県民税・市町村民税の控除割合を改正
○道府県民税徴収取扱費交付金基準を「納税義務者数」に変更〔19年度分以後適用〕	
○平均課税等の規定の廃止〔19年度以後適用〕	変動所得または臨時所得に係る平均課税及び山林所得の5分5乗規定の廃止
○地震保険料控除の創設〔20年度以後適用〕	損害保険料控除を改組し、地震保険等の地震等による損害の部分の保険料または掛金の2分の1(25,000円限度)を総所得金額等から控除
○配当割額または株式等譲渡所得割額控除に係る規定の整備〔19年度分以後適用〕	還付が発生した場合の均等割への充当や道府県民税と市町村民税間での充当を行う措置
○会社法制定による法人税法の改正に伴い「資本等の金額」に係る規定を整備	
○中小企業者の試験研究費に係る税額控除特例措置〔18年4月1日～20年3月31日の事業年度適用〕	試験研究費のうち比較試験研究費の額を上回る部分の一定割合を控除する措置が法人税において講じられたことを踏まえた所用の措置
○土地に係る18年度～20年度の各年度分の負担調整措置	・18年度評価替えに伴い、宅地に係る課税標準の上限を維持するとともに負担水準の均衡化を促進する措置 ・用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等の課税に係る特例除外の継続 ・農地に対する従来の負担調整措置の継続 ・著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置の廃止
○評価替え据置年度において地価指標からさらに下落傾向が見られる場合の、簡易な方法により価格修正を行うことができる特例措置〔19・20年度分適用〕	
○負担調整措置適用土地の課税明細書への前年度分課税標準額記載の義務化〔18年度以後適用〕	
○市町村長からの請求にもとづく政府による固定資産税納税義務者の所得税または法人税に係る申告書等の開示(閲覧・記録対応)〔18年度以後適用〕	
○耐震改修した既存住宅に係る特例減額規定の創設〔19年度分以後適用〕	・18年1月1日～27年12月31日に改修した昭和57年1月1日以前建築で30万円以上を要した住宅 ・1戸120㎡を上限とし対象税額の2分の1を減額 ・改修完了年の翌年度の課税分から最大3年度分～最小1年度分を減額
○課税標準の特例措置等の適用期限の延長並びに非課税措置等の整理合理化及び廃止	
○軽自動車税の制限税率を標準税率の1.5倍(旧1.2倍)に引き上げ〔18年度以後適用〕	
○市たばこ税率の引き上げ〔18年7月1日以後の売渡し分適用〕	・本則 1,000本につき3,064円(321円引上げ) ・附則 1,000本につき3,298円(321円引上げ) ※旧3級品は1,000本につき1,564円(152円引上げ) ・税率引上げに伴う手持品課税の実施〔18年7月1日時点の販売用手持品に適用〕
○固定資産税の評価替えによる規定改正に伴う特別土地保有税の課税標準の特例の整備	
○都市計画税における固定資産税と同様の措置及び非課税措置等の整理合理化	

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		平成19年度
市 民 税	個	○法人課税信託を受託した個人を会社とみなし法人税割額を課する〔19年度以後適用〕 ※当該個人に法人市民税の均等割は課さない ○上場株式等の譲渡所得等に対する特例措置の延長〔21年度まで〕 ・所得期間 19年12月31日まで→20年12月31日まで ○特定中小会社の特定株式の譲渡所得等の課税の特例措置の延長〔22年度まで〕 ・取得期間 19年3月31日まで→21年3月31日まで ○条約適用配当等に対する特例措置の延長〔22年度まで〕 ・所得期間 20年3月31日まで→21年3月31日まで ○条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料分を控除する〔20年度以後適用〕
	法人	○法人課税信託の受託法人の当該信託資産等に対し固有資産とは別に法人税割を課する〔19年度以後適用〕 ※均等割においては別個の課税を行わない
固 定 資 産 税		○住宅のバリアフリー改修に係る減額措置の創設に伴いその適用に係る申告を規定〔20～23年度適用〕 ・対象家屋 19年1月1日現在所在、居住部分100㎡以内、高齢者等居住 ・改修期間 19年4月1日～22年3月31日 ・改修条件 居住の安全・介護の容易化に資するもの、工事費30万円以内 ・減額措置 改修翌年の賦課期日に係る年度分の家屋分税額の1/3 ・申告義務 市に対し改修後3か月以内 ○鉄軌道用地の次の評価替えまでの年度分の課税標準を沿接土地または付近の土地の価格に批准する価格とする〔19・20年度適用〕
そ の 他		○市たばこ税の附則に規定する製造たばこの特例税率を本則の税率とする〔19年度以後適用〕

平成20年度	
○住宅借入金等特別税額控除の期限後申告に例外規定を設ける〔20年度以後適用〕	・例外規定 納税通知書が送達された後でもやむを得ない事情があるとき
○特定中小会社の発行株式に係る譲渡所得等の課税特例を廃止〔21年度以後適用〕	・廃止特例 株式譲渡益を1/2に圧縮する措置（H21.3.31までの取得分）
○寄附金控除の控除方式の変更及び適用限度額の拡大を行うとともに地方公共団体に対する寄附に特別控除額を設ける〔21年度以後適用〕	〔基本要件〕
	・控除方式 所得控除→税額控除
	・控除率 住民税10%効果→市民税6%+道民税4%
	・控除対象 総所得額25%まで→同30%まで
	・適用下限 10万円→5千円
	・適用時期 H20.1.1以後の寄附
	《対地方公共団体寄附の特別控除》
	⇒基礎控除額超過分につき一定限度まで所得税控除と合わせ全額控除
○上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算等についての見直し〔22・23年度分適用〕	・譲渡所得等の課税の特例の廃止
	・上記特例廃止に伴う経過措置としての税率の特例の創設
	・配当所得の申告分離選択課税制度の創設
	・上記申告分離選択課税の創設に伴う特例税率の措置
	・譲渡損を配当所得額から控除する通算特例の創設
	・源泉徴収選択口座内配当等に係る特例の創設
○公的年金からの特別徴収制度を設ける〔21年度以後適用〕	・対象所得者 65歳以上の老齢基礎年金等受給者（年額18万円以上の者）
	・特徴義務者 社会保険庁・地方公務員共済組合・国家公務員共済組合連合会他
	・対象税額 均等割額・所得割額
	・徴収方法 前半期仮徴収＋後半期精算本徴収
○公益法人等が財産の寄附を受けた後に寄附財産に係る非課税承認を取消された場合の課税の特例措置〔21年度以後適用〕	
○飼育用肉用牛の売却に係る課税の特例についてその免除対象頭数に上限を設定し適用期限を延長〔24年度まで適用〕	・免除対象頭数 売却全頭→年間2,000頭以内
○公益法人制度改革に伴う公益法人課税に係る所要の整備〔20年度以後適用〕	・公益社団・財団法人、一般社団・財団法人→均等割最低税率適用（6万円）
	・収益事業を行わない公益社団・財団法人→非課税（博物館の設置又は学術研究目的限定）
○公益法人制度改革に併せた均等割課税に係る所要の整備〔20年度以後適用〕	・人格のない社団等・公益法人等→均等割最低税率適用（6万円）
	・収益事業を行わない人格のない社団等→非課税
○地方税法における既存住宅の省エネルギー改修に係る特例減額措置創設に伴う申告に関する規定の整備〔21年度以後適用〕	・申告期間 改修完了後3か月以内
	・申告事項 (1)納税義務者の住所・氏名または名称
	(2)家屋の所在・番号・種類・構造・床面積・居住用部分床面積
	(3)家屋の建築年月日・登記年月日
	(4)工事完了年月日・工事費用
○公益法人制度改革に伴う現行の民法第34条法人から移行する法人等に係る特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定の整備〔21年度から25年度まで適用〕	・対象法人 (1)公益社団法人・公益財団法人
	(2)みなし公益社団法人・みなし公益財団法人
	(3)移行一般社団法人・移行一般財団法人
	・移行期間 H20.12.1～H25.11.30（上記(2)(3)→期間適用）
	・申告事項 非課税適用申告と同様

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		平成21年度
市	個	○公的年金等の特別徴収に係る取扱いの一部変更〔21年度以後適用〕 ・特別徴収適用除外対象者に市長が特に必要と認める者を追加 ・その他の所得割額分を年金特徴から普通徴収に変更 ○所得税控除残余额に係る住宅借入金特別控除の創設〔22年度から35年度まで適用〕※税源移譲に係る経過措置との一本化 ・対象者 H11～18年及びH21～25年の間の入居者 ・控除額 〔前年分所得税住宅借入金等特別税額控除額－前年分所得税額〕× 3/5（58,500円限度） ・申告手続 不要（給与支払報告書記載事項の改正） ○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設〔28年度以後適用〕 ・対象 個人がH21・22年の2年間に取得した土地 ・所有条件 譲渡年の1月1日現在において所有期間5年超過のもの ・特別控除 譲渡所得から上限1,000万円を控除 ○優良住宅地の造成等のための土地等譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例の延長等〔22年度から26年度まで適用〕 ・適用期間 [現]H16.1.1～H20.12.31迄→[新]H25.12.31迄の譲渡（5年延長） ○特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に特定保有株式を追加〔22年度以後適用〕 ・追加対象 H21.1.4現在特定管理株式で翌日5日特定管理口座払出分 ○先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に一定の有価証券の譲渡による譲渡所得等の追加〔23年度以後適用〕 ・追加対象 H22.1.1以後に行う新型金融商品である有価証券（カバードワラント）の譲渡及び差金等決済に係る所得 ○上場株式等の源泉徴収選択口座内配当及び譲渡益等に係る課税の特例の廃止期限の延長及び所得区分の廃止〔22年度から24年度まで適用〕 ・適用期間 [現]H21.1.1～H22.12.31迄→[新]H23.12.31迄の配当・譲渡益 ・特例内容《現行》配当所得;100万円以下=1.8%,100万円超過=18千円+超過分の3%、譲渡所得;500万円以下=1.8%,500万円超過=90千円+超過分の3% 《改正》配当所得・譲渡所得;所得区分を廃止し全額1.8% ○特例期間中の源泉徴収選択口座内配当の総合課税に係る申告書への記載事項規定の廃止〔23年度以後適用〕
		人
税		
固 定 資 産 税		○公益法人制度改革に係る非課税対象法人の拡大に伴う非課税申告規定中への当該法人等の追加〔21年度以後適用〕 ・追加法人 非営利型一般社団（財団）法人、社会福祉法人等で看護師・准看護師、助産師等の養成所を有するもの ○新たに非課税対象となった社会医療法人が行う非課税申告に係る規定の創設〔21年度以後適用〕 ○非課税適用対象外となった場合の申告義務対象に社会医療法人に係る固定資産を追加〔21年度以後適用〕 ○評価替え対象年度分の特例に関する用語の意義規定における時点の改正〔21年度から23年度まで適用〕 ○宅地等に係る課税標準額上限の維持及び負担水準の均衡化促進措置の継続〔21年度から23年度まで適用〕 ○用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等の課税に係る特例除外の継続〔21年度から23年度まで適用〕 ○農地に対する従来の負担調整措置の継続〔21年度から23年度まで適用〕 ○認定長期優良住宅に係る減額規定の適用を受けようとする者が行う手続規定の創設〔22年度から26(28)年度まで適用〕 ○据置年度における地価下落を対象とした価格修正に係る特別措置の継続〔22・23年度適用〕
		そ の 他

平成22年度	平成23年度
○扶養控除の改正〔24年度以後適用〕 ・年少扶養親族(16歳未満)に係る扶養控除の廃止 ・特定扶養親族のうち16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)廃止 ・同居特別障害者加算(23万円)の改組 ○生命保険料控除の改組〔25年度以後適用〕 ・介護医療保険料控除を新設し、一般生命保険、個人年金保険の各控除限度額を2.8万円に改組(合計適用限度額:7万円) ○65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の見直し〔22年度以後適用〕 ・給与所得とその他所得(年金所得含む)を有する者の徴収方法 [現]《H21年度》・給与所得分/その他所得分;原則、給与からの特別徴収 ・年金所得分;普通徴収 [新]《H22年度～》・年金所得分含め、原則、給与からの特別徴収 ○給与の支払を受ける者等で所得税法により扶養控除等申告書等を提出するものにつき住民税扶養親族申告書の提出規定を創設 [現]給与所得者・年金受給者;所得税扶養控除等申告書で扶養情報を提出 →H23.1より所得税年少扶養廃止⇔所得税法上は年少扶養情報を収集せず [新]給与所得者・年金受給者;住民税扶養親族申告書により住民税扶養親族情報を提出 ○非課税口座内少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る非課税措置創設に伴う所得計算の特例規定の創設〔25年度から36年度まで適用〕	○寄附金税額控除の適用下限額の引下げ〔24年度以後適用〕 ・適用下限額 [現]5千円→[新]2千円 ○飼育肉用牛売却に係る課税特例について、免除頭数の上限を引き下げたうえ適用期限を延長〔25年度以後適用〕 ・免除対象頭数 [現]年間2,000頭以内→[新]年間1,500頭以内 ・適用期間 [現]24年度迄→[新]27年度迄 ○上場株式等の源泉徴収選択口座内配当及び譲渡益等に係る課税の特例の廃止期限の延長〔22年度から26年度まで適用〕 ・適用期間 [現]H21.1.1～H23.12.31迄→[新]H25.12.31迄の配当・譲渡益 ○非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例規定の施行日を延長〔27年度から38年度まで適用〕 ・施行日(適用期間) [現]H25.1.1(25～36年度)→[新]H27.1.1(27～38年度) 【東日本大震災への対応】 ○雑損控除の特例 ・住宅、家財等に係る損失の雑損控除について23年度での適用を可能とする ・繰越可能期間を5年とする(現行3年) ○住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失等しても平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする特例
	○既存の罰金・過料の上限額の引上げとたばこ税等に係る申告書不提出に関する過料規定創設 ・既存の過料の上限額 [現]3万円以下→[新]10万円以下 ・過料規定の創設 たばこ税に係る不申告等:10万円以下の過料 ・罰金の上限額の引上げ [現]3万円以下→[新]30万円以下 【東日本大震災への対応】 ○被災代替軽自動車に係る軽自動車税の非課税 ・大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車(被災代替自動車)に係る23年度～25年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とする特例
○市たばこ税率の引き上げ〔22年10月1日以後の売渡し分適用〕 ・本則1,000本につき4,618円(1,320円引上げ) ・本則1,000本につき2,190円(626円引上げ) ・税率引上げに伴う手持品課税の実施〔22年10月1日時点の販売用手持品に適用〕 ●軽自動車税の身体障害者等に対する減免対象範囲の拡大(身体障害者福祉法施行令の一部改正等に伴う市税条例施行規則の改正)	

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		平成24年度	平成25年度
市 民 税	個 人	○年金所得者による寡婦（寡夫）控除の申告を不要とする〔26年度以後適用〕 ○退職所得の10%税額控除を廃止〔25年度以後適用〕 ○個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円を加算する〔26年度から35年度まで適用〕 ・均等割税率 [現]3,000円→[新]3,500円 【東日本大震災への対応】 ○大震災により滅失した住宅の再取得の際、所得税における特例措置を受けた場合には住宅ローン控除の対象とする特例 ○大震災により滅失した住宅の敷地の譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例については、その譲渡期限を7年に延長する（現行3年）	○ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率を乗じて得た率を加算する ○住宅借入金等特別控除の適用期限をH29.12.31まで延長。消費税8%となった場合は、控除限度額を136,500円に拡充（東日本大震災の被災者に関しては、消費税8%の有無にかかわらず拡充）（H27.1.1施行） ○耐震改修を行った住宅に係る減額措置の改正に伴い、改正前の当該措置の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定について所要の経過措置を設けた ○個人市民税の寄附金税額控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象になっている寄附金のうち、市内に事業所または事業所を有する法人への寄附金を加えるものとした（H26.4.1施行） ○公的年金からの特別徴収制度について、年間を通じた特別徴収額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額とする（H28.10.1施行） ○公社債等の利子および譲渡損益について、上場株式の配当および譲渡損益と同じ課税方式とする（H29.1.1施行）
	法 人		
固定資産税		○新たに非課税対象となった図書館、博物館、幼稚園の設置主体が行う非課税申告に係る規定の創設〔24年度以後適用〕 ・新たに対象となる設置主体 図書館：公益社団・財団法人 博物館：公益社団・財団法人、宗教法人 幼稚園：学校法人、社会福祉法人、公益社団・財団法人、宗教法人 ○土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等〔24年度から26年度まで適用〕 ・宅地等に対する現行の負担調整措置の継続 ・住宅用地に係る課税標準の特例措置について経過措置を講じた上で26年度に廃止 ・用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等の課税に係る特例除外の継続 ・農地に対する負担調整措置の継続 ○据置年度における地価下落を対象とした価格修正に係る特別措置の継続〔25・26年度適用〕 ○「わがまち特例」の導入により市条例で定めることとなった下水道除害施設の固定資産税の課税標準に係る特例割合を4分の3とする	○個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円を加算し、3,500円とする〔26年度から35年度まで適用〕 【東日本大震災への対応】 ○大震災により滅失した居住用財産の譲渡期限は7年とされていたが、所有者が死亡した場合には、同居していた相続人に同様の特例を適用する（H26.1.1施行） ○大震災に係る住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を4年延長するとともに、平成26年4月から平成29年12月までに居住の用に供した場合の控除限度額を拡充した（H27.1.1施行）
その他		○特別土地保有税につき固定資産税の評価替による規定改正に伴う課税標準の特例を整備〔24年度から26年度まで適用〕 ○道分から市分への税率移譲に伴う市たばこ税率の引き上げ〔25年4月1日以後の売渡し分から適用〕 ・標準分1,000本につき5,262円（644円増） ・旧3級品分1,000本につき2,495円（305円増）	○市税の延滞金利率を改正した（H26.1.1施行） ○延滞金・還付加算金に係る特例基準割合の定義を変更（商業手形の基準割引率⇒銀行の新規の短期貸出約定金利の合計を12で除した割合とし、前年の12月15日までの財務大臣が告示する割合へ変更）（H26.1.1施行）

平成26年度	平成27年度
○肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を平成30年度まで3年間延長する ○優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を平成29年度まで3年間延長した ○個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円を加算し、3,500円とする〔26年度から35年度まで適用〕	○所得税法における国外転出時の譲渡所得等の特例の創設に伴い、個人の市民税の所得割の課税標準の算定については、当該特例の例によらないものとした（H28.1.1施行） ○住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成31年6月30日まで1年6か月延長した ○ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、個人の市民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとした〔28年度以後適用〕 ○個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円を加算し、3,500円とする〔26年度から35年度まで適用〕
【法人市民税法人税割の税率の改正】 ○消費税率8%段階において、法人市民税法人税割の税率を現行の14.7%から12.1%に引き下げ（法人市民税税率引き下げ分相当は、地方法人税（国税）を創設し、地方交付税の原資化）（H26.10.1施行）	○均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、次の措置を講じた〔28年4月1日以後に開始する事業年度から適用〕 ・資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算すること ・資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とすること
○耐震改修が行われた一定の既存建築物に係る税額の減額措置が創設されたことに伴い、その申告に関する規定を設けた ○公益法人制度改革により、特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人に移行した法人が設置する施設でそれまで非課税とされていたものについて、平成25年度分まで非課税とする措置が移行期限の到来により廃止されたことに伴い、その申告に関する規定を設けた ○地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入により、市町村の条例で定めることとなった次の施設等の課税標準額の特例について、市が定める課税標準額の特例割合をそれぞれ次のとおり定めた	○「わがまち特例」の導入により市条例で定めることとなった管理協定が締結された津波避難施設等の固定資産税の課税標準に係る特例割合を2分の1とした ○「わがまち特例」の導入により市条例で定めることとなった新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の固定資産税額の減額割合を3分の2とした ○土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等〔27年度から29年度まで適用〕 ・宅地等に対する現行の負担調整措置の継続 ・用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等の課税に係る特例除外の継続 ・農地に対する負担調整措置の継続 ○据置年度における地価下落を対象とした価格修正に係る特別措置の継続〔28・29年度適用〕
①汚水又は廃液の処理施設 3分の1 ②指定物質の排出抑制施設 2分の1 ③特定有害物質の排出抑制施設 2分の1 ④地下街等の浸水防止用施設 3分の2 ⑤ノンフロン冷蔵機器等 4分の3	○軽自動車税について、平成27年度分から適用することとしていた原動機付自転車、2輪車、小型特殊自動車等に係る税率の引上げを1年延期し、平成28年度分から適用することとした ○軽自動車税について、平成27年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車でエネルギー消費効率等に関する一定の基準を満たすものについて、平成28年度分の税率を軽減する特例措置を講じた
【軽自動車税の見直し】 ○原動機付自転車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車の税率を現行の1.5倍（最低2,000円）に、3輪及び4輪以上の軽自動車並びに小型特殊自動車税率を自家用自動車は現行の1.5倍に、その他の車両は現行の1.25倍に引き上げる（H27.4.1施行） ○最初の新規検査から13年を経過した3輪以上の軽自動車について、改正後の税率の概ね20%の重課税とする（H28.4.1施行）	○市たばこ税について、紙巻たばこ3級品に係る税率の特例（1,000本につき2,495円）を廃止するとともに、税率に関し次の経過措置を講じた（H28.4.1施行） ・H28.4.1～H29.3.31：1,000本につき2,925円 ・H29.4.1～H30.3.31：1,000本につき3,355円 ・H30.4.1～H31.3.31：1,000本につき4,000円 ○市たばこ税について、税率の特例の廃止日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対し、手持品課税を行うこととした ○特別土地保有税について、固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る負担均衡化促進のための調整措置を継続〔27年度から29年度まで適用〕
【入湯税の税率改定】（H27.4.1施行） ○平成27年度から平成36年度までの10年間、一般の宿泊客1人1泊についての入湯税の税率を現行の150円から250円に引き上げることとする ○上記の税率引き上げに合わせ、国際観光ホテル整備法に基づくホテル・旅館以外の宿泊施設における入湯客については、一般の宿泊客1人1泊につき150円に軽減することとする	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税及び入湯税の各種税目に係る申請手続等において申請書等に記載すべき事項等に、個人番号、法人番号等を加えた（H28.1.1施行）

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		平成28年度
市 民 税	個 人	○修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の市民税の所得割又は法人の市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした（H29.1.1施行）〔個人の市民税及び法人の市民税に適用〕 ○所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額（8万8千円を限度とする。）を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けた（H30.1.1施行）〔30年度から34年度まで適用〕 ○外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正等に伴い、日本国居住者が台湾に所在する金融機関等を通じて国内において支払を受ける利子等及び配当等に係る課税の特例を導入した（H29.1.1施行） ○住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を平成33年12月31日まで2年6か月延長した
	法 人	○地方法人税（国税）の税率の引上げに伴い、法人税割の税率を現行の12.1%から8.4%に引き下げることとした（H31.10.1施行）
固定資産税		○独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置の申告に関する規定の改正を行った（H28.4.1施行） ○外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る減額措置の対象となる改修工事に要した費用の要件の変更に伴い、その申告に関する規定の改正を行った（H28.4.1施行） ○農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した一定の農地について、課税標準の特例措置を設けた（H28.4.1施行） ○地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入により市条例で定めることとなった次の償却資産又は設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を次のとおり定めた ①津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産 2分の1 ②太陽光発電設備のうち電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外である設備及び風力発電設備 3分の2 ③水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備 2分の1 ④都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産 5分の4
その他		○軽自動車税について、平成28年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車でエネルギー消費効率等に関する一定の基準を満たすものについて、平成29年度分の税率を軽減する特例措置を講じた ○軽自動車税について、環境性能割を創設するとともに、現行の軽自動車税を種別割とすることとした（H31.10.1施行）〔環境性能割は、平成31年10月1日以後に取得した軽自動車に適用。種別割は、平成32年度以降の年度分の種別割に適用。〕 ○都市計画税について、「わがまち特例」の導入により市条例で定めることとなった都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る都市計画税の課税標準に係る特例割合を5分の4とした

平成29年度

○上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化した（H29.4.1施行）
 ○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を平成33年度まで延長した
 ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成32年度まで延長した
 ○配偶者控除の見直しに係る控除対象配偶者の変更に伴う規定の整備をした（H31.1.1施行）

○震災等により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産について、課税標準の特例措置を設けた（H29.4.1施行）
 ○居住用超高層建築物の各区分所有者ごとの固定資産税の税額を算出する際に用いる専有床面積について、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向等を勘案して補正する措置を講ずることに伴い、当該補正の方法と異なる区分所有者全員が協議して定めた補正の方法の申出に関する規定を設けた（H29.4.1施行）
 ○震災等により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に係る固定資産税額を当該土地に係る納税義務者全員の合意により定めた割合により按分する措置について、当該震災等に係る被災市街地復興推進地域として定められたときは、その適用期間を被災後2年度分から4年度分に拡充することに伴い、その申出に関する規定について所要の改正を行った（H29.4.1施行）
 ○震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地を住宅用地とみなす措置について、当該震災等に係る被災市街地復興推進地域として定められたときは、その適用期間を被災後2年度分から4年度分に拡充することに伴い、その申告に関する規定について所要の改正を行った（H29.4.1施行）
 ○次に掲げる住宅に係る減額措置の創設に伴い、その申告に関する規定を設けた（H29.4.1施行）
 ①耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったもの
 ②外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったもの
 ○児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5人以下のもの）の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乘じる市が定める特例割合を2分の1とした
 ○一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乘じる市が定める特例割合を2分の1とした

○軽自動車税について、平成29年度及び平成30年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車でエネルギー消費効率等に関する一定の基準を満たすものについて、当該車両番号指定の翌年度分の税率を軽減する特例措置を講じた
 ○減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことに伴うものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講じた（H29.4.1施行）

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		平成30年度
市 民	個 人	○平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について次の措置を講ずることとした。（H33.1.1施行） ・非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下とすること。 ・総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、32万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととすること。 ・総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととすること。 ・前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除及び調整控除の適用はできないこととすること。 ○公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした。（H31.1.1施行）〔31年度から適用〕
	法 人	○内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じた。（H30.4.1施行） ○修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした。（H30.4.1施行） ○資本金1億円超の内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。（H32.4.1施行）
固定資産税		○高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした一定の改修工事が行われた既存建築物に係る減額措置の創設に伴い、その申告に関する規定を設けた。（H30.4.1施行） ○平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続した。（H30.4.1施行） ○中小事業者等が生産性向上のために取得をした一定の償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乘じる市が定める特例割合を零（0）とした。 ○平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、地価下落を対象とした価格修正に係る特例措置を平成31年度及び平成32年度において継続することとした。
その他		○次の①から③までに掲げる期間における税率を当該①から③までに掲げる税率とする措置を講ずること。 ① 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで 1,000本につき5,692円 ② 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000本につき6,122円 ③ 平成33年10月1日以後 1,000本につき6,552円 ○加熱式たばこの課税方式について、次の措置を講ずること。 ① 製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けること。（H30.10.1施行） ② 加熱式たばこに係る一定の喫煙用具を加熱式たばことみなして釧路市税条例の規定を適用すること。（H30.10.1施行） ③ 加熱式たばこの課税標準を次のア及びイのとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とすること。（H30.10.1施行） - ア 加熱式たばこ0.4グラムを紙巻たばこ0.5本に換算 - イ 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこ1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこ0.5本に換算 ④ ③の換算方法は、平成34年度までの間に5回に分けて段階的に導入することとすること。 ○税率の引上げ日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。 ○紙巻たばこ3級品に係る税率の経過措置を平成31年9月30日まで延長すること。 ○特別土地保有税について、平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、平成30年度から平成32年度までの各年度分の税額に関し、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続すること。

令和元年度
○住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講じた。（H31.4.1施行） ・その適用を令和15年度分の個人の市民税まで延長した。 ・住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とした。 ○都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、特例控除額の控除対象となる寄附金を一定の基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）とするとともに、寄附金税額控除に係る申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とする等の所要の措置を講じた。〔R2年度から適用〕 ○前年において支払を受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人の市民税に関する申告書を提出するときは、その記載事項の一部を一定の記載によることとすることとした。（R2.1.1施行）〔R2年度から適用〕 ○子どもの貧困に対応するため、次の措置を講じた。（R2.1.1施行）〔R2年度から適用〕 ・令和3年度以後の各年度分の個人の市民税について、単身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者をいう。以下同じ。）（当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を非課税措置の対象に加えること。 ・個人の市民税に係る扶養親族申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、当該申告書にその旨を記載することとすること。
○法人の市民税に係る納税申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金1億円超の内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、事務所又は事業所所在地の市長の承認を受けたときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができることとする等の所要の措置を講じた。（H31.4.1施行）〔R2年度から適用〕
○河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置の創設に伴い、その申告に関する規定を設けた。（H31.4.1施行）〔H31年度から適用〕
○軽自動車税について、3輪以上の軽自動車で排出ガス性能等に関する一定の基準を満たすものについて、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とし、又は環境性能割の税率を軽減する特例措置を講じた。（R1.10.1施行） ○減税対象車に係る環境性能割又は種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の取得者又は所有者とみなして、環境性能割又は種別割に関する規定を適用すること等の措置を講じた。（R1.10.1施行） ○環境性能割を非課税とする日本赤十字社が所有する軽自動車について、自動車税の環境性能割が非課税となる自動車に相当するものとするとともに、環境性能割の非課税及び減免に係る手続等について、自動車税の環境性能割の例によることとした。（R1.10.1施行） ○令和元年度及び令和2年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車で排出ガス性能等に関する一定の基準を満たすものについて、当該車両番号指定の翌年度分の種別割の税率を軽減する特例措置を講じた。（R1.10.1施行） ○電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものが令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた場合には、当該車両番号指定の翌年度分の種別割の税率を軽減する特例措置を講じた。（R3.4.1施行） ○令和元年6月1日から令和3年3月31日までの間に特定所有者不明土地について土地使用权を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産について、課税標準の特例措置を設けたこと。（H31.4.1施行）〔H31年度から適用〕

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		R 2 年度
市 民 税	個 人	○扶養親族等申告書について、給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする。（R2. 4. 1施行） ○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和6年度まで延長。（R2. 4. 1施行） ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和5年度まで延長。（R2. 4. 1施行） ○令和3年度以後の各年度分の個人の市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、子を有すること等の一定の要件を満たすものをいう。）で前年の合計所得金額が135万円以下であるものを対象に加えた。（R3. 1. 1施行） ○個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除する。（R3. 1. 1施行）
	法人	
固定資産税		○相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることとした。（R2. 4. 1施行） ○土地又は家屋について、現所有者（登記簿又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者をいう。）に、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、住所、氏名その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることとしたほか、当該申告に係る所要の罰則を設けた。（R2. 4. 1施行） ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する水力発電設備のうち一定規模以上のものに係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を4分の3とした。（R2. 4. 1施行）
その他		○市たばこ税について、卸売販売業者等が輸出、輸出の目的で行う輸出業者に対する売渡し又は本邦と外国との間を往来する本邦の船舶若しくは航空機に船用用品若しくは機用品として積み込むための売渡しをする場合の課税免除の要件を緩和。（R2. 4. 1施行） ○市たばこ税について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこについては、当該葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算して課税する。（R2. 10. 1施行） ○令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこについては、当該葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算して課税する。（R3. 10. 1施行） ○法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合における令和3年以後の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合（上限年7.3パーセント）とする。（R3. 1. 1施行） ○新型コロナウイルス感染症関係 ・個人の市民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症特例法に規定する指定行事（市長が指定するものに限る。）の中止等により生じた当該指定行事の入場料金その他の対価の払戻しを請求する権利を放棄した場合には、当該納税義務者がその対価に相当する額（上限20万円）の寄附金を支出したものとみなして、市民税に関する規定を適用する。（R3. 1. 1施行） ・個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和16年度分の個人の市民税まで延長する。（R3. 1. 1施行） ・中小事業者等が所有する一定の事業用家屋等に対して課する令和3年度分の固定資産税及び都市計画税について、新型コロナウイルス感染症の影響により当該中小事業者等の収入が前年に比して一定割合以上減少したと認められる場合、その減少の割合に応じ、課税標準額を零又は2分の1とする。（R2. 6. 23施行） ・中小事業者等が令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に取得した生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋等について、当初課税年度から3か年分の固定資産税の課税標準額を零とする。（R2. 6. 23施行） ・令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長。（R2. 6. 23施行） ・新型コロナウイルス感染症の影響により納税することが困難である納税者等に係る徴収猶予の特例の創設。（R2. 6. 23施行）

令和3年度

- 寄附金税額控除の対象から、独立行政法人等に対する寄附金であって出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除外した。(R4.1.1施行) [R3.4.1以降の寄附金に適用]
- 給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする等の措置を講じた。(R3.4.1施行)
- 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を令和17年度分の個人の市民税まで延長する等の措置を講じた。(R3.4.1施行)
- 所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族の対象から、30歳以上69歳以下の国外居住者(一部を除く。)を除外することとすること。(R6.1.1施行)
- 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和9年度分の個人の市民税まで延長すること。(R4.1.1施行)

- 令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続した。(R3.4.1施行)
- 上記の措置に加え、令和3年度に限り、課税標準額が増加する土地について、令和2年度の課税標準額に据え置くこととした。(R3.4.1施行)
- 令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、地価下落を対象とした価格修正に係る特例措置を令和4年度及び令和5年度において継続すること。

【軽自動車税】

- 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長した。(R3.4.1施行)
- 令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に種別割の税率を軽減することとした。(R3.4.1施行)

【特別土地保有税】

- 令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和3年度から令和5年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続すること。

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区 分		令和4年度
市 民 税	個 人	○上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等の所要の措置を講じること。（R6.1.1施行） ○給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等の所要の措置を講じること。（R5.1.1施行） ○住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度分の個人の市民税及び居住年が令和7年であるものまで延長すること。（R5.1.1施行）
	法人	
固定資産税		○評価替により価格の上昇した土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を当該商業地等の価格の2.5パーセントに抑制する特例を設けた。（R4.4.1施行） ○下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を5分の4とすること。 ○特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を4分の3とすること。
その他		

令和5年度

- 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和9年度まで延長した。(R5.4.1施行)
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和8年度まで延長した。(R5.4.1施行)
- 個人市民税の寄附金税額控除の適用対象に、市内に事務所又は事業所を有する公立大学法人等に対する寄附金等を追加すること。〔R5.1.1以降の寄附金等に適用し、R6年度以後適用〕
- 令和6年度から森林環境税を個人市民税の均等割と併せて賦課徴収すること等に伴う規定の整備をすること。(R6.1.1施行)〔R6年度以後適用〕
- 給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができるとすること。(R7.1.1施行)〔R8年度以後適用〕

- 修繕等を含む一定の大規模な工事が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について市が定める固定資産税額の減額割合を3分の1とすること。〔R6年度以後適用〕

【軽自動車税】

- 令和5年度から令和7年度までの間に初回車両番号指定を受けた一定の3輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に種別割の税率を軽減することとしたこと。(R5.4.1施行)〔R6～8年度適用〕
- 特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率を2,000円とすること。(R5.7.1施行)〔R6年度以後適用〕
- 自動車メーカー等の不正行為に起因して環境性能割又は種別割に不足額が発生した場合において、当該自動車メーカー等が納付すべき環境性能割又は種別割の額に加算する金額の割合を当該不足額の100分の35とすること。(R6.1.1施行)〔環境性能割：R6.1.1以後取得分の軽自動車に適用。種別割：R6年度以後適用〕

区 分		令和6年度
市 民 税	個 人	○定額による特別税額控除の実施に関し、必要な事項を定めたこと。（R6.4.1施行） ○令和6年能登半島地震災害により生じた一定の住宅等の損失の金額を令和5年中に生じた損失の金額として雑損控除等の適用対象とすることができることとしたこと。（R6.4.1施行）
	法人	
固定資産税		○特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を7分の6とすること。〔R7年度以後適用〕 ○令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、地価下落を対象とした価格修正に係る特例措置を令和7年度及び令和8年度において継続すること。 ○新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅の固定資産税の減額措置に関し、適用の手続を簡素化した。 ○令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続した。
その他		○市税の減免関係 ・市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免に関し、申請の期限を変更すること。（R7.4.1施行） ・市民税、固定資産税及び特別土地保有税に関し、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免の必要があると市長が認める場合は、職権による減免を可能とすること。 【特別土地保有税】 ○令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和6年度から令和8年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続すること。

令和 6 年度

市 税 概 要

令和 6 年 1 2 月発行

釧路市財政部市民税課

〒085-8505

釧路市黒金町 7 丁目 5 番地

電話 0154-23-5151 (内線 3131)

FAX 0154-25-8530

E-mail shi-zeimu@city.kushiro.lg.jp